

北区基本計画 2020（案）

北区中期計画 令和2年度～4年度（案）

北区経営改革プラン 2020（案）

**北区経営改革プラン 2020
(令和2年度～6年度) 年度別計画（案）**

令和元年(2019年) 12月

目 次

北区基本計画 2020（案）

I 計画の基本的な考え方	3
1 新たな時代に 未来への希望を紡ぐ ふるさと北区	5
2 北区の現状と課題	5
3 「区民とともに」めざす、新たな時代への対応	6
4 北区基本計画2020の位置付け（計画体系）	10
5 計画の期間	10
6 計画の対象	10
7 将来人口	11
II 計画の内容	13
1 計画事業総括表	15
2 計画体系図	16
3 基本計画事業一覧表	18
4 計画期間中の財政収支の見通し	24
5 区有財産	28
6 基本計画2020における北区の SDGs 達成に向けた取組みの推進	29
III 基本目標別の計画	33
 基本目標1 健やかに安心してくらせるまちづくり	35
1－1 健康づくりの推進	36
1－2 地域福祉推進のしくみづくり	42
1－3 高齢者・障害者の自立支援	47
1－4 子ども・家庭への支援	57
1－5 福祉のまちづくり	69
 基本目標2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	73
2－1 地域産業の活性化	74

2－2 コミュニティ活動の活性化	83
2－3 個性豊かな地域文化の創造	88
2－4 生涯学習の推進	94
2－5 生涯スポーツの推進	98
2－6 未来を担う人づくり	105
2－7 グローバル時代のまちづくり	114
2－8 男女共同参画社会の実現	119
2－9 主体的な消費生活の推進	125
基本目標3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	129
3－1 計画的なまちづくりの展開	130
3－2 安全で災害に強いまちづくり	139
3－3 利便性の高い総合的な交通体系の整備	152
3－4 情報通信の利便性の高いまちづくり	163
3－5 快適な都市居住の実現	167
3－6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備	174
3－7 持続的発展が可能なまちづくり	183
3－8 自然との共生	189
基本目標4 基本計画推進のための区政運営	195
4－1 区民と区の協働によるまちづくりの推進	196
4－2 計画的・効率的な行財政運営の推進	201
4－3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進	210
IV 参考資料	215
地域別整備計画	217

北区中期計画（案） 令和2年度～4年度

I 計画の基本的な考え方	229
1 計画策定の目的	230
2 計画の性格	230
3 計画の期間	230
II 計画の内容	231
1 施策体系図	232
2 計画事業総括表（令和2年度～4年度）	232
3 中期計画事業一覧表	234
4 財政計画	241
5 基金活用計画	242
6 起債活用計画	243
7 用地取得計画	244
III 基本目標別の計画	245
 基本目標1 健やかに安心してくらせるまちづくり	246
1－1 健康づくりの推進	247
1－2 地域福祉推進のしくみづくり	248
1－3 高齢者・障害者の自立支援	249
1－4 子ども・家庭への支援	253
1－5 福祉のまちづくり	259
 基本目標2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	260
2－1 地域産業の活性化	261
2－2 コミュニティ活動の活性化	264
2－3 個性豊かな地域文化の創造	266
2－4 生涯学習の推進	268
2－5 生涯スポーツの推進	268
2－6 未来を担う人づくり	271
2－7 グローバル時代のまちづくり	275
2－8 男女共同参画社会の実現	275

2-9 主体的な消費生活の推進	277
基本目標3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	278
3-1 計画的なまちづくりの展開	279
3-2 安全で災害に強いまちづくり	283
3-3 利便性の高い総合的な交通体系の整備	290
3-4 情報通信の利便性の高いまちづくり	296
3-5 快適な都市居住の実現	296
3-6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備	298
3-7 持続的発展が可能なまちづくり	302
3-8 自然との共生	303
基本目標4 基本計画推進のための区政運営	304
4-1 区民と区の協働によるまちづくりの推進	305
4-2 計画的・効率的な行財政運営の推進	306
4-3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進	308

北区経営改革プラン 2020（案）

1 経営改革を継続的に実施する必要性について	313
(1) 新たな基本計画への対応	313
(2) 行政需要の中長期的増大	313
① 北区の人口と少子高齢化の現状	313
② 公共施設の更新需要と課題	315
(3) 北区財政の現状と課題	315
① 歳入	315
② 歳出	316
③ 基金	317
④ 地方債	317
(4) 北区職員の現状と課題	317
① 職員定数の適正化	317
② 職員の人材育成	318
2 経営改革プラン改定にあたっての考え方	319
(1) 経営改革で解決すべき課題	319
① 北区基本構想の実現	319

② 「北区基本計画 2020」の資金調達	319
③ 次世代につなぐ、健全で安定的な行財政運営の確保	319
(2) 北区経営改革プラン 2015 の改定にあたっての考え方	320
(3) 経営改革の方向性	320
方向性 1　区民とともに ～地域きずなづくりと協働によるまちづくりの推進～	321
方向性 2　将来を見据えた柔軟で持続可能な行財政システムの確立	321
方向性 3　社会の変化に対応した行政サービスの提供	322
方向性 4　公共施設マネジメントの推進	323
(4) 計画期間	323
3 経営改革による効果額見込み	324
4 これまでの北区の行財政改革	324

北区経営改革プラン 2020

(令和2年度～6年度) 年度別計画 (案)

「北区経営改革プラン 2020」体系図	329
年度別計画の位置づけ	330
「北区経営改革プラン 2020」年度別計画体系図	331

1 区民とともに

～地域のきずなづくりと協働によるまちづくりの推進～

1－1 地域のきずなづくりを推進します	333
1－2 区政情報の共有化を図ります	334
1－3 区民参画を推進します	335
1－4 区民本位の行政サービスを推進します	336
1－5 協働によるまちづくりを進めます	337

2 将来を見据えた柔軟で持続可能な行財政システムの確立

2－1 財源の確保に努めます	339
2－2 業務や事業の見直しを行います	343
2－3 効率的・効果的な組織、執行体制を構築します	347
2－4 外郭団体の役割を検証し、効率化を推進します	350
2－5 職員の意識改革と職務執行能力の向上を図ります	351

3 社会の変化に対応した行政サービスの提供	353
3－1 行政の情報化を推進するとともに、行政サービスの提供体制を見直します	353
3－2 民間活力を活用します	356
3－3 指定管理者制度の導入・検討を行います	360
3－4 公民連携を推進します	361
4 公共施設マネジメントの推進	362
4－1 施設情報の一元的管理・共有化を図ります	362
4－2 施設の有効活用を図ります	363
4－3 施設の長寿命化や維持管理コストの削減を図ります	365
4－4 施設の再配置に向けた取組みを推進します	367
参考資料	368
1. 効果見込額（項目順、年度別）	369
2. 所管別索引	374

～ 凡　例 ～

1. 本計画で、新規事業に位置付けた事業には「☆」をつけています。
2. 「施策の達成を図る目標設定」の現状値については、令和元年度に確認できる数値を記載しています。
3. 事業量は、以下のとおり表記しています。
 - ❖ 「—」：当該年度に事業実施予定がないもの。
 - ❖ 「」（空欄）：事業が完了したもの。
4. 計数については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計などと一致しない場合があります。
5. 構成比などは、原則として各表内計数により計算しています。
6. 事業費は、以下のとおり表記しています。
 - ❖ 「—」：計数がないもの。
 - ❖ 「0」：経費が50万円未満のもの。
7. 中期計画の達成率は、計算できないものについては、「—」で記載しています。
8. 必要に応じて各表の下に脚注を記載し、ことばの定義等を説明しています。

北区基本計画 2020 (案)

I 計画の基本的な考え方

1

新たな時代に 未来への希望を紡ぐ ふるさと北区

北区は、平成 11 年（1999 年）6 月に区議会の議決を経て 21 世紀の北区のめざすべき将来像を提示するとともに、区政運営の基本となる考え方をまとめた、「北区基本構想」を策定しました。

この基本構想に掲げる北区の将来像「ともにつくり未来につなぐ ときめきのまち一人と水とみどりの美しいふるさと北区」を実現するための長期総合計画として、平成 27 年（2015 年）3 月に「北区基本計画 2015」を策定し、着実に実行してきました。

この「北区基本計画 2015」策定後 5 年が経過し、時代は「平成」から「令和」へと移り、社会経済情勢や先端技術等の加速度的な進歩によりライフスタイルが大きく変化しています。こうした新たな時代への対応とともに、将来を見据えた施策の方向を示し、「新たな時代に 未来への希望を紡ぐ ふるさと北区」の実現に向けさらなる取組みを進め、夢や希望が未来につながる区政を着実に推進するため、令和 2 年度（2020 年度）から 11 年度（2029 年度）の 10 力年を計画期間とした、新たな基本計画を策定するものです。

2

北区の現状と課題

（1）北区を取り巻く様々な課題

「北区基本計画 2015」策定から 5 年が経過し、日本はこれまで世界的にも経験したことがない、人口減少や少子高齢化の進展に直面しており、経済の縮小、国力の低下が懸念されています。

政府は令和元年（2019 年）6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2019」において、人口減少や少子高齢化が進展する中であっても、直面する様々な課題を克服し、ピンチをチャンスに変えていく鍵となるのがデジタル化を原動力とした「Society5.0」の実現であるとしており、人生 100 年時代の到来を見据え、一人ひとりが能力を高め、だれもかいくつになっても活躍できる社会を構築するために成長戦略実行計画に基づき、具体的な目標を掲げた取組みを始めています。

一方、日本経済は、経済再生を最優先の政策課題に捉え、経済政策を強力に推進し広く展開することにより、デフレでない状況をつくり出し、長期にわたる回復を持続させており、GDP は名目・実質とも過去最大規模に達しているとともに、国民生活に密接にかかわる雇用・所得環境も大きく改善しました。今後も、この経済の好循環をさらに持続・拡大するために、さらなる取組みを進めています。

しかしながら、北区においては、近年人口は増加傾向にあるものの、将来的な少子高齢化の進展、法人住民税の交付税原資化のさらなる拡大が予定されていること、また景気の変動により、財政運営に影響が発生することが考えられます。

また、AI、IoT、ロボット、ビッグデータなど第 4 次産業革命のデジタル技術とデータの活用は、加速度的に進展しており、私たちの生活も 10 年後には大きく変化していることが見込まれます。人間中心の社会「Society 5.0」を実現していく観点から、新たな技術を地域課題の解決にどう取り込んでいくかが重要な課題となっています。さらに、地方創生の取組み、地方分権改革の進展、児童相談所の設置をはじめとする、都区の役割分担の見直し、特色のあるまちづくりの推進、SDGs（持続可能な開発目標）への取組み等、北区はますます基礎自治体として、地域の特性を踏まえた施策を展開していかなければなりません。

あわせて、気候変動による風水害や首都直下地震など、自然災害への対応は、大きな課題の一つとなっています。

(2) 北区の基本的な課題

北区の高齢化率は、平成 26 年（2014 年）以降は、25%超で推移していましたが、近年の人口増加により、平成 31 年（2019 年）1月 1 日現在では、24.93%と 5 年ぶりに 25%を下回りました。また、「北区人口推計調査報告書（平成 30 年 3 月）」によると、今後 10 年間は、高齢者人口については減少していきますが、20 年後の令和 20 年（2038 年）には、ほぼ現在と同じ人口となります。一方で、年少人口及び 15 歳から 64 歳の生産年齢人口については、20 年後、現在より増加する推計となっていますが、いずれにしても、少子高齢化の進展・人口構成のアンバランスのは正は、依然として、北区としても大きな課題であり、日本全体において人口減少が進行する中で、北区においても将来的な人口減少は避けられない見込みです。

こうした人口減少・少子高齢化の進展は、地域コミュニティやまちの活力の低下など、コミュニティ活動や地域産業の基盤に大きな影響を与えています。

また、ライフスタイルの加速度的な変化とともに、区民ニーズも多様化し、行政需要は多様化・拡大化しています。こうした状況の中、自治体だけの力であらゆる公共サービスを維持し続けることは困難です。区民や事業者等とも連携・協働するしくみがますます重要となっています。

さらに、義務的経費である扶助費の総額は、高齢化の進行や児童福祉費等の伸びにより、年々増加しているほか、防災・減災対策、市街地再開発など本格化するまちづくりや公共施設等の更新、増大する行政需要に見あう歳入の確保や、将来の世代に負担を残さない健全な行財政運営を構築するために、より一層の経営改革への取組みが必要となっています。

3

「区民とともに」めざす、新たな時代への対応

基本計画 2020 では、区の基本姿勢である「区民とともに」と、これまでの基本計画・中期計画に掲げてきた 3 つの優先課題を進め、北区の10年後のあるべき将来を見据えた、取り組むべき 2 つの最重要課題へさらに積極的に対応します。

あわせて、ここ数年の人口増加や住みたいまちとして北区が注目を集めていること、渋沢栄一翁の新紙幣の肖像の採用や大河ドラマの放映の機会など、まさに今、北区をプロモーションする絶好の機会が訪れています。この機を捉え、シティプロモーションに一層力を入れるとともに、北区の新たな魅力や価値を創出する施策に積極的に取り組みます。

(1) 基本姿勢 「区民とともに」

区民一人ひとりがゆとりと豊かさ、そして、地域への愛着を持つことができる「北区に暮らせば幸せになれる」魅力あふれる北区づくりをめざして、区は「区民とともに」を基本姿勢に、区民・事業者等に期待することや行政の役割を明確にし、あらゆる場面において、協働の精神のもと区政を推進しています。

(2) 取り組むべき 2 つの最重要課題

基本的な課題への対応はもとより、北区の10年後のあるべき将来を見据え、北区が取り組むべき 2 つの最重要課題を改めて設定します。

① 地域のきずなづくり

区民一人ひとりがゆとりと豊かさと夢を感じられる北区とするために、だれもが「我が事」として地域や地域の課題に関心を持ち、お互い支えあう「地域のきずなづくり」を推進する必要があります。

② 子育てファミリー層・若年層の定住化

出産前からの切れ目のない支援による、子育て施策を推進するとともに、北区で学び、働き、暮らし、育てるための「子育てファミリー層・若年層の定住化」を幅広く展開する必要があります。

(3) 3つの優先課題

① 「地震・風水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むこと

発生の切迫性が指摘されている首都直下地震や気候変動の影響等による台風の大型化に伴う荒川氾濫などの大規模災害を想定した地震・風水害対策をはじめ、災害に強いまちづくりを一層推進し、区民の生命、財産を守ることに全力で取り組みます。

引き続き、「北区地域防災計画」に基づく取組みを進め、自助、共助の力となる地域防災力の向上をめざすとともに、「大規模水害避難計画」の策定に取り組みます。また、木造住宅密集地域の解消をはじめ防災まちづくり事業の推進や、地域防犯力の向上に取り組み、安全・安心な生活環境づくりを強化します。

② 「長生きするなら北区が一番」を実現すること

人生100年時代を見据えた健康長寿社会の実現に向け、だれもが「いきがい」や「やりがい」を持って暮らせる北区をめざし、高齢者の就労や社会参加につながる「いきがい」を創出するしくみづくりを進めるほか、生涯学習・生涯スポーツの環境整備にも取り組み、いくつになっても、だれもが自分らしく輝き、活躍できる社会の実現をめざします。

あわせて、健康寿命の延伸を図るため、若い世代から、高齢者まで自らの健康に関心を持ち、自ら取り組む健康づくりを支援する事業の充実を図ります。

また、介護と医療の連携を強化し、すべての人が健やかに、互いに支えあいながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、「北区版地域包括ケアシステム」をさらに充実します。

③ 「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにすること

妊娠期から出産期、乳幼児期、そして学齢期まで、それぞれのステージに寄り添った切れ目のないきめ細かな支援の充実や、保育所・学童クラブの待機児童解消に向けた定員拡大とともに、質の向上を図り、子育てファミリー層・若年層が安心して住み続けられる環境づくりに取り組みます。

また、児童虐待防止に向けた取組みの強化とともに、旧赤羽台東小学校跡地を活用し、児童相談所をはじめとした子ども・教育に関する複合施設の設置に向け、着実に準備を進め、子どもたちの健やかな育ちをサポートする体制を充実します。

「教育」の分野では、未来を担う子どもたちが、地域社会の一員としての自覚のもと、「ふるさと北区」に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、将来様々な分野で活躍できる人材となるよう、「確かな学力の定着・向上」、渋沢栄一翁の精神についても学習する「グローバル人材の育成」などの取組みを進めるとともに、学校改築・改修にも計画的に取り組み、教育環境の向上を図り、「教育先進都市・北区」をさらに前進します。

(4) 北区の新たな魅力や価値を創出する施策の展開

①本格化するまちづくりの一層の推進

自然環境豊かな北区の特性を生かした安全・安心・快適な空間を創出する施策を展開するとともに、「駅周辺のまちづくり」や都市基盤整備、このほか、「安全・安心」という観点からの「防災まちづくり」を中心とした面的整備を一層推進します。

「駅周辺のまちづくり」については、まさに今、動き出しているこの機を捉え、それぞれの特徴を生かし、にぎわいや利便性の向上を図るなど、魅力的なまちづくりを着実に推進します。

王子駅周辺においては、快適で機能性の高い新庁舎建設に向けた検討を深めるとともに、百年先を展望した「東京の北の交流拠点 水と緑豊かな王子」の実現に向け、着実に歩みを進めます。

十条駅周辺においては、東京都や関係機関と連携・協力して、十条駅付近連続立体交差事業や鉄道付属街路事業を推進するとともに、十条駅西口地区市街地再開発事業については、十条らしい「にぎわいの拠点」の創出に寄与する公共施設を整備します。

赤羽駅周辺においては、赤羽一丁目地区における市街地再開発事業を支援するとともに、まちづくりの課題解決に向けた取組みを進めます。

さらに、安全で快適な移動の確保や、まちの回遊性の向上を図るため、コミュニティバスの新規路線導入をはじめ、地域公共交通の充実に向けた取組みを推進します。

②水・みどり・公園 新たな魅力とうるおいの創出

公園総合整備構想を策定し、Park-PFIなどの手法の導入や都市計画公園の再生整備などに取り組み、暮らしの中にうるおいや癒し、そして楽しみを与えてくれる魅力ある公園づくりを進めます。

あわせて、4つの河川が区内を流れる水辺環境豊かな北区の特色を生かし、荒川緑地など水辺空間を活用して、スポーツグラウンドの整備や自然地の再生整備に向けた取組みを推進し、区民のだれもがスポーツや水辺に親しむ環境づくりにも力を入れます。

③文化・芸術・観光 北区らしさの創造

文化の祭典でもある「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を一つの契機とし、文化芸術事業のPRを強化するとともに、(仮称)芥川龍之介記念館の開設をめざし、準備を進めます。

また、平成31年に逝去された北区名誉区民である日本文学研究者ドナルド・キーイン氏の功績を生かした特色ある文化事業を展開します。

さらに、近年北区は、「住みたいまち」、「子育てしやすいまち」として、認知度も上がり、注目を集めています。こうした機会に、北区の強みや魅力的な資源を総動員し、北区らしさを創造するとともに、区内外に戦略的・効果的に魅力を発信するシティプロモーションを一層推進し、関係人口、交流人口、そして定住人口の増加を実現します。

その中の取組みの一つとして、北区にゆかりのある渋沢栄一翁が、新たな一万円紙幣の肖像に採用され、大河ドラマの主人公となることが決定したことも踏まえ、近代日本経済の礎を築いた渋沢栄一翁に係る功績の発信や関連イベントを開催するなど、関係機関や関係自治体と連携し、積極的に展開します。

④多様性の尊重 だれもがいきいきと生活できる基盤の確立

日本人と外国人が地域で相互理解を深めるとともに安心して心豊かに暮らせるまちをめざして、多文化共生の実現に向けた取組みを推進します。

また、人権を尊重し健康な生活を実現する、ワーク・ライフ・バランスを実現する、あらゆる分野で女

性が活躍する、男女があらゆる分野で学び参画する男女共同参画社会の実現及び多様性社会の推進に取り組みます。

さらに、障害の有無にかかわらず、だれもがお互いを尊重し、支えあえる共生社会を実現するために、障害者の差別解消及び理解促進に向けた取組みを推進します。

計画体系

基本構想に掲げる北区の将来像の実現

基本姿勢 「区民とともに」

北区の最重要課題

地域のきずなづくり
子育てファミリー層・若年層の定住化

3つの優先課題

「地震・風水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むこと

「長生きするなら北区が一番」を実現すること

「子育てるなら北区が一番」をより確かなものにすること

北区の新たな魅力や価値を創出する施策の展開



本格化するまちづくりの一層の推進

水・みどり・公園 新たな魅力とうるおいの創出

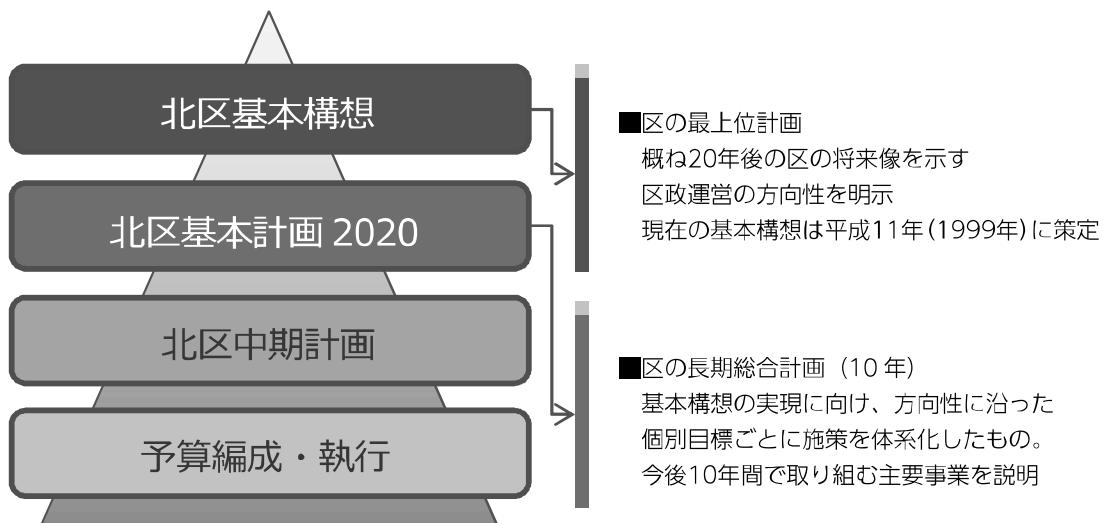
文化・芸術・観光 北区らしさの創造

多様性の尊重 だれもがいきいきと生活できる基盤の確立

4

北区基本計画 2020 の位置付け（計画体系）

この基本計画は、北区基本構想の実現を目的とする区政の基本方針であり、令和2年度（2020年度）以降の10年間に、区が取り組むべき主要な施策の方向性を示したものです。



5

計画の期間

計画期間：令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10力年

前期計画期間：令和6年度（2024年度）までの5力年

後期計画期間：令和7年度（2025年度）以降の5力年

6

計画の対象

この基本計画は、基本構想に示された諸目標を実現するために実施する、区の権限に属する単独事業及び区が関係する国・東京都、その他の公共団体等との共同事業について計画化したものです。ただし、国や東京都が実施する事業であっても、区民福祉の向上の面から特に必要なものについては、施策の体系に位置づけをするとともに、その実現に向け実施主体に要請していきます。

(2) 対象区域

この基本計画の対象区域は、北区全域です。ただし、区域を乗り越えた取組みが必要な課題や、北区だけでは解決が困難な課題に対しては、他区、近隣市等の他の自治体との調整や連携が必要となるため、東京都や首都圏における位置づけに配慮しています。

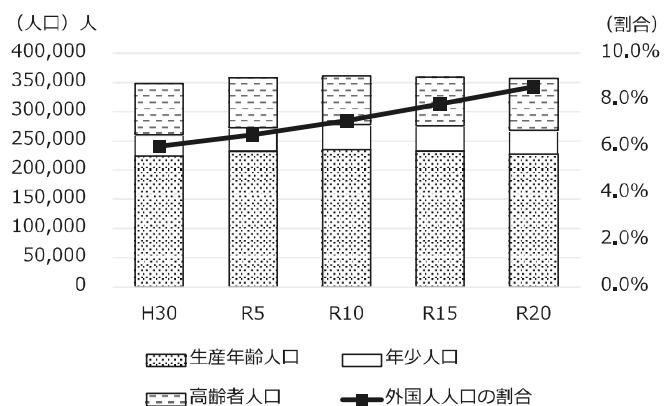
7

将来人口

(1) 人口の推移

外国人人口をあわせた北区の総人口は、平成 30 年 1 月 1 日現在 348,030 人となって います。

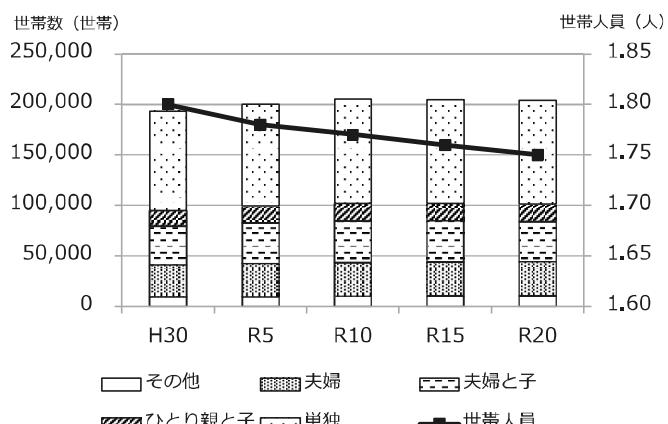
令和 10 年までは日本人・外国人とも人口 は増加する傾向にあります。一方で、高齢者 人口（65 歳以上）は令和 10 年までは減少 傾向にありますが、令和 20 年には 88,541 人（平成 30 年比較で 559 人増の現状）となっ ています。



図：北区の総人口及び外国人人口の推移

(2) 世帯の動向

世帯数は令和 10 年ごろまで増加傾向にあ る一方で、1 世帯あたりの人数は減少する傾 向にあり、令和 20 年には 1 世帯あたりの 人数が 1.75 名という想定となっています。また、総世帯数における単独世帯の割合は、い ずれの年においても 5 割を超える想定となっ ています。



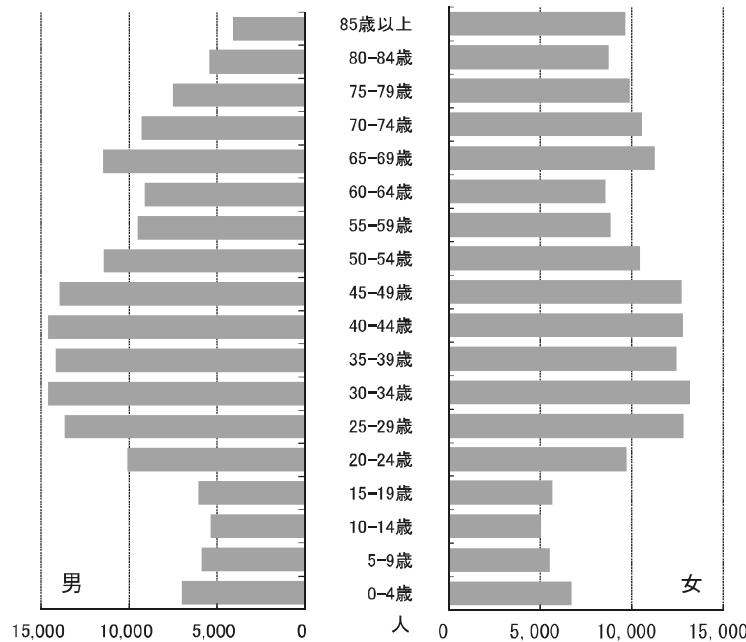
図：北区の世帯数に関する推移

(3) 年齢構成

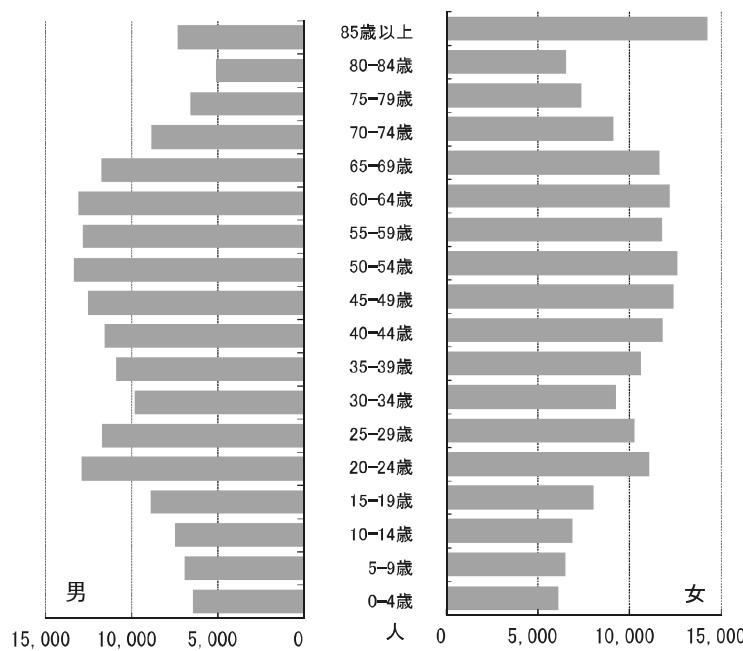
平成30年に65～69歳の膨らみを持つ団塊の世代が自然減少しながら、令和20年に85歳以上に移行し、団塊ジュニア世代（昭和45～49年の出生）が60～69歳に移行します。総人口は令和10年ごろまでは増加傾向にある一方で、高齢者人口全体の総数は減少傾向にあり、高齢者の約62%が75歳以上となる見込みです。

令和10年以降は、高齢者人口全体の総数は、増加傾向となり、令和20年には高齢者の約53%が75歳以上となる見込みです。

また、令和20年には年少人口・生産年齢人口・高齢者人口のいずれも増加しますが、少子高齢化の進展に伴い、人口ピラミッドからもわかるように「つぼ型」に近い形となり、年齢構成のアンバランスが一層進む見込みです。



図：平成30年（2018年）人口ピラミッド



図：令和20年（2038年）人口ピラミッド

II 計画の内容

1

計画事業総括表

(単位：百万円)

基　本　目　標	計画事業数	計画事業費		
		合　計	前　期 (2～6年度)	後　期 (7～11年度)
健やかに安心してくらせるまちづくり	25事業	37,117	21,655	15,461
一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	31事業	83,722	40,424	43,297
安全で快適なうるおいのあるまちづくり	46事業	105,414	70,015	35,399
基本計画推進のための区政運営	9事業	18,108	461	17,648
合　　計	111事業	244,360	132,556	111,805

2

計画体系図

北区基本構想で示している3つの基本目標と、これを実行するための効率的な執行体制の整備について25の施策単位を設定して、北区の将来像「ともにつくり未来につなぐ ときめきのまち — 人と水とみどりの美しいふるさと北区」の実現をめざします。

めざすべき将来像

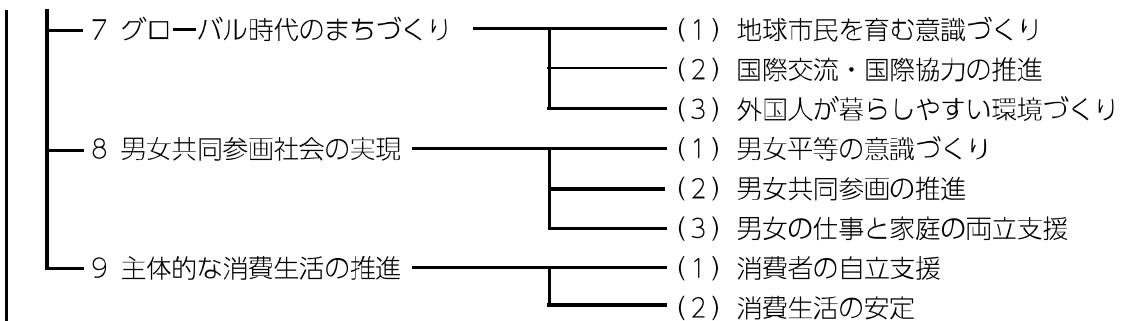
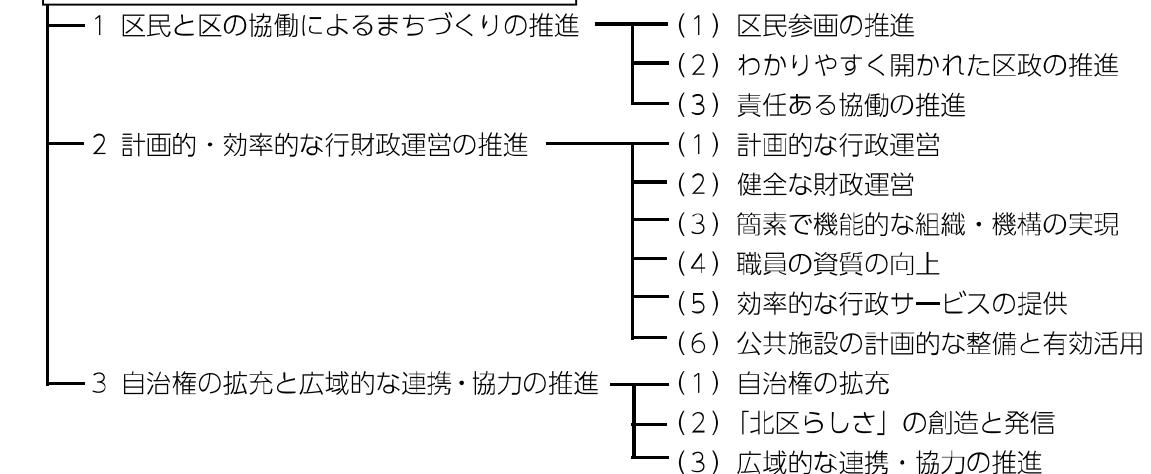
「ともにつくり未来につなぐ ときめきのまち
— 人と水とみどりの美しいふるさと北区」

基本目標1：健やかに安心してくらせるまちづくり

- 1 健康づくりの推進 (1) 健康づくりの支援
(2) 保健・医療体制の充実
- 2 地域福祉推進のしくみづくり (1) 区民主体の福祉コミュニティづくり
(2) 利用者本位のサービスの提供
(3) 権利擁護のしくみづくり
- 3 高齢者・障害者の自立支援 (1) 社会参加の促進
(2) 在宅生活の支援
(3) 生活の場の確保
- 4 子ども・家庭への支援 (1) 子育て家庭の支援
(2) 子どもの健やかな成長の支援
(3) 子どもをあたたかく育む地域社会づくり
- 5 福祉のまちづくり (1) バリアフリーのまちづくり
(2) 思いやりのある福祉のまちづくり

基本目標2：一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

- 1 地域産業の活性化 (1) 新たな産業の展開
(2) モノづくりの振興
(3) 生活サービス産業の育成
(4) 勤労者の働きやすい環境づくり
- 2 コミュニティ活動の活性化 (1) コミュニティ活動の支援
(2) コミュニティ施設の充実
- 3 個性豊かな地域文化の創造 (1) 個性豊かな文化の創造と発信
(2) 歴史的文化の継承と活用
- 4 生涯学習の推進 (1) 情報提供・相談体制の充実
(2) 学習機会の拡充
(3) 学習成果の活用
- 5 生涯スポーツの推進 (1) 身近なスポーツの場の整備
(2) 参加機会の拡充
- 6 未来を担う人づくり (1) 社会の変化に対応する学校教育の推進
(2) 教育環境の整備
(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進
(4) 地域に開かれた学校づくり
(5) 青少年の健全育成と自立支援

**基本目標3：安全で快適なうるおいのあるまちづくり****基本目標4：基本計画推進のための区政運営**

3

基本計画事業一覧表

(事業費単位：百万円)

番号	事業名	全体計画 11年度目標 A	元年度未 見込み B	必要量 A-B=C	前期計画 2~6年度	後期計画 7~11年度	頁
001	健康寿命の延伸プロジェクト～若い世代から取り組む健康づくり～	推進	推進	推進	拡充	推進	39
				事業費 77	39	38	
002	区内医療環境の充実	推進	調査	推進	推進	推進	40
				事業費 9	9	—	
003	たばこ対策総合支援事業	推進	推進	推進	拡充	推進	40
				事業費 85	56	29	
004	地域見守り支えあい事業	推進	推進	推進	推進	推進	45
				事業費 105	69	36	
005	いきがいづくり支援事業	推進	推進	推進	拡充	推進	51
				事業費 1,212	692	520	
006	障害児・障害者の 地域生活の支援の充実	推進	推進	推進	拡充	推進	51
				事業費 140	66	74	
007	北区版地域包括ケア システムの構築	推進	推進	推進	拡充	推進	52
				事業費 5,577	2,809	2,768	
008	地域密着型サービスの 基盤整備	推進	推進	推進	推進	推進	53
				事業費 —	—	—	
009	認知症在宅支援推進事業	推進	推進	推進	拡充	推進	54
				事業費 147	73	73	
010	特別養護老人ホームの 整備・改修	1,823床 (区外確保分 175床)	1,493床 (区外確保分 175床)	330床	165床	165床	54
		改修3カ所	1カ所実施設計	3カ所	1カ所完成 2カ所検討	—	
				事業費 3,184	2,823	361	
011	老人保健施設・都市型 軽費老人ホームの整備	推進	推進	推進	推進	推進	55
				事業費 387	285	102	
012	障害者グループホームの 整備	35カ所 (定員220人)	28カ所 (定員150人)	7カ所 (定員70人)	3カ所 (定員36人)	4カ所 (定員34人)	55
				事業費 153	72	81	
013	保育所待機児童解消	9,601人	8,923人	678人	678人	推進	61
				事業費 968	968	—	
014	放課後等における子ども の居場所の充実・確保	推進	推進	推進	推進	推進	61
				事業費 19,281	9,445	9,837	
015	保育サービスの充実	推進	推進	推進	拡充	推進	62
				事業費 429	204	225	
016	保育の質の向上	推進	推進	推進	拡充	推進	62
				事業費 18	9	9	

番号	事業名	全体計画 11年度目標 A	元年度末 見込み B	必要量 A-B=C	前期計画 2~6年度	後期計画 7~11年度	頁
017	産前産後サポート事業	推進	推進	推進 事業費 450	拡充 225	推進 225	63
018	妊娠期から子育て期の 切れ目ない支援	推進	推進	推進 事業費 728	拡充 345	推進 384	64
019	子どもの未来応援 プロジェクトの推進	推進	推進	推進 事業費 1,093	拡充 545	推進 548	64
020	児童虐待未然防止事業	推進	推進	推進 事業費 133	拡充 72	推進 61	65
021	児童相談所等複合施設の 整備	完成	基本構想策定	完成 事業費 2,779	推進 2,779	完成 —	65
022	社会的養護を必要とする 子どもへの支援	推進	推進	推進 事業費 17	拡充 8	推進 9	65
023	子どもセンター・ティーン ズセンターへの移行	完了	検討	完了 事業費 —	移行 —	完了 —	66
024	バリアフリー基本構想の 推進	推進	推進	推進 事業費 81	推進 33	推進 48	71
025	障害者の差別解消と 理解促進	推進	推進	推進 事業費 64	推進 30	推進 34	71
026	経営相談総合窓口の 充実・強化	推進	推進	推進 事業費 363	拡充 171	推進 192	78
027	地域における雇用の推進	推進	推進	推進 事業費 76	拡充 40	推進 37	78
028	創業チャレンジ環境の 整備	推進	推進	推進 事業費 206	拡充 104	推進 103	79
029	北区観光の魅力向上 プロジェクト	推進	推進	推進 事業費 248	推進 127	推進 121	79
030	ものづくり技術開発支援 事業	132件	12件	120件 事業費 170	60件 85	60件 85	80
031	産業ブランド力の強化	推進	検討	推進 事業費 31	拡充 14	推進 17	80
032	個店の魅力創出支援事業	推進	推進	推進 事業費 159	拡充 67	推進 92	81
033	地域のきずなづくり推進 プロジェクト	推進	推進	推進 事業費 30	拡充 15	推進 15	85
034	町会・自治会活性化 推進事業	推進	推進	推進 事業費 344	拡充 163	推進 182	86
035	区民センターの整備 (桐ヶ丘地区)	完成	検討	完成 事業費 1,113	整備 483	完成 630	86
036	文化芸術活動の推進	推進	推進	推進 事業費 285	推進 143	推進 143	91
037	(仮称)芥川龍之介記念館 の整備	推進	推進	推進 事業費 203	推進 199	推進 3	91
038	ドナルド・キーン氏の 功績を生かした特色ある 文化事業の展開	推進	検討	推進 事業費 —	推進 —		91

番号	事業名	全体計画 11年度目標 A	元年度末 見込み B	必要量 A-B=C	前期計画 2~6年度	後期計画 7~11年度	頁
039	北とぴあの改修	完了	検討	完了 事業費 10,072	設計 522	完了 9,550	92
040	国指定史跡中里貝塚の保存・活用	推進	保存活用計画策定	推進 事業費 90	拡充 90	推進 —	92
041	地域活躍ステップアップ事業	推進	—	推進 事業費 12	実施 5	推進 7	97
042	桐ヶ丘体育館の改築	完成	検討	完成 事業費 1,467	整備 185	完成 1,282	101
043	スポーツ施設の整備	3力所	検討	3力所 事業費 2,385	2力所 2,191	1力所 195	102
044	「トップアスリートのまち・北区」推進プロジェクト	推進	推進	推進 事業費 155	拡充 129	推進 26	102
045	ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進	推進	推進	推進 事業費 50	拡充 25	推進 25	103
046	総合型地域スポーツクラブの設立・支援	3クラブ設立	2クラブ設立	1クラブ設立 事業費 —	1クラブ設立 —	—	103
047	確かな学力向上プロジェクト	推進	推進	推進 事業費 4,776	拡充 2,371	推進 2,405	110
048	グローバル人材育成プロジェクト	推進	推進	推進 事業費 1,929	拡充 970	推進 959	111
049	区立認定こども園の設置	3園設置	1園設置	2園設置 事業費 —	1園設置 —	1園設置 —	111
050	学校の改築	20校完成	12校完成	8校完成 事業費 44,468	3校完成 25,008	5校完成 19,460	111
051	学校施設の長寿命化の推進	11校完成	モデル事業実施	11校完成 事業費 14,750	6校完成 7,151	5校完成 7,600	111
052	多文化共生の推進	推進	推進	推進 事業費 260	拡充 128	拡充 132	117
053	多様性の理解促進	推進	検討	推進 事業費 11	推進 6	推進 6	122
054	女性活躍推進事業	推進	推進	推進 事業費 30	推進 15	推進 15	123
055	ワーク・ライフ・バランスの推進	推進	推進	推進 事業費 23	推進 12	推進 11	123
056	主体的に選択・行動ができる消費者教育の推進	推進	推進	推進 事業費 11	推進 6	推進 6	127
057	駅周辺まちづくりの整備促進	促進	促進	促進 事業費 ※各計画事業費等に計上	促進 —	促進 —	132
058	王子駅周辺のまちづくりの促進	促進	促進	促進 事業費 863	促進 863	促進 —	134
059	赤羽駅周辺のまちづくりの促進	促進	促進	促進 事業費 5,773	促進・完了 5,757	促進 17	134
060	十条駅周辺のまちづくりの促進	促進	促進	促進 事業費 17,152	促進 17,152	促進 —	135

番号	事業名	全体計画 11年度目標 A	元年度末 見込み B	必要量 A-B=C	前期計画 2~6年度	後期計画 7~11年度	頁
061	東十条駅周辺の まちづくりの促進	促進	促進	促進 事業費 —	促進 —	促進 —	135
062	板橋駅周辺の まちづくりの促進	促進	促進	促進 事業費 72	促進 72	促進 —	136
063	浮間舟渡駅周辺の まちづくりの促進	促進	促進	促進 事業費 289	促進 289	促進 —	136
064	赤羽台周辺地区住宅市街 地総合整備事業の推進	完了	推進	完了 事業費 20	完了 20		137
065	都市防災不燃化促進事業	6路線完了 2路線推進 1地区完了	6路線推進 1地区推進	6路線完了 2路線推進 1地区完了 事業費 1,146	1路線完了 7路線推進 1地区推進 846	5路線完了 2路線推進 1地区完了 300	144
066	防災まちづくり事業の推進	推進	推進	推進 事業費 13,189	推進 7,893	推進 5,296	145
067	木造民間住宅耐震改修・ 建替え促進事業	推進	推進	推進 事業費 851	推進 426	推進 426	146
068	緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業	推進	推進	推進 事業費 1,290	推進 890	推進 400	146
069	がけ・擁壁等の安全・ 安心支援事業	推進	推進	推進 事業費 254	推進 170	推進 84	147
070	防災情報の一元管理体制の 強化(防災情報基盤の構築)	推進	検討	推進 事業費 24	拡充 21	推進 3	147
071	北区防災備蓄・管理・ 供給体制の強化	推進	検討	推進 事業費 52	拡充 47	推進 6	148
072	他自治体等からの 受援体制の構築	構築	—	構築 事業費 —	構築 —	推進 —	148
073	大規模水害を想定した 避難行動支援事業	推進	推進	推進 事業費 78	拡充 78	推進 —	149
074	防犯対策サポート事業	推進	推進	推進 事業費 214	拡充 152	推進 62	149
075	防犯設備整備事業	推進	推進	推進 事業費 254	推進 214	推進 40	150
076	地域の防犯力向上事業	推進	推進	推進 事業費 6	推進 3	推進 3	150
077	都市計画道路新設・ 拡幅整備	3路線完成 2路線推進	4路線推進	3路線完成 2路線推進 事業費 12,969	1路線完成 3路線推進 11,988	2路線完成 2路線推進 982	155
078	幹線区道新設・拡幅整備	2路線完成 1路線推進	2路線推進 1路線検討	2路線完成 1路線推進 事業費 2,339	1路線完成 2路線推進 1,576	1路線完成 1路線推進 763	156
079	(仮称)旧北王子支線跡地 遊歩道の整備	完成	協議	完成 事業費 851	完成 851		156
080	無電柱化事業の推進	4区間完成 3区間推進	6区間推進	4区間完成 3区間推進 事業費 639	1区間完成 5区間推進 522	3区間完成 3区間推進 116	157

番号	事業名	全体計画 11年度目標 A	元年度末 見込み B	必要量 A-B=C	前期計画 2~6年度	後期計画 7~11年度	頁
081	橋梁整備	1橋完成 2橋推進	3橋推進	1橋完成 2橋推進	1橋完成 2橋推進	2橋推進	158
082	鉄道駅エレベーター等 整備事業	エレベーター 6駅完成	エレベーター 5駅完成	エレベーター 1駅完成 5駅協議	エレベーター 1駅完成	エレベーター 5駅協議	159
		ホームドア 5駅完成	ホームドア 2駅完成	ホームドア 3駅完成 5駅協議	ホームドア 3駅完成	ホームドア 5駅協議	
083	駅周辺へのエレベーター 等の設置	5力所設置 1力所推進	3力所設置 1力所推進	2力所設置 1力所推進	1力所設置 2力所推進	1力所設置 1力所推進	160
084	区内交通手段の確保	拡充	推進	拡充	拡充	拡充	160
085	総合的な駐輪対策の推進	推進	推進	推進	推進	推進	161
086	総合的な自転車活用の推進	推進	推進	推進	推進	推進	161
087	区営住宅の建替え	2力所完成 187戸	1力所 基本設計	2力所完成 187戸	1力所完成 80戸 1力所基本設計	1力所完成 107戸	170
				事業費	5,112	2,581	
088	一人暮らし高齢者住宅 建設事業	2力所完成 212戸	1力所整備	2力所完成 212戸	1力所完成 143戸 1力所整備	1力所完成 69戸	170
				事業費	4,588	3,436	
089	空き家対策の推進	推進	推進	推進	推進	推進	171
090	子育て・高齢者世帯等の 居住支援	推進	推進	推進	推進	推進	172
091	景観まちづくりの推進	推進	推進	推進	推進	推進	177
092	魅力ある公園づくり事業	推進	推進	推進	推進	推進	178
093	飛鳥山公園の魅力向上事業	推進	推進	推進	推進	推進	179
094	(仮称)赤羽台のもり公園 の整備	完成	整備	完成	完成		179
095	(仮称)滝野川三丁目公園 の整備	完成	設計	完成	完成		180
096	(仮称)新神谷公園の整備	完成	—	完成	設計	完成	180
097	名主の滝公園の再生整備	完成	設計	完成	完成		180
				事業費	1,080	1,080	

番号	事業名	全体計画 11年度目標 A	元年度末 見込み B	必要量 A-B=C	前期計画 2~6年度	後期計画 7~11年度	頁
098	桐ヶ丘中央公園の拡張整備	完 成	—	完 成	推 進	完 成	181
099	水辺空間を利用した にぎわいの創出	推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進	181
100	低炭素社会の促進と 気候変動への適応	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	187
101	ごみの減量化と資源の 有効利用	推 進	検 討	推 進	推 進	推 進	187
102	持続可能な社会に向けた 環境学習	推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進	192
103	地方創生に向けたSDGs 推進事業	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	199
104	東洋大学と連携した 地域活性化の推進	推 進	推 進	推 進	推 進	—	199
105	AI・RPA等の先端技術 の活用	推 進	検 討	推 進	推 進	推 進	206
106	新庁舎の整備	整 備	基本計画検討	整 備	基本計画 策定・設計	設計・用地 取得・整備	206
107	公共施設の再配置	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	207
108	トイレリフレッシュ事業	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	207
109	北区渋沢栄一プロジェクト の推進	推 進	推 進	推 進	推 進	—	213
110	友好都市交流協定の締結	4都市協定 締結	3都市協定 締結	1都市協定締結	1都市協定締結	—	213
111	他自治体との新たな連携・ 交流の推進	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	213
				事業費	17	10	6

4

計画期間中の財政収支の見通し

(1) 財政計画の基本的な考え方

日本経済の先行きは、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、米中の貿易摩擦が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性の高まりなどが、景気の下押しリスクとなっています。北区においても、防災・減災対策、学校改築や施設一体型小中一貫校の建設、新庁舎建設や本格的なまちづくりの取組みなど、計画事業の推進により、歳出規模並びに一般財源総額の拡大傾向が続いています。また、日本全体では、現在、人口減少と高齢化が同時に進行し、今後も社会保障費の負担は大きく増加する見込みとなっており、北区においても、人口構成の変化とともに社会保障費の増加は避けられず、今後、柔軟な財政運営が困難になっていくことが懸念されます。

この財政計画は、このような状況を踏まえ、基本計画の前期5カ年（令和2年度（2020年度）～6年度（2024年度））における財政収支の推計を行ったものです。

推計にあたっては、現段階での想定が可能な税財政制度をめぐる動向や政府の経済見通しなど様々な指標を参考に積算を行っています。

また、基本計画の前期5カ年を対象期間とする、新たな経営改革プランを策定し、一層の経営改革に取り組み、積極的に財源の確保に努めるとともに、3カ年を計画期間とする実施計画「北区中期計画」の見直しや毎年度の予算編成の中で適切な調整を行うことで、計画事業の着実な実現に取り組みます。

なお、後期5カ年（令和7年度（2025年度）～11年度（2029年度））の財政計画は、今後の経済成長率等の動向を把握したうえで改めて算定することとします。

(2) 財政見通しと財政規模

本計画においては、政府の国内総生産（GDP）の名目成長率の見通しなどを参考としながら、過去の実績、国や都の状況等を加味し、計画策定時点で可能な限りの考慮すべき要素を取り入れて財政規模を算出しました。

このような前提で、前期5カ年の財政規模を算出すると、総額で8,461億円となりました。歳入・歳出額の内訳は「(5) 基本計画財政計画表」のとおりです。

<参考 政府の国内総生産（GDP）名目成長率>

- 令和2年度（2020年度）2.0%
- 令和3年度（2021年度）1.2%
- 令和4年度（2022年度）1.5%
- 令和5年度（2023年度）1.5%
- 令和6年度（2024年度）1.4%

(3) 財政計画（歳入）の推計

① 特別区税

過去の実績をもとに、景気の動向などを考慮した所得の伸び、及び現時点で把握可能な税制改正の影響を見込み積算しています。

② 特別区交付金

現行制度における実績をもとに、全体フレームを経済成長率による変化や、法人住民税の一部国税化を考慮して積算しています。

③ 国・都支出金

現行制度に基づき、過去の実績をもとに算定しました。

④ 特別区債

学校の改築や特別養護老人ホームの改修など、大規模な計画事業に対して充当を見込んでいます。

⑤ 基金繰入金

各年度において、財政調整基金、減債基金、施設建設基金、まちづくり基金、学校改築基金の主要5基金を有効に活用します。

⑥ その他の歳入項目

過去の実績をもとに算定しました。

(4) 財政計画（歳出）の推計

この基本計画とあわせて策定した「北区経営改革プラン 2020」が着実に実施されるものとして、計画事業と計画外事業について、あわせて算定しました。

① 人件費

再任用職員等を活用するとともに、事務事業の見直しや民間活力の導入による必要最小限の人件費を算定しました。

② 扶助費

過去の実績をもとに、伸び率を考慮して算定しました。

③ 公債費

今までに発行した特別区債と、新たに計画事業を実施するにあたり発行を予定する特別区債の元利償還金を算定しました。

④ 投資的経費

将来の財政負担にも考慮しつつ、その支出効果が長期間にわたり、資本形成に役立つ経費を算定しました。また、用地取得費については計画事業実施に必要な経費を計上するとともに、計画期間中において土地価格は変動がないものとして算定しました。

⑤ 一般行政経費

物件費、維持補修費、貸付金、補助費等の一般行政経費は、事務事業の見直しや施設の長寿命化、管理運営の効率化を進めることによる、効率的で効果的な区政運営に努めることを前提として、過去の実績をもとに算定しました。

（5）基本計画財政計画表 前期（令和2年度～6年度）一般会計

歳 入

（単位：百万円、%）

区分		金額	構成比
一般財源	特別区税	154,030	18.2
	特別区交付金	271,624	32.1
	その他	108,870	12.9
	一般財源合計	534,524	63.2
特定財源	国庫支出金	158,625	18.7
	都支出金	62,652	7.4
	特別区債	23,599	2.8
	基金繰入金	19,407	2.3
	その他	45,251	5.4
	特定財源合計	309,533	36.6
経営改革プラン		2,078	0.2
歳入合計		846,136	100.0

※1 一般財源その他は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、交通安全対策特別交付金、繰越金、財政調整基金繰入金、地方特例交付金、ゴルフ場利用税交付金等になります。

※2 特定財源その他は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、諸収入等になります。

※3 経営改革プランは「北区経営改革プラン 2020」による財源対策額（令和3年度～6年度）です。なお、令和2年度は予算額にあわせて各区分に含めて算出しています。

歳出

(単位：百万円、%)

区分		金額	構成比
義務的経費	人件費	142,021	16.8
	扶助費	266,106	31.4
	公債費	16,709	2.0
	義務的経費合計	424,837	50.2
投資的経費	投資的経費	138,630	16.4
	うち計画事業費	110,820	13.1
一般行政経費	一般行政経費	283,380	33.5
	うち計画事業費	21,736	2.6
経営改革プラン		△ 711	△ 0.1
歳出総額		846,136	100.0
うち計画事業費		132,556	15.7

※1 一般行政経費については、物件費、維持補修費、補助費、貸付金等になります。

※2 経営改革プランは「北区経営改革プラン 2020」による財源対策額（令和3年度～6年度）です。なお、令和2年度は予算額にあわせて各区分に含めて算出しています。

5

区有財産

財政計画では、財政規模・財政構造による財政フレームのほかに、資産である区有財産についても十分に把握し、効果的な財産管理をします。

区有財産現在高（平成31年3月31日現在）

種別	数量	価格(百万円)
土地	1,229,067 m ²	471,383
建物	707,847 m ²	95,002
権利等（地上権）	1,646 m ²	85
権利等（商標権）	6件	—
株券等	108株	—
出資による権利	12件	132
計	—	566,601

6

基本計画2020における北区のSDGs達成に向けた取組みの推進

| SDGs (Sustainable Development Goals) とは

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、17のゴール・169のターゲットで構成される、2030年を年限とする国際目標です。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであるとともに、国家レベルだけでなく、公民のあらゆるレベル(自治体等の準国家レベル、国家レベル、複数の国をまたぐ地域レベル、グローバルレベル)での取組みの重要性が謳われており、自治体レベルによる取組みに期待が寄せられています。



| 自治体に期待される SDGs の取組み

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な目標の追及が、日本の自治体における諸課題の解決に貢献し、自治体の持続可能な開発、すなわち地方創生に資するものと捉えられています。

しかし、SDGsの目標やターゲット及びそれらの進捗管理の指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきもの等も多く含まれている一方で、各自治体の計画策定に貢献できるものも数多く含まれていることから、固有の事情を考慮しながら適切なものを選定していくことが必要になります。

| 基本計画 2020 における SDGs の考え方

北区が基本計画2020で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsのめざす17の目標とスケールは異なるものの、そのめざすべき方向性は同様であることから、基本計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成に資するものと考えています。

■ 基本目標及び基本施策とSDGsの17の目標の関係

基本目標及び基本施策	基本目標1 健やかに安心してくらせる まちづくり					基本目標2 一人ひとりがいき にぎわいのある			
	1	2	3	4	5	1	2	3	4
SDGsのゴール	健康づくりの推進	地域福祉推進のしくみづくり	高齢者・障害者の自立支援	子ども・家庭への支援	福祉のまちづくり	地域産業の活性化	コミュニケーション活動の活性化	個性豊かな地域文化の創造	生涯学習の推進
1. 貧困をなくそう				OK	OK			OK	
2. 飢餓をゼロに	OK								
3. すべての人に健康と福祉を	OK	OK	OK	OK	OK				OK
4. 質の高い教育をみんなに				OK				OK	OK
5. ジェンダー平等を実現しよう									
6. 安全な水とトイレを世界中に									
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに									
8. 働きがいも経済成長も			OK	OK		OK			OK
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう						OK			
10. 人や国の不平等をなくそう					OK	OK			
11. 住み続けられるまちづくりを			OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
12. つくる責任つかう責任									
13. 気候変動に具体的な対策を									
14. 海の豊かさを守ろう									
15. 陸の豊かさも守ろう									
16. 平和と公正をすべての人に				OK			OK		
17. パートナーシップで目標を達成しよう	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK

Ⅲ 基本目標別の計画

基本目標 1

健やかに安心してくらせるまちづくり



■北区基本構想

だれもが、生涯を健康で明るく暮らすには、日頃から、自らの健康に关心を持ち、栄養、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけ生活することが重要です。区民一人ひとりの心と体の健康づくりを支援するとともに、区民の健やかな生活を支える保健・医療体制を充実します。

■基本方針

(1) 健康づくりの支援

区民一人ひとりの健康づくりの充実と地域共生社会の実現をめざして、健康寿命の延伸を図ります。そのために、区民が自らの健康づくりに取り組めるよう支援します。特に若い時から健康に关心を持つきっかけをつくるとともに、健康を意識した行動が習慣化するための継続支援を行います。

(2) 保健・医療体制の充実

区民のライフステージにあわせた事業を展開し、保健・医療体制の充実を図ります。そのために、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着に向けた取組みを引き続き実施するほか、医療・介護関係者が連携して対応できるよう、土台となる関係者の顔の見える関係づくりや、ICT※を活用した情報共有支援に取り組みます。

※ ICT : Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。
一般に「情報通信技術」と訳され、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術全般を指す。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・栄養・運動・休養の調和のとれた生活習慣を身につける。
- ・健康づくりの意識を高める。
- ・定期的に健診や検診を受ける。
- ・保健医療関係団体、事業者や NPO は、区民の生活習慣病の予防や健康づくりを支援する。
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会はかかりつけ医、歯科医、薬局の普及・定着に向けて取り組む。

区（行政）の役割

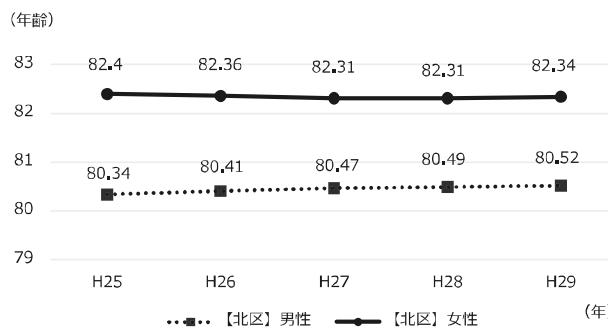
- ・生活習慣病やバランスの良い食習慣に関する知識を普及・啓発する。
- ・健康を意識した行動の習慣化に向けて取り組む。
- ・健診や検診の重要性を啓発し、受診しやすい体制を構築する。
- ・保健師を中心とした健康づくりの支援を行う。
- ・かかりつけ医、歯科医、薬局の普及・定着を支援する。
- ・医療・介護関係者のさらなる連携推進を図る。

■現状と課題

- 区内の65歳健康寿命※はほぼ横ばいとなっており、健康寿命のさらなる延伸につながる生活習慣の獲得・改善への啓発が必要です。
- 地域における健康課題を解決するため、区及び関係機関等は区民とともに健康づくりに関する取組みを実施できる地域コミュニティの育成が必要です。
- いつまでも住み慣れた地域で長く健康で自立した生活を続けられるよう、身近な地域に介護予防や健康づくりに取り組める場を増やすとともに、地域の中で社会的役割を持って生活できるように支援することが必要です。
- 後期高齢者人口の増加や、医療の高度化・専門化、患者を取り巻く社会環境の変化等に伴い、在宅療養を含む医療需要の一層の増加が見込まれており、乳幼児、高齢者、障害者を含めたすべての区民が身近な地域で必要な医療を適切に受けられるよう、保健医療や在宅療養を支える体制の整備、医療環境の充実が求められています。
- 区内病院等には、今後の人口動向に対応した病床整備等、東京都地域医療構想に基づく医療環境整備が求められています。また、災害時においては、すべての病院に求められている医療救護活動を行うための環境整備も重要です。
- 子育て世代等が地域社会において安心して生活できるよう、行政と医療機関等の連携の下で必要なサービスが提供できる体制を構築する必要があります。
- 疾病の予防・早期発見のため、受診率が低いがん検診等の受診率向上に向けた取組みや健診受診後のフォロー事業の充実が求められています。
- 感染症予防や食の安全性の確保に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的なイベントを契機として、受動喫煙等の観点から生活環境を整備していく気運が高まっています。

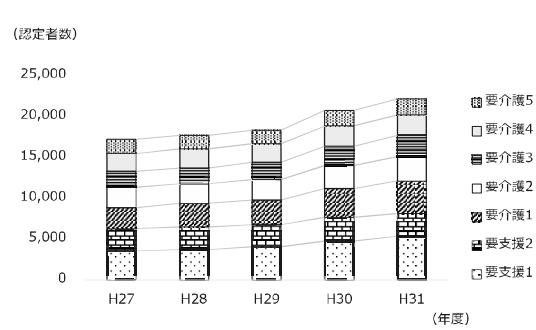
※ 65歳健康寿命：健康づくりの目的が「長く生きること」から「より高い生活の質をもってより長く生きること」へと変化しており、平均寿命に心身の自立度を加味した「健康寿命」が提唱されている。東京都では、65歳の人が、要支援・要介護認定を受けるまでの期間を健康状態ととらえて計算した「65歳健康寿命」を指標としており、本計画の「施策に対する指標」では、65歳の人が、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の数値を用いている。

65歳健康寿命の推移



出典：東京都福祉保健局資料

要介護（要支援）認定者数の推移



出典：介護保険課資料

■施策の方向

(1) 健康づくりの支援

①毎日の健康づくりの支援

- ❖ 健康寿命の延伸のため、糖尿病を中心とした生活習慣病予防と重症化予防、若い世代からの健康づくりの支援について、各種データを活用して重点的に取り組みます。
- ❖ 日常生活の中で「気軽にできる健康づくり」を推進し、生活習慣改善のきっかけづくりを行います。

②健康づくり支援の環境整備

- ❖ 健康づくりや保健福祉に関する活動を通して地域のつながりを強化し、一人ひとりの暮らしといきがいをともに創り高めあう、地域共生社会の実現をめざします。
- ❖ 保健師の地域活動を通して健康づくりの支援を行うとともに、様々なデータを活用した地域課題の分析、保健施策の立案・実施等につなげます。

③介護予防・地域支援事業の推進

- ❖ 自立支援、介護予防・重度化防止をめざして、高齢者のだれもが自らの意思で活躍できる場を地域の身近な場所に増やすなど、地域の中で支えあうしくみづくりを進めます。

(2) 保健・医療体制の充実

①地域医療システムの整備

- ❖ 身近な地域で日常的に受診、相談等ができるよう、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及と定着を図るほか、病院と診療所との連携も含めて、在宅療養を支える医療・介護のさらなる連携を図ります。
- ❖ 夜間や休日の急病等も適切な医療が身近で受けられる体制の整備や、医療環境の充実に向けて区内医療環境の調査・分析に取り組みます。
- ❖ 将来の医療需要に対応するため、在宅医療体制や病床整備等、必要な医療提供体制を医師会等関係団体と連携して検討し、地域医療環境の充実をめざします。

②地域保健活動体制の充実

- ❖ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師等の専門職が連携して地域保健活動に適切に関与できる体制を構築し、妊娠期からの切れ目のない支援等、区民のライフステージにあわせたきめ細かい保健サービスを提供します。

③早期発見・早期治療体制の充実

- ❖ かかりつけ医等による各種健診の実施や受診率向上に向けた受診勧奨事業を充実させます。
- ❖ 健診の実施から疾病の治療に至るまで対応できる地域医療システムの強化を図ります。

④安全で健康的な生活環境の確保

- ❖ 予防接種等の感染症予防や衛生知識の普及・啓発、食品衛生指導等を着実に実施するとともに、受動喫煙防止対策にも適切に取り組み、区民の安全で健康的な生活環境を守るための事業を実施します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
65 歳健康寿命	男性 80.52 歳 女性 82.34 歳	男性 80.96 歳 女性 82.60 歳	男性 81.98 歳 女性 83.23 歳

出典：東京都福祉保健局資料（65歳の人が、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合）

■計画事業

【001】健康寿命の延伸プロジェクト～若い世代から取り組む健康づくり～

若い世代から健康づくりに关心を持ち、生涯にわたって健康的な生活習慣を身につけて、健康寿命を延ばすため、ソーシャル・キャピタルの推進、生活習慣病の予防、運動と栄養による健康増進等、健康づくりに関する様々な事業を展開する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2～6 年度)	後 期 (7～11 年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) ソーシャル・キャピタル 推進	推 進	推 進	推 進	推 進
生活習慣病予防	推 進	推 進	拡 充	推 進
講演会・職域健康出 前講座	推 進	推 進	推 進	推 進
健康教育ツールを活 用した普及啓発事業	—	推 進	拡 充	推 進
運動と栄養による 健康増進	推 進	推 進	拡 充	推 進
あるきたポイント (ウォーキングポイント) 事業	推 進	推 進	拡 充	推 進
野菜摂取量の増加に 向けた食育推進事業	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費 (百万円)	77	39	38

☆【002】区内医療環境の充実

区内及び周辺地域を含めた医療環境等の調査・分析を行うことにより、地域医療資源の実情を把握する。また、調査・分析を踏まえ、北区医師会等関係団と十分に協議しながら、在宅医療体制や病床機能整備、災害時医療体制の充実等、将来必要とされる医療提供体制の確保について検討し、だれもが必要な医療を安心して身近で受けられる地域医療環境の充実をめざす。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	調 査	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	9	9	—

☆【003】たばこ対策総合支援事業

受動喫煙の防止を図るため、制度の普及啓発に努めるとともに、指定喫煙場所のあり方や屋内型公衆喫煙所の設置について、区として定める方針に基づく環境の創出を推進する。また、区民の安全で健康的な生活を守るため、区有施設に残る喫煙場所を段階的に廃止するとともに、小中学生を対象とする禁煙・防煙教育や、禁煙を希望する区民に対する禁煙治療費助成事業を行い、区民の健康増進を推進する。

所管部：生活環境部・健康福祉部・北区保健所

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 新制度の普及啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
区有施設の喫煙場所の削減	推 進	推 進	推 進	推 進
喫煙環境の整備	推 進	推 進	推 進	推 進
禁煙・防煙教育	推 進	推 進	推 進	推 進
禁煙治療費助成事業	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	85	56	29

■施策体系図：健康づくりの推進

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 健康づくりの支援	
①毎日の健康づくりの支援	
総合的な健康づくり施策の推進	
健康づくりと介護予防の一体的推進	
ライフステージに応じた食育推進事業の取組み強化	
運動習慣の定着促進による生活習慣病、ロコモティブシンドローム予防の推進	
心の健康づくりの促進	
喫煙・飲酒習慣の改善支援	
口腔ケアの推進	
②健康づくり支援の環境整備	
健康づくり支援によるソーシャル・キャピタル、地域のきずな・つながりの強化	【001】 健康寿命の延伸プロジェクト ～若い世代から取り組む健康づくり～
健康づくりグループやリーダーの育成・支援	再掲 007 北区版地域包括ケアシステムの構築
健康づくりの学習機会の充実	
健康情報の提供	
健康教育、食環境の整備の推進	
③介護予防・地域支援事業の推進	
介護予防の普及啓発	
地域で取り組む身近な介護予防の促進	
効果的な介護予防事業の実施	
多様な主体による新たな総合事業の基盤整備	
(2) 保健・医療体制の充実	
①地域医療システムの整備	
かかりつけ医・歯科医・薬局の定着推進	
地域医療環境の充実	
救急医療体制の充実	
医療・介護関係者、関係機関の連携推進	
国民健康保険事業等の安定した事業推進	
②地域保健活動体制の充実	
母子保健支援体制の充実	【002】 区内医療環境の充実
子どもの事故・病気の予防推進	【003】 たばこ対策総合支援事業
地域特性に応じた保健活動体制の整備	
③早期発見・早期治療体制の充実	
生活習慣病の早期発見、健診後フォローアップ体制の充実	再掲 017 産前産後サポート事業
がん検診の充実	
ライフステージに合わせた健診・検診体制の充実	
④安全で健康的な生活環境の確保	
新型インフルエンザ対策の推進	
健康で快適な居住環境の確保	
消費者、食品事業者との連携による食の安全・安心の確保	
感染症、食中毒対策の充実	
受動喫煙の防止	
保育園、幼稚園、学校等との連携による感染症予防の推進	

1-2

地域福祉推進のしくみづくり

■北区基本構想

ともに、支えあい助けあい、あたたかい心の交流のある地域社会をめざして、区は、区民・ボランティア・市民活動団体などと連携、協働し、地域福祉推進のしくみづくりを進めます。また、だれもが安心して必要なときに、適切なサービスを自ら選んで利用できるよう、利用者本位のサービス提供体制を整備します。さらに、サービス利用者などの権利擁護のしくみづくりに取り組みます。

■基本方針

(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり

多くの区民に支えられた地域に根差した福祉を推進するため、だれもが社会的役割を持ち、お互いに支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを構築し、複雑化する課題に地域と連携して対応します。また、高齢者自身が主体的に活動できるようにするための意識づくり、しくみづくりに取り組みます。

(2) 利用者本位のサービスの提供

高齢者やその家族を介護・福祉・健康・医療等様々な面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターの役割は大きく、今後も機能の充実やサービスの質の向上を図り、公正・公平な運営を確保しながら利用者本位のサービス提供を行います。

(3) 権利擁護のしくみづくり

成年後見制度の利用促進につながる支援体制を構築するとともに、高齢者や障害者への虐待予防及び虐待対応の相談・支援体制の充実を図ります。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

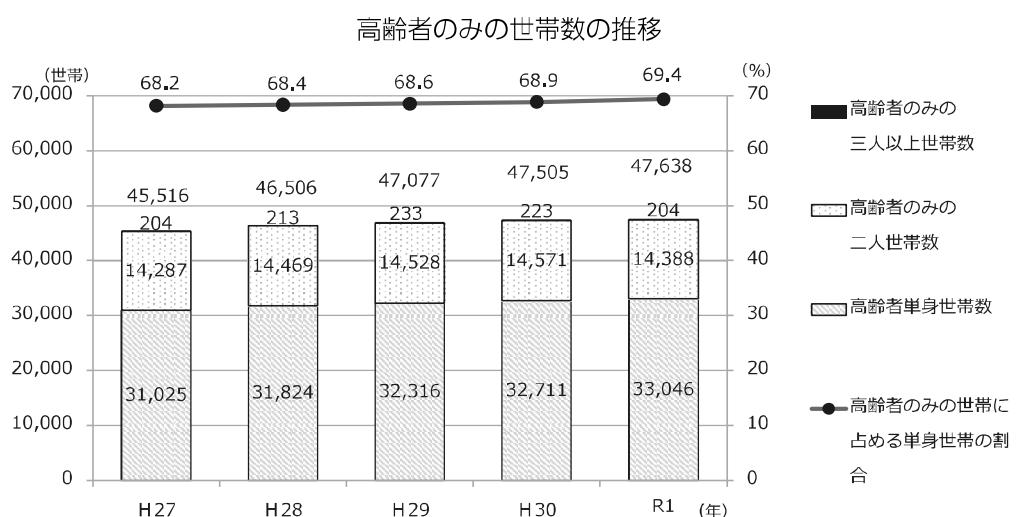
- ・ 地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、役割を持って主体的に活動する。
- ・ 地域での課題を見つけ、区と地域等が課題を共有し、連携を図る。
- ・ 高齢者や障害者を見守り、孤立化防止と虐待防止につなげる。

区（行政）の役割

- ・ 地域のコミュニティづくりのために、関係機関との連携を強化する。
- ・ 地域との情報共有を図り、連携して課題を解決する。
- ・ 成年後見制度の周知を図るとともに、市民後見人の活用も含め制度の利用促進を図る。
- ・ 虐待防止センターを中心に、虐待事案に迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図る。

■現状と課題

- 高齢者や障害者等、支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、本人や家族の力、公的な支援だけでは十分ではなく、地域の力がますます重要になっています。
- 高齢者等をめぐる様々な課題に対応するために、あらゆる地域住民が役割を持って支え合い、だれもが自分らしく活躍できる地域のきずなづくりを進める必要があります。
- 新たな地域の担い手が不足しており、地域活動に参加していない人にどうすれば地域活動に目を向けてもらい、参加を促せるかが大きな課題となっています。
- 高齢者やその家族等を総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターの役割がますます重要になってきています。また、介護職員をはじめとした福祉人材の確保が喫緊の課題となっています。
- 高齢者、障害者、子ども等、世代や分野を問わず、地域課題は複雑化してきており、総合的な相談支援体制の構築やサービス提供体制の整備が求められています。
- 成年後見制度の利用促進に関する法律及び同基本計画により、区が成年後見制度のさらなる利用の促進を図っていく必要があります。また、判断能力が低下した人の契約支援やサービス利用支援等、日常生活における権利擁護の推進が求められています。
- 高齢者虐待の相談・通報件数は増加傾向にあり、虐待の予防や早期発見等、迅速かつ適切な対応が求められています。また、障害者差別の解消に向けた区民や民間事業者に対する周知や、高齢者や障害者への介護負担が重いと感じている介護者や家族に対する心のケアと長期的な支援が求められています。



出典：住民基本台帳（各年 10月1日現在）

■施策の方向

（1）区民主体の福祉コミュニティづくり

①地域で支えあうしくみづくり

- ❖ 社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員、商店街、NPO・ボランティア団体等による地域で支えあうしくみづくりに取り組み、福祉コミュニティづくりを推進します。
- ❖ 地域の見守り・支えあい体制の充実や、高齢者あんしんセンターを中心に医療機関や介護事業者等を含めた社会資源ネットワークの強化を図り、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進します。

②地域活動等への参加促進・支援

- あらゆる地域住民のボランティア活動等への参加促進を図り、地域活動の担い手を育成することで地域の見守り・支えあい体制の充実を図ります。

(2) 利用者本位のサービスの提供

①多様なニーズに対応する良質なサービスの提供

- 事業評価の実施等により、高齢者あんしんセンターにおける公正・公平な運営を確保し、質の高いサービスを提供します。
- サービス事業者の経営基盤向上を図るために、資格取得のための研修や受験料の補助等を行い、福祉人材の確保・育成を支援します。

②身近な地域の相談体制の確立

- 高齢者あんしんセンターを中心とし、あらゆる社会資源を結びつけ、連携と協力を一層深めていき、身近な地域での相談体制の充実を図ります。

③総合的なサービスの提供

- 複雑化する課題に対応するため、世代や分野の垣根を超えた連携を推進し、総合的な相談支援体制を構築します。また、障害者の自立支援、専門相談体制の充実を図るために、「基幹相談支援センター※」の設置をめざします。

※基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者の相談支援を総合的に行う。

(3) 権利擁護のしくみづくり

①権利擁護の推進

- 財産の管理や生活等に支障がある人の権利擁護を推進するため、権利擁護センター「あんしん北」の活動強化を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業※の活用と成年後見制度の利用促進を図ります。

②人権を守る体制の充実

- 虐待防止センターを中心とした関係機関との連携を強化し、高齢者や障害者への虐待事案に迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図ります。
- 障害者差別解消法の趣旨の普及・啓発に努め、障害を理由とする差別のない共生社会の実現をめざします。
- 介護者や家族の介護負担の軽減を図るために、相談・支援体制を整えるとともに、認知症や障害がある人への理解を促進するための普及・啓発活動を推進します。

※ 地域福祉権利擁護事業：判断能力の不十分な高齢者や知的障害のある方等を対象に、福祉サービスの情報提供や利用手続き等の援助を行う事業。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
おたがいさまネットワーク協力団体数	1,196 団体	1,270 団体	1,348 団体

出典：区調査（事業実績）

■計画事業

【004】地域見守り支えあい事業

一人暮らし高齢者の増加や地域社会の希薄化に対応するため、高齢者あんしんセンターを核として、関係機関が連携した「おたがいさまネットワーク」等による重層的な見守り体制の充実を図る。さらに、一人暮らし高齢者等の見守り活動をしている町会・自治会に対して、活動費の一部を補助することにより自主的な地域の見守り活動の輪を広げる。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) おたがいさまネット ワーク協力団体 1,348 団体	1,196 団体	152 団体	74 団体	78 団体
訪問型見守り	推 進	推 進	推 進	推 進
町会・自治会への 見守り活動補助 77 団体	69 団体	8 団体	8 団体	
	事業費 (百万円)	105	69	36

■施策体系図：地域福祉推進のしくみづくり

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり	
①地域で支えあうしくみづくり	
互いに信頼しあえる地域社会をめざした区民と区の協働による地域福祉の推進	
支えあいのしくみづくり	
交流の促進	
地域福祉ネットワークの強化	
町会・自治会の見守り・支えあい活動支援	
元気高齢者の活力を生かした地域支えあいの取組み推進	
②地域活動等への参加促進・支援	
情報提供・相談体制の充実	
福祉教育の推進	
ボランティア活動やボランティア体験の場の確保	
地域活動を担う人材の発掘・育成・支援	
地域支えあい活動や交流活動支援	
NPO・ボランティア活動団体相互のネットワーク化	
(2) 利用者本位のサービスの提供	
①多様なニーズに対応する良質なサービスの提供	
サービス提供体制の整備	
サービス評価によるサービスの質の確保・向上	
福祉事業従事者の人材の確保・育成支援	
②身近な地域の相談体制の確立	
高齢者あんしんセンターの機能充実	
地域情報の収集や相談技術の向上	
障害者の自立支援、専門相談体制の充実	
③総合的なサービスの提供	
ケアマネジメント機能の連携・強化	
保健・医療・福祉ほか生活関連分野との連携強化	
障害者の総合的な相談支援体制の構築	
相談機関のネットワーク化	
(3) 権利擁護のしくみづくり	
①権利擁護の推進	
権利擁護センターの機能充実	
日常生活自立支援事業の活用と成年後見制度の利用促進	
②人権を守る体制の充実	
育児・介護者への支援	
虐待の予防・早期発見のためのネットワーク強化	
高齢者・障害者の虐待予防体制の整備	

1-3 高齢者・障害者の自立支援

■北区基本構想

高齢者や障害者が、いきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、住み慣れた地域で、明るく健康で充実した生活を送れるよう自立を支援します。

■基本方針

(1) 社会参加の促進

「人生100年時代」と言われる今日において、高齢者や障害者の就業機会の拡大や障害児・障害者の自立生活への支援を図るなど、社会参加につながるしくみをつくり、いくつになっても元気でいきいきと暮らし続けることができる「いきがい」につなげる取組みを進めます。

(2) 在宅生活の支援

高齢者や障害者、認知症の人等が抱える複合的な課題に対応できるように、身近な地域での相談や情報提供等の体制を整備し、いつまでも住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、北区版地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(3) 生活の場の確保

利用者のニーズや施設の入所状況、整備圏域のバランス等に留意して、高齢者や障害者の生活の場となる福祉施設を計画的に整備・誘導するとともに、福祉人材の確保を推進し効率的な施設運営を図ります。また、「親なき後」の生活支援体制の確保に向け、区有地等の活用を含めた障害者グループホーム等の整備・誘導等により、多様な生活の場を提供していきます。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・ 地域のイベント、健康づくり活動、ボランティア活動に積極的に参加する。
- ・ 高齢者あんしんセンターが中心となり、町会・自治会、民生委員・児童委員、介護事業者、医療機関、NPO・ボランティア団体等関係機関が連携し、高齢者やその家族を地域の中で支えていく。
- ・ 事業者は、高齢者や障害者の就労に関する理解を深め、雇用を推進する。
- ・ 事業者は、将来的な福祉人材の育成と確保を推進する。

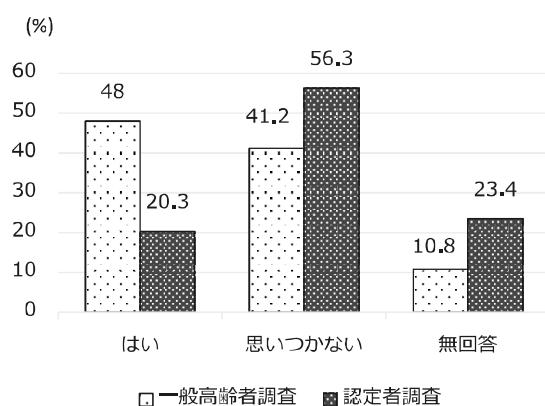
区（行政）の役割

- ・ 地域における健康づくり活動、ボランティア活動を支援する。
- ・ 地域が主体となる高齢者や障害者支援のしくみづくりを推進する。
- ・ 区民のニーズに応じた福祉施設の整備に加え、老朽化する福祉施設の計画的な改修を進める。
- ・ 福祉人材の就業支援、業務負担軽減策等による、人材確保にかかる支援を行う。
- ・ 関係機関との連携を強化し、高齢者や障害者を積極的に雇用する。

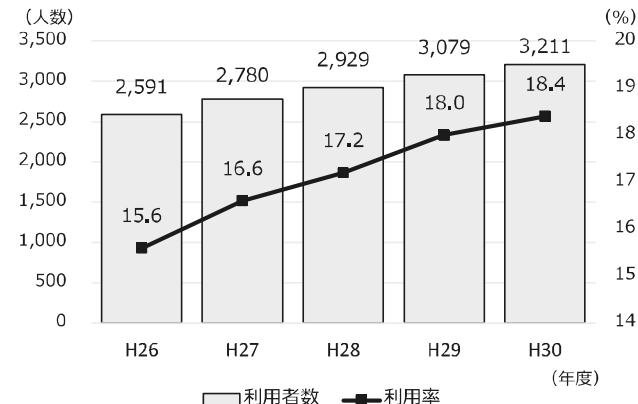
■現状と課題

- 「人生100年時代」と言われる今日、高齢になつても本人の希望に応じて働き続けられるように支援する必要があります。また、就労定着支援サービスの創設や障害者法定雇用率の引上げにより、一般就労した障害者の就労継続の支援がこれまで以上に求められています。
- 就労だけではなく、様々な意向に即した社会参加等により、高齢者が自らの意思で活躍できる地域づくりを進める必要があります。また、一人暮らしの高齢者や障害者が増加傾向にあり、近所づきあいの減少等の影響で、社会から孤立することによる様々な生活課題が懸念されます。
- 医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児や重症心身障害児の増加が予測されるため、こうした障害児に対する在宅生活等における支援の強化が求められています。
- 団塊の世代が75歳を迎える令和7(2025)年度を控え、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。
- 障害者や介助者の高齢化が進んでおり、「親なき後」の生活支援体制の確保が不可欠です。
- 高齢化の進展、特に後期高齢者の増加に伴い、認知症の人が増加しており、介護を行う家族の負担が増大してきています。また、若年性認知症の本人や家族に対する支援も求められています。
- 高齢者や障害者の生活の場となる福祉施設について、利用者のニーズ等に留意した整備を行う必要がある一方、福祉人材の不足により、職員体制を確保できず受入人数が定員に満たない施設が出ています。また、障害者の高齢化に伴う障害の重度化が進み、重症心身障害者や医療的ケアを要する障害者の受け入れが課題となっています。区立の特別養護老人ホームは老朽化が進んでおり、引き続き介護サービスを提供していくための適切な維持管理を行う必要があります。

いきがい活動の有無



障害福祉サービスの利用者数及び利用率



出典：平成28年度「北区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のためのアンケート調査」

出典：障害福祉課資料

■施策の方向

(1) 社会参加の促進

①就労・就業への支援

- ⌚ 高齢者のいきがいづくりの拠点となる施設の設置やシルバー人材センター等の活動支援により、高齢者の様々な意向に即して、豊富な経験と知識を生かせる就労・就業の機会を提供できるしくみをつくります。
- ⌚ 国、東京都、ハローワーク等とともに、働く意欲のある障害者のさらなる雇用促進及び就労支援を図ります。

②多様な社会参加への支援

- ⌚ ワンストップ窓口の設置によりマッチングを図るなど、地域における相談や学びの場を提供し、社会参加やそのきっかけづくりを行い、高齢者のいきがいづくりにつなげます。
- ⌚ 障害者が自立した生活や社会生活を営むことができるよう支援を行います。また、生活介護等の日中活動の場を整備・誘導します。
- ⌚ 地域住民の交流と協力を推進し、住民が相互に連携できる環境を整備します。

③教育、生活訓練の機会の確保

- ⌚ 心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児に対して、児童発達支援事業所等の支援施設を誘致するなど、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援を行う体制を整備します。

(2) 在宅生活の支援

①地域包括ケアシステムの構築

- ⌚ いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活支援が包括的に提供される、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- ⌚ 顔の見える連携会議やICTを活用した情報共有支援等により、在宅療養を支える地域の医療・介護関係者のさらなる連携推進を図ります。

②障害者支援の充実

- ⌚ 居宅介護や短期入所、生活介護、グループホーム等各種サービスの充実を図り、障害者とその家族を支える基盤整備を進めます。
- ⌚ 障害者の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置・運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。

③認知症対策の推進

- ⌚ 認知症があってもなくても、ともに生きる社会をめざし、認知症に関する正しい知識の普及・啓発等、認知症の人とその家族を支える体制を推進します。
- ⌚ 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を尊重し、本人が有する力を最大限に生かしながら地域で安心して暮らせるよう、高齢者あんしんセンターを中心に地域の医療・介護の専門職が連携した支援体制を推進します。

(3) 生活の場の確保

①多様な生活の場の確保

- ❖ 地域や事業者、医療機関、教育機関との連携を強化し、区民ニーズを適切に捉え、高齢者や障害者一人ひとりが安心して地域の一員として生活できる、生活の場の確保のため施設整備を推進します。
- ❖ 効率的な施設運営が図られるよう、施設整備とあわせ福祉人材の確保を推進します。
- ❖ 区立の特別養護老人ホームは、区民の需要が高い施設として、中長期的に大規模改修を計画し、適切な維持管理を行います。
- ❖ 重症心身障害者や医療的ケアを要する障害者など重度の障害者を支援するグループホームを整備します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
①いきがい活動センター延べ施設利用者数	35,431 人	40,000 人	42,000 人
②高齢者あんしんセンターの認知度 (名前を聞いたことがある)	48.2%	55.0%	60.0%
③特別養護老人ホームの定員数	1,493 床	1,658 床	1,823 床
④障害者グループホームの整備	28 力所 (定員 150 人)	31 力所 (定員 186 人)	35 力所 (定員 220 人)

出典：①②③④区調査（事業実績）

■計画事業

☆ 【005】いきがいづくり支援事業

高齢者の就労と社会参加につながるいきがいづくりを支援するため、「人生100年時代に向けたあらたな活動拠点」として「いきがい活動センター」を設置し、高齢者の社会参加支援や就労支援など新たな取組みを実施する。また、関係機関や関連事業との連携を図り、いきがいづくりを効果的に支援できるしくみを構築する。さらに、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加や地域に貢献する喜びを味わいながら、自分自身の健康維持及び介護予防につなげ、元気に暮らすことのできる地域社会をつくる高齢者いきいきサポート制度を推進する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) いきがい活動センター	検 討	設 置	設 置	推 進
新たな就労支援事業	検 討	推 進	推 進	推 進
関連事業との連携	検 討	推 進	推 進	推 進
高齢者いきいき サポート 2,000人	950 人 事業費(百万円)	1,050 人 1,212	690 人 692	360 人 520

☆ 【006】障害児・障害者の地域生活の支援の充実

障害者の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置・運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行う。また、障害児・障害者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら充実した生活を送ることができるよう、創作的活動や生産活動を行う生活介護等の日中活動の場を拡充する。さらに、医療的ケア児や重症心身障害児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービス等の施設を誘致する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 基幹相談支援センター	検 討	設 置	設 置	推 進
生活介護施設の整備・ 誘導	8 力所	推 進	推 進	推 進
児童発達支援、放課 後等デイサービス事 業所の整備・誘導	6 力所 事業費(百万円)	推 進 140	推 進 66	推 進 74

【007】 北区版地域包括ケアシステムの構築

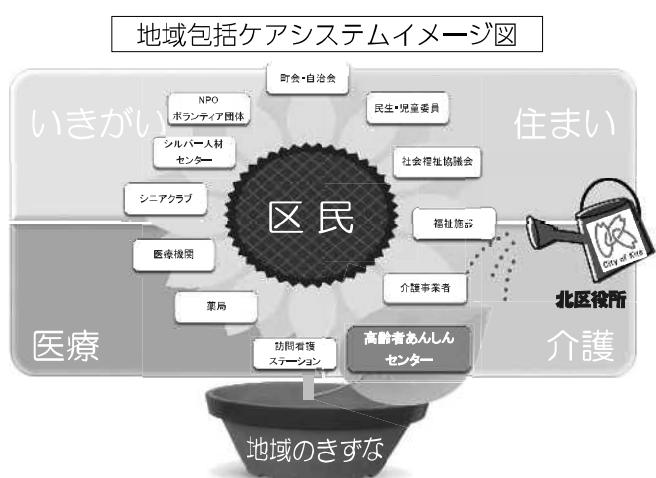
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に提供される体制である地域包括ケアシステムの構築を北区の特性に応じて実現する。

地域住民がともに支えあう地域づくりを進めるため、地域包括ケアシステム構築の中心を担う高齢者あんしんセンターの機能充実を図るとともに、医療と介護の連携を推進し、在宅療養支援体制のさらなる充実を図る。また、コミュニティソーシャルワーカーを区内3カ所目に配置する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 高齢者あんしんセンタ－の機能充実	検 討	推 進	拡 充	推 進
医療・介護連携による在宅療養の推進	推 進	推 進	推 進	推 進
介護予防の推進	推 進	推 進	推 進	推 進
コミュニティソーシャルワーカーの配置 3カ所	2カ所	1カ所	1カ所	
生活支援・福祉サービス	推 進	推 進	【004】 地域見守り支えあい事業 【008】 地域密着型サービスの基盤整備 【009】 認知症在宅支援推進事業	
すまい・すまい方	推 進	推 進	【010】 特別養護老人ホームの整備・改修 【011】 老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備 【088】 一人暮らし高齢者住宅建設事業	
事業費(百万円)	5,577		2,809	2,768

※再掲事業の事業費は、各計画事業で計上している。



地域のみんなで考え！みんなでつくる！ ～地域をささえるしくみづくり～

この図は、北区が目指す地域包括ケアシステムをイメージした図です。高齢者あんしんセンターがベースとなり、高齢者やその家族を町会・自治会、民生委員・児童委員、介護事業者、医療機関、NPO・ボランティア団体などが地域の中で支えていき、その地域のきずなが円滑に回るように、区役所が必要な施策を講じ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくシステムをイメージしています。

【008】地域密着型サービスの基盤整備

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、認知症の方が少人数で共同生活する認知症高齢者グループホームについて必要性の検討を行う。また、地域包括ケアシステムの中核的な拠点としての役割が期待される、小規模多機能型居宅介護や中重度の要介護者や医療ニーズの高い要介護者の在宅生活を支える定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の整備を誘導する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 認知症高齢者 グループホーム	16 力所	推 進	推 進	推 進
小規模多機能型 居宅介護 8 力所	3 力所	5 力所	5 力所	推 進
定期巡回・隨時対応型 訪問介護看護 3 力所	2 力所	1 力所	1 力所	推 進
	事業費 (百万円)	—	—	—

【009】認知症在宅支援推進事業

認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けるため、認知症への社会の理解を深め、認知症があつてもなくとも、ともに生きる社会をめざす。認知症センター育成・協働、認知症カフェ等により、認知症に関する正しい知識と理解を深める普及・啓発を推進する。また、医療・介護の専門職による認知症初期集中支援チームの活動により、本人が安心して暮らせるよう、早期に適切な医療・介護・生活支援等につなぐ取組みを推進する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
(内訳) 認知症に関する理解促進	推進	推進	拡充	推進
認知症センター育成	推進	推進	推進	推進
認知症カフェ	推進	推進	推進	推進
初期集中支援チーム	推進	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	147	73	73

【010】特別養護老人ホームの整備・改修

介護保険制度の要介護高齢者で、日常生活において常に介護が必要で在宅での適切な介護が受けられない高齢者に、入所により必要な介護サービスを提供する特別養護老人ホームの整備を誘導する。また、老朽化が進む区立特別養護老人ホームを改修する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
1,823床 (区外確保分 175床)	1,493床 (区外確保分 175床)	330床	165床	165床
(内訳) 入所分 1,647床 (区外確保分 175床)	1,347床 (区外確保分 175床)	300床	150床	150床
併設短期入所分 176床	146床	30床	15床	15床
改修 3力所	1力所実施設計	3力所	1力所完成 2力所検討	—
	事業費(百万円)	3,184	2,823	361

※ ()は内数

【011】老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備

在宅復帰をめざすためのリハビリテーションや看護等のサービスを提供する老人保健施設の整備を誘導する。

また、自立した日常生活の営みに不安がある低所得高齢者の生活の場として、食事等のサービスを提供する都市型軽費老人ホームの整備を誘導する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 老人保健施設 7力所 (681床)	5力所 (508床)	2力所 (173床)	1力所 (100床)	1力所 (73床)
都市型軽費 老人ホーム 6力所 (定員 120人)	4力所 (定員 80人)	2力所 (定員 40人)	2力所 (定員 40人)	
	事業費 (百万円)	387	285	102

【012】障害者グループホームの整備

住み慣れた地域で障害者の生活の場を確保するため、専任の世話人による援助を受けながら数人が共同で生活する心身障害者グループホーム（重症心身障害者や医療的ケアを要する障害者を受け入れるグループホームを含む。）の整備を誘導する。また、一定程度の生活力があり、数人での生活を営むことができる精神障害者で、単身での生活が困難であり、家族での生活が困難な方等を対象とした精神障害者グループホームの整備を誘導する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
35力所 (定員 220人)	28力所 (定員 150人)	7力所 (定員 70人)	3力所 (定員 36人)	4力所 (定員 34人)
(内訳) 心身 27力所 (定員 177人)	23力所 (定員 123人)	4力所 (定員 54人)	2力所 (定員 30人)	2力所 (定員 24人)
精神 8力所 (定員 43人)	5力所 (定員 27人)	3力所 (定員 16人)	1力所 (定員 6人)	2力所 (定員 10人)
	事業費 (百万円)	153	72	81

■施策体系図：高齢者・障害者の自立支援

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 社会参加の促進	
①就労・就業への支援	
就労支援センターの機能充実	【005】いきがいづくり支援事業
高齢者・障害者の雇用促進	【006】障害児・障害者の地域生活の支援の充実
シルバー人材センターの活動支援	
障害者就労支援施設への支援体制充実	
②多様な社会参加への支援	
参加機会の拡充、いきがいづくりの支援	再掲 027 地域における雇用の促進
いきがい活動、交流の場の整備	再掲 045 ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進
障害者の日中活動の場の整備誘導	
③教育、生活訓練の機会の確保	
発達に不安のある乳幼児への発達支援	
発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援	
就学前から社会参加までの切れ目のない支援	
(2) 在宅生活の支援	
①地域包括ケアシステムの構築	
包括的な支援・サービス提供体制の充実	【007】北区版地域包括ケアシステムの構築
生活支援・福祉サービス支援	【008】地域密着型サービスの基盤整備
介護と医療の連携の推進	【009】認知症在宅支援推進事業
本人・介護者への在宅生活支援の充実	
高齢者あんしんセンターの機能強化	
地域密着型サービスの誘導と適正な運営	
②障害者支援の充実	
地域生活を支える基盤整備の推進	
就学前相談体制の充実	
発達障害に関する相談体制の構築	
基幹相談支援センターの設置・運営	
③認知症対策の推進	
認知症高齢者の在宅生活支援	【010】特別養護老人ホームの整備・改修
認知症高齢者家族の支援	【011】老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備
認知症予防の支援	【012】障害者グループホームの整備
認知症の理解促進	
認知症の本人、家族、関係機関との情報共有	
(3) 生活の場の確保	
①多様な生活の場の確保	
特別養護老人ホームの整備誘導	再掲 088 一人暮らし高齢者住宅建設事業
認知症高齢者グループホームの整備誘導	
住宅のバリアフリー化の促進	
低所得の高齢者向け住宅の整備誘導	
障害者グループホームの整備誘導	
小規模入所施設の整備検討	

1-4

子ども・家庭への支援



■北区基本構想

だれもが、子どもの権利を尊重し、子どもたちが心身ともに健やかに人間性豊かに成長するよう、区は、地域社会と一緒にあって、子どもたちを取り巻く良好な環境づくりを進めます。また、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て家庭を支援します。

■基本方針

(1) 子育て家庭の支援

今後10年は増加する見込みの年少人口や、保育サービス・子育て支援へのニーズの多様化に柔軟かつ的確に対応し、子どもの健やかな育ちを支えます。また、だれもが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、総合的な支援・相談拠点となる複合施設を整備し、養育に関する相談機能、児童虐待防止対策の強化を図ります。

(2) 子どもの健やかな成長の支援

子どもたちの健やかな成長を支援する環境の整備と、豊かな体験活動や幅広い社会参加の機会となる多様なプログラムの実施に取り組みます。

(3) 子どもをあたたかく育む地域社会づくり

不安や孤立を感じながら子育てをする保護者が増えている中、子育て世帯を見守り支え、地域社会とのつながりを大切にした施策を展開します。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・子育てを通じて親同士交流する。
- ・地域ぐるみでの子育て支援を行う。
- ・自らの知識や経験、技能を子どもたちへ伝えていく。
- ・防犯パトロールや防災訓練へ参加する。
- ・虐待を疑うような異変に対して、通告や相談を行う。

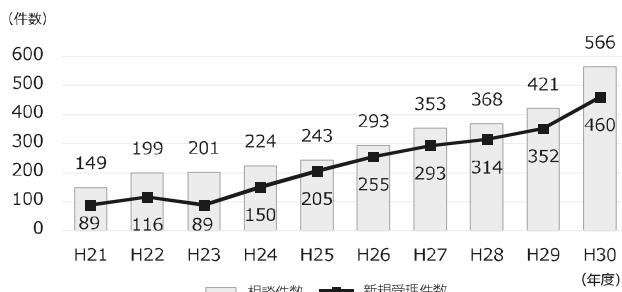
区（行政）の役割

- ・保育園や学童クラブの整備により待機児童解消を図る。
- ・子育て支援活動を行う地域活動団体をサポートする。
- ・知識や経験、技能を生かしたいと考える区民に、活躍の機会を提供する。
- ・子どもにとって安全・安心な地域づくりに取り組む。
- ・区民や関係機関と連携し、児童虐待の予防、早期発見、見守りを推進する。

■現状と課題

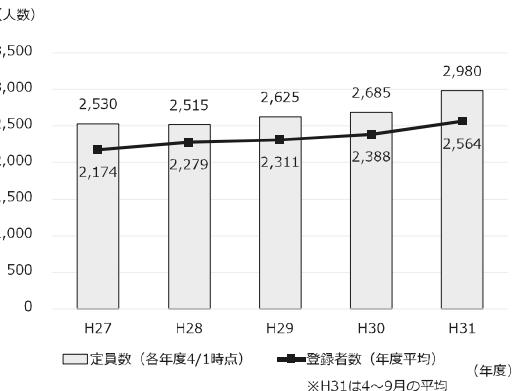
- 安心して子どもを生み育てられる社会、仕事と子育てを両立できる社会にしていくため、保育の受け皿の拡大に加え、保護者の多様なニーズに対応した様々な保育サービスの充実がより一層求められており、特に配慮が必要な子どもへの支援等、保育者の専門性への要求が高まってきています。また、保育に従事する人材の確保や保育事業者・保育士への支援が大きな課題となっています。
- 保護者の子育てに対する不安を解消するため、保護者同士の交流の場や機会の提供が求められています。また、保護者から寄せられる相談の内容が専門化・多様化しているため、相談体制のさらなる充実が必要です。
- 貧困等の困難を抱える家庭の保護者の状況を把握し、情報提供や相談窓口への誘導を強化して、早期に適切な支援につなぐ必要があります。
- 児童虐待を生む原因の一つに社会からの孤立があります。だれもが安心して子育てに関する相談や、SOS の発信ができる、これらに適切に対応できるしくみづくりが求められています。また、昨今の児童虐待相談件数の増加に伴う困難ケースの増加や、法律改正により、東京都の児童相談所が受理した泣き声通告等が区市町村へ送致されることへの対応が急務となります。今後は、児童虐待対応における区の一義的窓口である子ども家庭支援センターの体制を強化するとともに、区が設置する児童相談所の施設の形態や人材育成等を十分に検討して準備を進める必要があります。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう環境整備に取り組むとともに、子育て支援に関する事業やサービスは、子育て世代のニーズの多様性にあわせて利便性を高めていく必要があります。ニーズの取り込みや迅速な情報提供が重要であり、今後さらに SNS 等を活用した対応が必要となります。
- 地域や行政の支援に目を向けることのできない孤立した保護者を把握し、ケアしていく必要があります。また、多岐に渡る子どもに関しての専門的な相談に対応するため、より一層の関係機関の連携体制が求められています。
- 少子化によって兄弟姉妹間で遊ぶ機会や地域における異年齢交流が減少しており、子どもが一人で遊ぶ機会が増えています。
- 子どもたちの豊かな成長につながる体験や、体験後にも生かせるような活動をしたいといったように、体験活動に対する子どもたちや保護者のニーズが多様化しています。
- 未来を担う人材として、子どもたちが地域活動やボランティア活動を通して社会の一員である自覚を持ち、自らの意見を表明できるようになることが重要です。そのために、できるだけ多くの社会参加の入り口を用意することが必要になってきます。
- 地域社会の連帯が希薄化し、孤立感を感じながら育児をする「孤育て」が問題となっています。一人ひとりがつながりを持てる地域コミュニティを育成し、地域における子育て支援につなげていく必要があります。
- 区において年少人口が増加している一方、周囲に相談できる人がおらず、不安や孤立を感じながら子育てをしている保護者も多くいます。子育て世代が気軽に集え、相談できる場を整備し、孤立感や子育てに関する不安の解消につながるネットワークづくりが必要となってきます。
- 子どもを狙った犯罪や無差別殺傷事件、児童虐待事件やいじめによる自殺等、子育て世帯に不安を与える事件は後を絶たず、子どもの安全確保に対するニーズはさらに高まっています。

北区子ども家庭支援センター児童虐待相談件数の推移



出典：子ども家庭支援センター資料

学童クラブの状況の推移



出典：子どもわくわく課資料

■施策の方向

(1) 子育て家庭の支援

①多様な保育サービスの充実

- ⌚ 保護者の様々な就労形態に伴って多様化する保育ニーズに対し、長時間保育や病児保育等、多様な保育サービスの提供体制を築きます。
- ⌚ 保育園や学童クラブにおける待機児童解消や安全で快適な保育環境のため、施設整備とともに、研修の充実や保育人材の確保支援等、保育の質の向上に向けた保育事業者・保育士への支援に取り組みます。
- ⌚ 幼稚園・認定こども園・保育園と小学校が連携し、就学前教育保育の充実を図ります。
- ⌚ 児童発達支援事業や特別支援教育をはじめとした、心身の発達に不安のある障害児や医療的ケア児への支援体制の確保を図ります。

②子育て相談の充実と交流の促進

- ⌚ 身近な場所で気軽に相談できる体制と専門的な相談につなげるしくみを整え、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。
- ⌚ 子育て中の保護者が気軽に集い、情報交換や自分にあった子育ての仕方を学ぶことのできる場の提供を行います。

③困難を抱える子育て家庭への支援

- ⌚ 子どもの貧困問題解決やひとり親家庭の支援について、相談体制の充実や経済的な支援とともに、子ども食堂のような食事提供を含めた子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体等と連携した多岐に渡る支援を行います。

④児童虐待への対応

- ⌚ 子ども家庭支援センターを中心に、関係各課、関係機関との情報共有をはじめとした連携を強化するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進し、増加傾向にある児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- ⌚ 東京都や他区と協力し、施設整備や人材育成等、児童相談所の設置に向けた検討・準備に取り組みます。

⑤子育てしやすい環境づくりの推進

- ❖ 子育てに対する不安を解消するため、多様な媒体を活用したさらなる情報提供に努めます。
- ❖ 安全な遊び場の整備やファミリー世帯向け住宅の整備誘導、母子保健医療体制の充実等、子育てファミリー層が快適に暮らせる環境づくりを進めます。

⑥子育て支援の拠点の整備

- ❖ 安心して子育てできるように、子どもセンター等子育て世代が集う支援拠点の整備、機能の充実を図り、「孤育て」に陥りがちな親とのつながりを強化します。
- ❖ 子どもに関わる総合的な相談拠点として、児童相談所の整備にあわせ、子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、教育総合相談センター等の機能を集約した複合施設を整備します。

(2) 子どもの健やかな成長の支援

①魅力ある遊び環境づくり

- ❖ 子どもたちの社会性や創造力を育み、子どもたちの健やかな成長の支援につながる、魅力ある遊びの環境整備を行います。
- ❖ 子どもセンターやティーンズセンター、放課後子ども総合プランにおいて、地域と連携した多彩な活動を開催します。

②豊かな体験活動の充実

- ❖ 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、自然や文化芸術との触れあいや、異なる世代の人々、区内外の様々な人々との交流等、様々な体験活動の機会を充実します。

③子どもの幅広い社会参加の促進

- ❖ 子どもたちの自立や社会に貢献する喜びを実感してもらうため、地域活動やボランティア活動、区政に関わる活動を含めた幅広い社会参加の機会を、地域や学校等と連携して充実します。

(3) 子どもをあたたかく育む地域社会づくり

①地域における子育て支援

- ❖ 子育て家庭が孤立しないようにするために、地域の中でお互いに顔の見える、気軽に声をかけられるような関係を構築し、地域全体で子育て家庭を見守る取組みを推進します。

②子育てネットワークの育成

- ❖ 身近な場所で気軽に参加できる親子向けイベント等を通して、地域の中における子育て支援グループのネットワークや保護者同士のネットワークの形成に取り組みます。

③子どもの安全確保の体制づくり

- ❖ 地域パトロールの強化や不審者等に関する情報配信を行うとともに、保護者や学校、住民や企業、商店といった、地域ぐるみで子どもたちを見守るしくみづくりを行います。
- ❖ 深刻化する虐待やいじめ等の子どもの権利侵害に対して、学校だけでなく様々な関係機関が連携し、地域全体による予防と早期発見に努めます。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
①保育所待機児童数	119名	0名	0名
②学童クラブ待機児童数	80名	0名	0名
③「保育サービスが充実している」と回答した人の割合	10.9%	15%	20%
④はぴママたまご面接を受けた妊婦の割合 (はぴママたまご面接者／母子手帳交付)	74.1%	79%	84%

出典：①②④区調査（事業実績）、③北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■計画事業

【013】保育所待機児童解消

安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、保育園等の定員の拡大を図り、待機児童の解消をめざす。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
9,601人	8,923人	678人	678人	推進
	事業費(百万円)	968	968	—

※定員拡大数については、各年度4月1日時点とする。

☆ 【014】放課後等における子どもの居場所の充実・確保

子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保し健全な育成を図るため、小学校内を会場とした放課後子ども総合プランの多彩な活動の展開をめざすとともに、学童クラブを必要とするすべての児童が利用できるように学童クラブの定員を拡大する。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 放課後子ども総合プラン	34校導入	推進	推進	推進
学童クラブの定員拡大 3,575人	2,980人	595人	595人	推進
	事業費(百万円)	19,281	9,445	9,837

※学童クラブの定員拡大数については、各年度4月1日時点とする。

【015】保育サービスの充実

多様な就労形態で働く保護者が、安心して子どもを育てながら働くことができるよう、病児・病後児保育、延長保育サービスの充実を図る。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 病児・病後児保育 4力所	2力所	2力所	2力所	推 進
居宅訪問型 病児・病後児保育 利用料補助	推 進	推 進	推 進	推 進
延長保育	85園 事業費(百万円)	推 進 429	推 進 204	推 進 225

☆ 【016】保育の質の向上

保育所等に通う児童及びその保護者等の安全・安心を確保するため、保育所等職員の研修の充実を図るとともに、事故防止や保育士支援等を目的とした施設巡回指導を実施する。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 保育所職員等各種研修	推 進	推 進	推 進	推 進
施設巡回指導	推 進 事業費(百万円)	推 進 18	拡 充 9	推 進 9

【017】産前産後サポート事業

産前産後期の心身の疲労や育児不安が軽減できるよう、出産前後の女性を対象に、身体のケアと孤立感軽減を図る講座を行う。また、産後の休養の場を提供するとともに育児技術の習得支援を行う。さらに、ヘルパーの派遣により、日常的な家事援助に加え、おむつ交換や沐浴の介助などの育児支援を行う。

所管部：健康福祉部・子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
(内訳) 産前産後セルフケア 講座	推進	推進	推進	推進
産後デイケア事業	推進	推進	拡充	推進
産後ショートステイ 事業	推進	推進	拡充	推進
安心ママパパ ヘルパー事業	推進	推進	拡充	推進
	事業費(百万円)	450	225	225

【018】妊娠期から子育て期の切れ目ない支援

子育て世代包括支援センター事業では、妊娠届を提出した妊婦に対し、妊娠中の様々な不安を軽減するため、保健師等が「はぴママたまご面接」を実施し、相談や支援プランの策定を行うとともに、生後6ヶ月までの子どもと保護者に対し、育児の不安を軽減するため、子ども家庭支援センター・児童館・子どもセンターで「はぴママひよこ面接」を実施する。

また、システムを活用して相談体制の充実を図り、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を推進する。

さらに、ショートステイ事業の充実により、子育て期の保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを進めていく。

所管部：健康福祉部・子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 子育て世代包括支援 センター事業	推 進	推 進	拡 充	推 進
はぴママたまご 面接	推 進	推 進	拡 充	推 進
はぴママひよこ 面接	推 進	推 進	拡 充	推 進
母子保健システム	導 入	推 進	拡 充	推 進
ショートステイ 事業の充実	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	728	345	384

【019】子どもの未来応援プロジェクトの推進

未来を担う子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長・自立できるように、子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体等と連携した多岐に渡る支援を推進するとともに、地域社会全体で見守り、ささえるネットワークづくりを支援する。また、多くの課題を抱えるひとり親家庭等の孤立防止を図るための相談事業等を推進する。

所管部：健康福祉部・子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	1,093	545	548

【020】児童虐待未然防止事業

児童虐待の相談対応件数が増加する中、専門相談の充実、養育支援訪問事業の推進、関係機関との連携強化、児童相談システムの導入により、相談や通告等に適切に対応できる体制を整備し、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発防止の取組みを進める。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	133	72	61

☆【021】児童相談所等複合施設の整備

児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等、子どもに関する総合的な相談拠点を一体的に整備し、児童相談行政のさらなる充実・強化を図る。

所管部：教育振興部・子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	基本構想策定	完 成	推 進	完 成
	事業費(百万円)	2,779	2,779	—

☆【022】社会的養護を必要とする子どもへの支援

さまざまな事情で家族と暮らせない子どもを、自分の家庭に迎え入れ養育する里親制度を普及啓発とともに、その子どもたちが適切な養育環境で育ち、社会へ巣立つ際に自立した社会人として生活できるよう、自立援助ホームや施設退所後の支援のしくみを構築することにより、社会的養護を必要とする子どもたちを支援する。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	17	8	9

【023】子どもセンター・ティーンズセンターへの移行

児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とする「子どもセンター」と中高生の居場所機能を担う「ティーンズセンター」に移行する。

所管部：子ども未来部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 了	検 討	完 了	移 行	完 了
	事業費(百万円)	—	—	—

■施策体系図：子ども・家庭への支援

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 子育て家庭の支援	
①多様な保育サービスの充実	
保育サービスの充実	
保育の質の向上	
保育施設の待機児童解消	
就学前教育保育の充実	
障害児の保護者の就労支援	
障害児や医療的ケア児への支援	
学童クラブの整備	
安全で快適な保育環境の確保	
②子育て相談の充実と交流の促進	
妊娠から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援	【013】保育所待機児童解消
子育て家庭の交流の場や機会の提供	【014】放課後等における子どもの居場所の充実・確保
相談体制の充実	
専門相談機能の充実	【015】保育サービスの充実
発達や成長に関する相談体制の構築	【016】保育の質の向上
親育ちへの取組みの推進	【017】産前産後サポート事業
③困難を抱える子育て家庭への支援	【018】妊娠期から子育て期の切れ目ない支援
経済的支援・生活の安定と自立への支援の充実	【019】子どもの未来応援プロジェクトの推進
情報提供・相談体制の充実	【020】児童虐待未然防止事業
学習支援・教育支援の充実	【021】児童相談所等複合施設の整備
④児童虐待への対応	【022】子どもセンター・ティーンズセンターへの移行
家庭の見守りの強化、相談・支援体制の充実	
関係機関との連携強化による未然防止	
児童相談所の設置	
⑤子育てしやすい環境づくりの推進	再掲 049 区立認定こども園の設置
子育て情報の集約、発信	再掲 090 子育て・高齢者世帯等の居住支援
周産期医療体制の充実の要請	
産前産後の生活支援事業の充実	
ファミリー世帯が快適に暮らせる環境づくり	
雇用環境改善の要請	
⑥子育て支援の拠点の整備	
総合的な子育て相談拠点の整備	
親と子の育ちや交流の場の提供	
子どもセンターと保育園・幼稚園の連携強化	
(2) 子どもの健やかな成長の支援	
①魅力ある遊び環境づくり	
遊びや多世代交流活動の充実	
既存の小中学校の活用	
安全で魅力ある公園づくりの推進	再掲 014 放課後等における子どもの居場所の充実・確保
②豊かな体験活動の充実	
自然・社会・文化芸術体験活動の充実	再掲 092 魅力ある公園づくり事業
ふれあい交流事業の推進	
③子どもの幅広い社会参加の促進	
区政に参加する機会の確保	
地域活動・ボランティア活動への参加促進	

(3) 子どもをあたたかく育む地域社会づくり	
①地域における子育て支援	
地域の顔が見える関係づくり	
②子育てネットワークの育成	
子育てグループの支援	
子育てグループのネットワーク化	
③子どもの安全確保の体制づくり	
協働による安全確保の体制づくり	

1-5 福祉のまちづくり

■北区基本構想

区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、子どもや高齢者、障害者などに配慮したバリアフリーのまちづくりをめざします。また、気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちづくりを推進します。

■基本方針

(1) バリアフリーのまちづくり

高齢者、障害者等配慮を要する人を含めだれもが活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行うことができるよう環境整備を行い、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを推進します。

(2) 思いやりのある福祉のまちづくり

障害者差別解消の取組みを推進するとともに、様々な人と障害者が交流する機会を拡大し、区民の障害理解をさらに促進します。

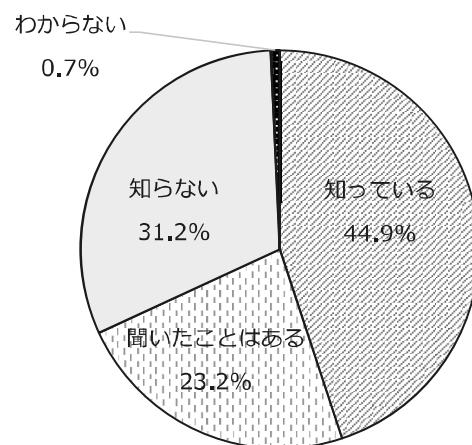
■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待	区（行政）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの理念を共有する。 北区バリアフリー基本構想の基本理念に基づき、バリアフリーのまちづくりを推進する。 様々な障害の特性を理解する。障害の有無に関わらず、お互いを尊重し支えあう。 地域のイベント、文化芸術・スポーツイベント等に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの理念の普及・啓発活動を行う。 北区バリアフリー基本構想の基本理念に基づき、バリアフリーのまちづくりを推進する。 安心して生活・移動できるように改善やスマートアップに努める。 障害者差別解消法について、普及・啓発を図る。 地域のイベント、健康づくり活動等を支援する。 地域で活動する様々な障害者支援団体の活動を支援する。

■現状と課題

- 具体的なバリアフリー化施策を着実に推進する必要があります。また、こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な施策や協働による取組みを実践する必要があります。さらに、バリアフリー水準の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向けて、利用者の参加によるハードとソフトの一体的な取組みを行う必要があります。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、行政機関や民間事業者には障害者への合理的配慮が義務付けられることとなり、差別解消の取組みを一層進める必要があります。また、区民の障害理解の促進を行い、様々な人と障害者が交流する機会の拡大を図る必要があります。

障害者差別解消法の認知状況



出典：平成30年度北区障害者差別解消法啓発事業アンケート

■施策の方向

(1) バリアフリーのまちづくり

①ユニバーサルデザインのまちづくり

- ❖ だれもが安心して生活・移動できる日常生活や活動ができるよう、具体的なバリアフリー化施策の進捗状況の把握や新たな課題に対する検討を加え、継続的な利用者の参加による取組みを推進し、スパイラルアップを図りながら、共生社会の実現をめざします。

(2) 思いやりのある福祉のまちづくり

①こころのバリアフリーを育む環境づくり

- ❖ 様々な機会を通して、障害者への理解を深め、障害者との交流の輪を広げていきます。
- ❖ 子どもの頃から人ととの心の壁を取り除き、思いやりと助けあいの心を育てるため、世代間交流や福祉啓発教育等に取り組むこころのバリアフリーを促進します。
- ❖ 障害の特性に応じた意思疎通の支援及び情報バリアフリーの取組みを推進します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
障害者への差別があると感じる区民の割合	10.0%	8.5%	7.0%

出典：北区民意識・意向調査

■計画事業

【024】バリアフリー基本構想の推進

高齢者、障害者をはじめ、だれもが便利で安全に移動や施設の利用ができるようにするために、バリアフリー基本構想（全体構想・地区別基本構想）で定めたバリアフリー化施策を推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	81	33	48

☆ 【025】障害者の差別解消と理解促進

障害の有無にかかわらず、だれもがお互いを尊重し、支えあえる共生社会を実現するため、障害者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取組みのほか、NTCなど北区ならではの資源を生かし、JSC（日本スポーツ振興センター）等の関係機関との連携により、こころのバリアフリーを推進する。また、共生社会の実現に不可欠な、障害特性に配慮した情報バリアフリーを推進する。

所管部：地域振興部・健康福祉部・各所管部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) こころのバリアフリー 関連イベントの実施	推 進	推 進	推 進	推 進
情報バリアフリーの 推進	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	64	30	34

■施策体系図：福祉のまちづくり

基本施策 単位施策 施策の方向	計画事業
(1) バリアフリーのまちづくり ①ユニバーサルデザインのまちづくり 都条例や区の要綱等に基づく整備の推進 情報のバリアフリー化の推進 バリアフリーのまちづくりに対する意識の普及・啓発 公共施設、道路等のバリアフリー化の推進 移動やコミュニケーション手段の確保 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたまちづくりへの取組み	【024】バリアフリー基本構想の推進 再掲 082 鉄道駅エレベーター等整備事業 再掲 083 駅周辺へのエレベーター等の設置 再掲 084 区内交通手段の確保
(2) 思いやりのある福祉のまちづくり ①こころのバリアフリーを育む環境づくり こころのバリアフリーの促進 福祉教育の推進 交流機会の拡大 障害理解の普及啓発 障害特性に配慮した情報バリアフリーの推進	【025】障害者の差別解消と理解促進 再掲 044 「トップアスリートのまち・北区」推進プロジェクト 再掲 045 ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

基本目標 2

**一人ひとりがいきいきと活動する
にぎわいのあるまちづくり**



■北区基本構想

産業は、北区で働き、暮らす人々のゆとりある暮らしを支え、地域に活力を生み出す重要な役割を担っています。

区は、産業人の創意と意欲にあふれた自由で活発な企業活動が展開できる環境づくりを進め、既存産業の活性化を図るとともに、社会環境の変化に対応した新たな産業分野への進出を支援します。

また、区民が集い、にぎわう、生活の場としての魅力ある商店街づくりを支援します。

さらに、地域産業を支える勤労者の働きやすい環境づくりにも努めます。

■基本方針

(1) 新たな産業の展開

生産性向上につながる支援や相談体制の充実を図るとともに、関係団体と連携して、区内中小企業の情勢に対応した柔軟な事業展開を推進します。また、創業希望者への直接的な創業支援の充実に加え、創業に関する普及・啓発に取り組みます。さらに、公民連携による観光の魅力発信を推進・強化します。

(2) モノづくりの振興

区内事業者や企業の分野を横断した連携支援等を通じて、新分野への事業展開や製品の高付加価値化、イノベーション等を促進します。また、意欲ある事業者の交流・取組みを推進し、北区産業のけん引役となるリーダー、グループの育成を図ります。

(3) 生活サービス産業の育成

商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤を安定化させる取組みを推進するとともに、商店街のけん引役となるリーダーの育成や多様な主体との連携・協働による商店街の新たな魅力づくりを推進します。さらに、区民生活の利便性の向上につながる生活に密着した産業の振興・支援を図ります。

(4) 勤労者の働きやすい環境づくり

企業に対してワーク・ライフ・バランスへの取組みの必要性を理解してもらうため、区内産業団体を通じて啓発活動を継続します。働く人が自分自身の働き方を主体的に考え、見直してもらうための啓発活動を推進します。また、働く場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止に向けて、企業及び勤労者に啓発活動を行います。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・産業団体、地域金融機関、NPOは、行政と連携した中小企業者への支援を行う。
- ・区内企業や商店街は、北区産業の担い手として、経営基盤の強化・安定化、将来の事業継続・発展に向け創意工夫とチャレンジに努める。

区（行政）の役割

- ・支援機関とのネットワークを強化する。
- ・コーディネーターとして様々な業種の事業者や、区民、大学をはじめとする研究機関等との多様な交流・連携を図り、意欲的な取組みを支援する。

■現状と課題

○中小企業の生産性の向上や製品・サービスの高付加価値化を支援するため、経営全般、販路拡大等の相談を一体的に行えるワンストップ相談窓口の充実・強化が課題です。また、法律改正や景気動向にあわせた融資制度の運用が求められています。さらに、雇用市場において「売り手市場」が続き、新規求人数が大幅に増加する一方、多くの産業における必要な労働力不足が顕在化しています。

○創業を志してから事業が安定するまでの経営課題に対応したきめ細かな支援や潜在的創業者に対する創業への関心を高めることができます。また、地域特性を踏まえたコミュニティビジネス※の振興が課題です。多様化する創業ニーズに対応した創業支援を提供する環境の充実を図る必要があります。さらに、区内の産業・経済団体、金融機関等の創業支援機関が相乗効果を発揮できる体制が必要です。

○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその先を見据え、国、東京都、周辺自治体が積極的に観光振興に取り組んでいるため、交流人口の獲得をめぐる地域間競争の激化への対応が課題です。

○AI・ロボット・IoT※等の先端技術を活用した生産性向上や新製品・新技術の開発に加え、企業間連携の活発化や大学をはじめとする研究機関の研究シーズ※活用の促進等、企業の高付加価値化に向けた取組みが重要です。

○北区産業をけん引するリーディング企業の育成支援や、経営基盤の強化を図るための事業承継、人材不足への対応が必要です。

○区内企業が持つ優れた製品や技術を区内外に向けて効果的に発信し、ブランド力の強化を図ることが必要です。

○商店街の顧客離れや後継者不足、高齢化による担い手不足等、商店街を取り巻く環境は厳しいものとなっています。商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤を安定させる取組みが重要となっています。

○インターネット購買の普及等による顧客離れや、商店街を担う人材の高齢化や後継者不足が進んでおり、商店街のけん引役となるリーダーや若手事業者の育成が課題となっています。また、区内観光資源等の活用や、商店街同士・地域・学生等との連携による新たな来街者の獲得に取り組む必要があります。

○少子高齢化が進展し、区民一人ひとりのライフスタイルやニーズが多様化する中、日々の暮らしの利便性の向上につながる商業や福祉、教育、生活関連サービス業等の区民生活に不可欠な産業の振興・支援が重要なっています。

○ワーク・ライフ・バランスについての認知度は広がっていますが、企業のワーク・ライフ・バランスに対する具体的な取組みが進んでいないことが課題となっており、国や東京都と連携して企業向けの講座等、

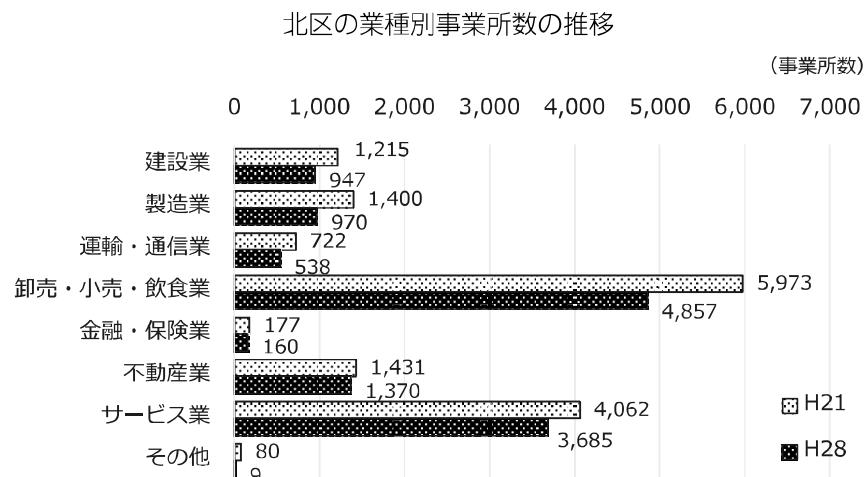
啓発活動に取り組む必要があります。また、従業員に向けてワーク・ライフ・バランスの考え方を周知することにより、制度の浸透を図る必要があります。

○近年、職場における人権侵害として、セクハラやパワハラ、マタハラ等のハラスメントの問題が深刻化しており、社会的に許されない行為であることを広く認識させるための取組みが重要となります。

※ コミュニティビジネス：地域の課題をビジネスの手法を活用して解決する事業活動のこと。

※ IoT：「Internet of Things」の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、「身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながる」しきみのこと。

※ 研究シーズ：科学技術研究の種 (Seeds)、つまり将来花開き実を結ぶ可能性の高い研究を指す。



出典：経済センサス

■施策の方向

(1) 新たな産業の展開

①地域産業を支える産業施策の推進

- ❖ 経済動向や経営環境の変化、国の動向に対応した利便性の高い相談体制の構築、融資制度の充実、産業・経済団体、金融機関等の関係機関が連携した支援を行います。
- ❖ 雇用情勢の変化にあわせ、ハローワークをはじめとする関係機関と連携した就労支援事業に加え、中小企業の人材確保・定着支援等の柔軟な事業展開を推進します。

②創業の促進

- ❖ 創業者の成長段階に応じた支援を行うとともに、潜在的創業者のモチベーション喚起等、創業へのチャレンジ環境の整備に取り組みます。
- ❖ 担い手として期待される高齢者・女性・若者によるコミュニティビジネス創業支援に取り組みます。
- ❖ 区内における創業支援環境の充実を図るために、創業支援施設ネスト赤羽の機能拡充や民間創業支援施設との連携強化に取り組みます。
- ❖ 地域金融機関をはじめとする創業支援機関との連携強化に取り組みます。

③北区の魅力を生かした観光の推進

- ❖ 訪日外国人旅行者数の増加や地域間競争の激化等の北区観光を取り巻く状況の変化を踏まえ、東京北区観光協会と連携し、北区観光の魅力の効果的な発信に取り組みます。

(2) モノづくりの振興

①ものづくりイノベーションの推進

- ❖ AI・ロボット・IoT等の先端技術の活用や販路の拡大・開拓等、新たな事業展開に向けた企業の取り組みを支援することで、ものづくり企業の競争力強化を促進します。
- ❖ 区内企業と大学をはじめとする研究機関をつなぎ、産学連携や企業同士の交流・連携を促進することで、製品の高付加価値化や技術の開発を促進します。

②ものづくり人材・企業の育成

- ❖ 企業間交流の推進やマッチング支援等の取組みを通じて、リーディング企業の育成を推進します。
- ❖ 事業承継の支援、事業展開を支える人材の確保や育成に対する支援等に取り組むことで、企業経営の基盤強化・安定化を図ります。

③ものづくりのPR・ブランド力の強化

- ❖ 区内企業の共同開発等によるオーナーの製品や技術等の産業ブランドの構築を推進し、「北区のものづくり」の魅力を国内外に向けて積極的に発信する取組みを展開します。

(3) 生活サービス産業の育成

①魅力ある個店づくりの支援

- ❖ 個店同士が連携して取り組む商品開発や魅力的なサービスの提供、販路拡大等、個店のファン獲得及び来街者の増加につながる、個店の魅力づくりに向けた意欲的な取組みを支援します。

②商店街の新たな魅力づくりの推進

- ❖ 区民に選ばれる商店街をめざして、魅力ある商品やサービスを生み出していく意識と意欲を持った商店街のけん引役となるリーダーや若手事業者の育成を推進します。
- ❖ 地域資源、来街者等の商店街独自の強みを生かした特徴的取組みや商店街同士・地域・学生等との連携や協働による取組みを支援することで、商店街の新たな魅力づくりを推進します。

③区民生活を支える産業の振興

- ❖ 区民にとって暮らしやすい地域を形成するために、福祉や教育等の施策との連携も視野に入れつつ、区民生活に密接に関連したサービス産業の振興・支援を図ります。

(4) 勤労者の働きやすい環境づくり

①勤労者が安心して働く環境整備

- ❖ 様々な仕事に就いている労働者が、仕事と生活がバランスよく両立され、充実した生活を送ることができるように、またセクハラやパワハラ、マタハラ等のハラスメントのない働きやすい職場環境となるよう、企業に対する啓発を行います。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現状 (元年度)	中間 (6年度)	最終 (11年度)
小売業1店舗当たりの年間商品販売額	38百万円	44百万円	50百万円
従業員1人当たり粗付加価値額	7,240千円	7,700千円以上	8,000千円以上
創業比率	3.71%	6.00%	10.00%

出典：北区産業活性化ビジョン 2018

■計画事業

☆【026】経営相談総合窓口の充実・強化

中小企業の生産性の向上や製品・サービスの高付加価値化を支援するため、経営全般、販路拡大等の相談を一体的に行うワンストップ相談窓口のさらなる充実・強化が必要である。そのため、売り上げ拡大につながる中小企業の強みを生かした具体的な提案を行い、積極的な支援を伴走型で行う「f-Biz（エフビズ）モデル」の相談窓口を設置する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	363	171	192

【027】地域における雇用の推進

若者・高齢者・女性等の就労を支援するため、ハローワークや東京しごと財団等の関係機関と連携を図り、就職面接会や各種セミナーの開催を通して就職活動を支援する。また、中小企業を中心に深刻化している人手不足に対応するため、関係機関とともに区内中小企業の人材確保の支援に取り組む。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 就職支援事業	推 進	推 進	推 進	推 進
就職相談事業	推 進	推 進	推 進	推 進
中小企業人材確保 支援事業	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	76	40	37

☆【028】創業チャレンジ環境の整備

潜在的創業者のモチベーションを喚起するため、創業へのチャレンジ環境の整備を行う。また、地域の特性を踏まえたコミュニティビジネスを推進するとともに、コミュニティビジネス創業支援ネットワークを拡充する。さらに、起業家サロン事業や創業支援施設整備・運営費補助事業を実施するなど、インキュベーション機能を拡充する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 創業へのチャレンジ 環境の整備	推 進	推 進	推 進	推 進
コミュニティビジネス の振興	推 進	推 進	推 進	推 進
インキュベーション 機能の拡充	—	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	206	104	103

【029】北区観光の魅力向上プロジェクト

渋沢栄一翁をテーマとした飛鳥山周辺魅力発信プロジェクトや産業遺産観光プログラムの開発、旧醸造試験所第一工場活用イベント等を実施し、北区ならではの特徴ある観光資源を磨き上げ、北区観光の顔をつくる。そして、磨き上げた観光資源をつなぎ合わせる観光ルートの開発等により回遊観光を促進する。また、東京北区観光協会との連携のもと、オール北区の体制で、区内外への北区観光の魅力発信に取り組む。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	248	127	121

【030】ものづくり技術開発支援事業

AI、ロボット、IoT 等の先端技術の活用や販路の拡大・開拓等、新たな事業展開に向けた企業の取組みを支援することで、ものづくり企業の競争力強化を図る。また、産学連携や企業同士の交流・連携を促進することで、製品の高付加価値化や技術開発を支援する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
132 件	12 件	120 件	60 件	60 件
(内訳) 先端技術活用推進事業 77 件	7 件	70 件	35 件	35 件
新製品・新技術開発 支援事業 33 件	3 件	30 件	15 件	15 件
産業連携研究開発 支援事業 22 件	2 件	20 件	10 件	10 件
	事業費(百万円)	170	85	85

☆ 【031】産業ブランド力の強化

ものづくり企業の製品、食品等を「北区ブランド」として選定・PRするとともに、北区ブランドを中心とした体験型 PR（工場見学、伝統工芸・ものづくり体験等）を実施することで、北区産業のさらなる活性化を図る。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	検 討	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	31	14	17

☆【032】個店の魅力創出支援事業

将来の商店街のリーダーや若手事業者の育成を促進するため、個店の売上げ増加や顧客開拓などにつなげる実践的な講座や、個店同士が連携して取り組む商品開発やサービスの提供への支援などの個店の魅力づくりに向けた取組みを推進し、商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤の安定化や商店街の新たな魅力づくりにつなげる。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 個店の売上アップ 実践講座 500 店舗	検 討	500 店舗	250 店舗	250 店舗
個店連携支援事業 200 件	10 件	190 件	70 件	120 件
北区まちなか ゼミナール支援	推 進	推 進	推 進	推 進
個店振興連絡会 550 店舗	25 店舗	525 店舗	200 店舗	325 店舗
	事業費(百万円)	159	67	92

■施策体系図：地域産業の活性化

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 新たな産業の展開	
①地域産業を支える産業施策の推進	
経営相談総合窓口の充実・強化	【026】 経営相談総合窓口の充実・強化
中小企業金融対策	【027】 地域における雇用の推進
区内産業関係団体との連携強化	【028】 創業チャレンジ環境の整備
国・都と連携による雇用の促進	【029】 北区観光の魅力向上プロジェクト
②創業の促進	
創業へのチャレンジ環境の整備	再掲 005 いきがいづくり支援事業
インキュベーション機能の拡充	再掲 079 (仮称) 旧北王子支線跡地遊歩道の整備
創業支援機関との連携強化	
コミュニティビジネスの振興	
③北区の魅力を生かした観光の推進	
北区ならではの観光コンテンツの充実	
公民連携によるオール北区での魅力発信	
観光資源をつなぎ、めぐる観光の充実	
(2) モノづくりの振興	
①ものづくりイノベーションの推進	
AI、ロボット、IoT 等の先端技術の活用と製品の高付加価値化の推進	
産学連携、企業間連携の促進	
地域に根差した大学との連携推進	
②ものづくり人材・企業の育成	
リーディング企業育成・交流の推進	【030】 ものづくり技術開発支援事業
事業承継支援・人材確保育成支援による企業経営の基盤強化・安定	【031】 産業ブランド力の強化
住工混在地域における良好な共存関係の構築	
③ものづくりのPR・ブランド力の強化	
北区ものづくりのブランド化の推進	
観光との融合によるものづくり企業の魅力発信	
(3) 生活サービス産業の育成	
①魅力ある個店づくりの支援	
個店同士の連携による商品開発やイベントへの支援	
個店や店主の魅力発信、リニューアル支援	
②商店街の新たな魅力づくりの推進	
商店街の強みを生かした取組みや連携・協働による新たな魅力づくり	【032】 個店の魅力創出支援事業
商店街の核となる個店、人材の育成支援	
③区民生活を支える産業の振興	
生活関連サービス産業の振興	
(4) 勤労者の働きやすい環境づくり	
①勤労者が安心して働く環境整備	
ワーク・ライフ・バランスのとれた環境づくりの促進	再掲 054 女性活躍推進事業 再掲 055 ワーク・ライフ・バランスの推進

2-2

コミュニティ活動の活性化



■北区基本構想

思いやりと支えあいのある、人間性豊かで、開かれた地域社会をめざして、多様な世代や人々の地域活動への参加や交流を推進します。

あわせて、地域で諸課題に主体的に取り組むため、ボランティア・市民活動団体、企業などの様々な活動主体が連携、協力できる環境づくりを進めます。

また、コミュニティ活動やボランティア・市民活動団体などの活動の場を整備します。

■基本方針

(1) コミュニティ活動の支援

住みよいまちづくりに主体的に取り組める組織強化を推進し、区民一人ひとりが地域への愛着を深め、相互のきずなを確かなものにします。

(2) コミュニティ施設の充実

区民により身近で、多世代にわたり快適に利用される施設となるよう、地域住民による自主管理を推進しながら、安心して快適に利用できる施設をめざします。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・近隣のつながりや町会・自治会活動に関心を持つ。
- ・NPO・ボランティア団体は地域円卓会議や講演会等に積極的に参加し、連携・協力できるきっかけをつくり、主体的に課題解決をしていく。
- ・北区NPO・ボランティアぷらざは、地域活動団体同士が連携できるコーディネートを行う。
- ・コミュニティ施設を活用する。

区（行政）の役割

- ・地域を知り関心を持つきっかけづくりと積極的な情報発信に取り組む。
- ・NPO・ボランティア団体等が地域の課題解決に主体的に取り組めるための環境整備や支援策を展開する。
- ・北区NPO・ボランティアぷらざがコーディネート機能を発揮できるよう、支援を行う。
- ・コミュニティ施設の利用を推進し、施設として望ましい機能を検討する。

■現状と課題

- 地域それぞれに特性や課題があり、画一的な講座、講演会のテーマでは地域活動の活性化に直接結びついていません。地域活動参加のきっかけづくりのために多様なツールを活用しながら、地域情報を発信する必要があります。
- 町会・自治会やNPO・ボランティア団体等の課題が、町会・自治会の加入率の低下、新たな担い手の不足、外国人区民への理解と接し方等多様化しています。
- 以前から活動しているNPO・ボランティア団体の一部は、区の基金を財源とする活動費助成、協働事業助成を利用していますが、新規団体の応募は少ないのが現状です。
- 地域コミュニティ活動の促進には、利用者のニーズ等に対応した活動の場が求められています。
- 地域住民の高齢化等に伴い、担い手不足が顕著になっている地域があります。また、自主管理団体により、施設の運営が統一されていません。
- 施設が一斉に老朽化を迎え、計画的に改修等を行っていく必要があります。また、利用者の利用形態等の変化に伴う施設の機能更新等の要望について検討する必要があります。

■施策の方向

(1) コミュニティ活動の支援

①地域活動・交流の促進

- ⌚ 若年層も含めた区民全体の地域コミュニティに対する関心を高め、地域住民相互の交流を促進するとともに、地域の連帯意識を醸成します。
- ⌚ 地域課題を把握し、その特性にあわせた施策を展開します。

②様々な活動主体による連携・協力への支援

- ⌚ 多様化する地域の問題に対して、町会・自治会や地域活動団体が協働して取り組めるようにします。

③協働推進体制の充実

- ⌚ 北区NPO・ボランティアぷらざの機能の充実を図り、活動団体のネットワークを生かした事業を実施します。
- ⌚ NPO・ボランティア活動等の組織基盤の強化を促進するとともに自立への支援を行います。

(2) コミュニティ施設の充実

①コミュニティ活動の場の整備

- ⌚ 地域を舞台に様々な活動を行う団体等に対し、活動の場を提供することで、自主的な活動を推進します。

②区民主体の施設運営の推進

- ⌚ 区民により身近な施設となるよう、地域の担い手が不足している施設等についても、新たな担い手を募り、地域住民主体の施設運営を推進します。

③施設の適正な配置と維持・管理の推進

- ❖ 施設の集約化・複合化により、コミュニティ活動拠点として機能の充実を図ります。
- ❖ 利用者が施設を安心して快適に利用できるよう、施設状態や利用者のニーズ等の把握に努め、計画的な修繕、改修等を実施します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
地域活動に参加したことがある人の割合	14.8%	16.0%	17.0%

出典：北区民意識・意向調査

■計画事業

【033】地域のきずなづくり推進プロジェクト

区民の自治意識や各地域における人と人とのつながりを再認識し、北区への愛着を深めるために、地域円卓会議の開催など、地域のきずなを深める事業を推進する。また、地域課題をテーマにした講座等の開催などを通じ、町会・自治会への加入促進、若年層・団塊の世代を中心とした新たな担い手づくりの支援に取り組む。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 町会・自治会加入支援	推 進	推 進	推 進	推 進
地域課題をテーマに した講座等の開催 500人	検 討	500人	250人	250人
北区NPO・ボランティア ぷらざの機能充実	推 進	推 進	推 進	推 進
地域円卓会議の開催	推 進	推 進	推 進	推 進
多様なチャネルを 活用した情報発信	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	30	15	15

☆【034】町会・自治会活性化推進事業

地域住民相互の交流及び自主活動を行う場である町会・自治会会館について、建設及び改修、耐震診断の一部を助成する。また、町会・自治会の運営支援のための講座開催や、専門家によるアドバイザー支援を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 新築等 51件	32件	19件	9件	10件
増築・改修等 67件	38件	29件	14件	15件
耐震診断 58件	8件	50件	25件	25件
専門講座開催 27回	—	27回	12回	15回
アドバイザー支援 270件	検 討	270件	120件	150件
	事業費(百万円)	344	163	182

【035】区民センターの整備（桐ヶ丘地区）

地域コミュニティ活動の拠点施設として、桐ヶ丘地区に区民センターを整備する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	検 討	完 成	整 備	完 成
	事業費(百万円)	1,113	483	630

■施策体系図：コミュニティ活動の活性化

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) コミュニティ活動の支援	
①地域活動・交流の促進	
地域活動・交流への参加促進	
多様なツールを用いた地域情報の積極的な提供	
コミュニティ形成・地域連帯のための意識づくり	
グループ・団体の活動支援と自主的活動の促進	
②様々な活動主体による連携・協力への支援	
様々な活動主体による連携・協力のしくみづくり	
企業の地域参加の促進	
③協働推進体制の充実	
北区協働推進基金を活用した協働事業の充実と質の向上	
NPO・ボランティア活動団体等の連携と組織基盤の強化	
(2) コミュニティ施設の充実	
①コミュニティ活動の場の整備	
地域活動の場の機能充実	
公共施設等身近な活動の場の確保	
②区民主体の施設運営の推進	
コミュニティ施設の自主運営の推進	
③施設の適正な配置と維持・管理の推進	
施設の配置・機能の見直し	
地域にあわせた施設機能の効率化	
計画的な改修と維持補修	

2-3

個性豊かな地域文化の創造



■北区基本構想

グローバル時代にあってこそ、わたしたちの国や地域が育てた固有の文化を誇りに思い、大切にしていくことが必要です。

北区に根ざした生活や産業、伝統により育まれた貴重な文化を誇りにし、継承しながら、区民の創意あふれる芸術文化活動を通じて、文化の香り高く、にぎわいのあるまちをつくります。

区は、区民の主体的な芸術文化活動を支援して、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信します。

また、北区を誇りに思う意識を育み、歴史的文化の継承と活用を図ります。

■基本方針

(1) 個性豊かな文化の創造と発信

だれもが北区ゆかりの文化、区民の創意あふれる芸術文化や国際文化等、様々な文化芸術を身近に楽しめるよう、北区の文化資源を活用し、文化芸術活動の活性化に取り組みます。

(2) 歴史的文化の継承と活用

北区が誇る歴史的文化を保存し、次世代に継承していくために文化財の積極的な活用に取り組みます。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・ 地域ゆかりの文化に興味・関心を持つ。
- ・ 文化芸術活動の連携や交流を行い、ネットワークの充実を図る。
- ・ 家に伝わる民具等の身近な文化財に目を向ける。
- ・ 地域に伝わるお祭りや伝統行事に積極的に参加する。

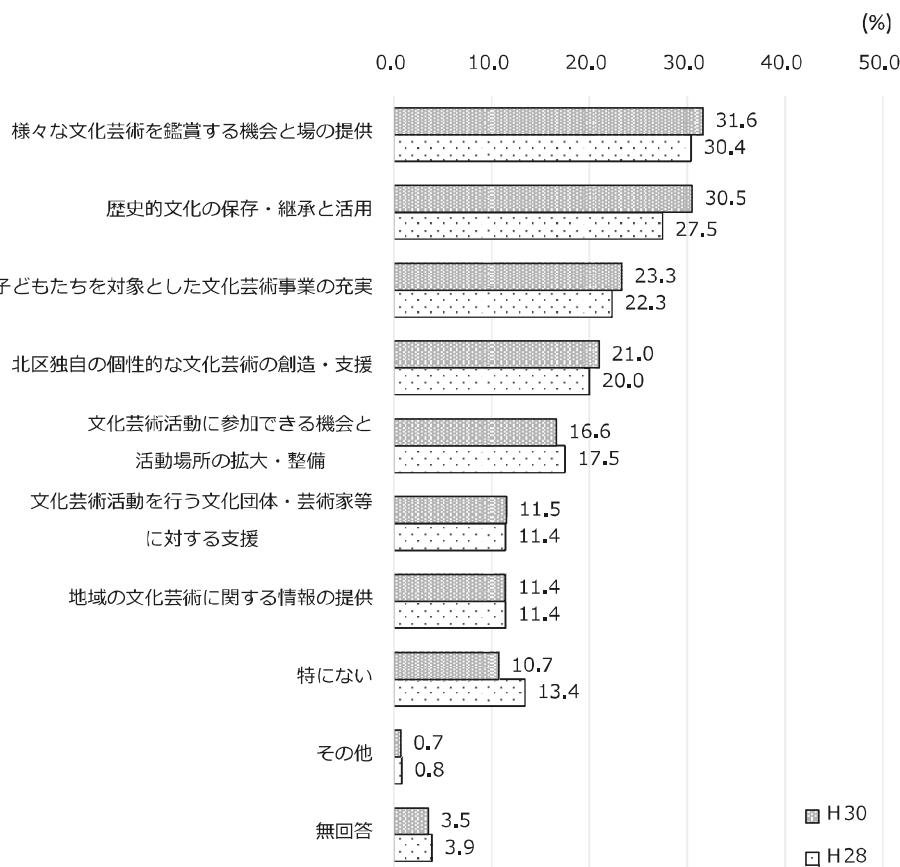
区（行政）の役割

- ・ (仮称) 芥川龍之介記念館をはじめ、地域ゆかりの文化を区民に伝える。
- ・ 文化芸術が身近なまちづくりを推進する。
- ・ 地域の活性化と文化芸術の振興を図る。
- ・ 文化財の保護や資料の収集・保存に努める。
- ・ 飛鳥山博物館における展示や教育普及活動の充実を図る。
- ・ 地域文化の保存・継承等の活動を支援する。

■現状と課題

- 地域への愛着を深めるとともに、北区の魅力の向上のため、芥川龍之介をはじめとした北区ゆかりの芸術家等の文化資源を有効に活用する必要があります。
- 区民主体の文化芸術活動を促進する必要があります。また、区民が文化芸術活動を行う際、より高い水準を達成するため、高い専門性や資質を持つ人材を支援する必要があります。
- 外国人が増加しているため、イベント開催時に外国人を取り込む工夫が必要になってきます。
子どもから高齢者まで、だれもが文化芸術活動を身近に鑑賞・体験できるよう、機会の拡充を図る必要があります。
- 文化芸術活動拠点ココキタ等で行われている区民の主体的な文化芸術活動を支援するとともに、地域の文化団体や民間との連携が必要です。文化芸術活動拠点ココキタの王子エリア以外の利用者の増加や新規利用者を取り込む工夫が必要です。
- 転入者数の増加や世代交代等で地域の伝統行事を知る人が少なくなるとともに、建物の建替え等によって近代建築等の文化遺産が失われつつあります。
- 国史跡中里貝塚が十分活用されておらず、中里貝塚をどのように保存し、活用するのかを検討する必要があります。
文化財のさらなる活用が望まれることから、観光資源としての活用等新たな工夫を行うことが課題となります。また、子どもたちが北区の歴史や文化、伝統行事にふれる機会が少なくなっています。

地域文化振興のため区が力を入れるべきだと思うこと



出典：北区民意識・意向調査

■施策の方向

(1) 個性豊かな文化の創造と発信

①地域の個性を生かした文化芸術の創造

- ❖ 北区の文化資源の活用や芸術家の創造的活動や交流活動を促進します。
- ❖ 田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりをさらに推進することで、地域の活性化を図ります。

②北区らしい文化芸術活動の発展・支援

- ❖ だれもが主体的に文化芸術を楽しみ、発表できる場を数多く提供するとともに、芸術家や指導者等を支援します。

③様々な文化芸術に触れる機会の拡大

- ❖ より多くの区民や観光客が文化芸術に触れる機会を増やし、気軽に楽しむ機会を提供します。

④文化芸術を支えるしくみの構築

- ❖ 区民や文化芸術団体等による文化芸術活動の連携や交流の促進を図ります。
- ❖ 文化芸術活動拠点ココキタの王子エリア以外への認知度を高めるとともに、新規利用者を取り込む工夫を図ります。

(2) 歴史的文化の継承と活用

①歴史的文化の継承と活用

- ❖ 歴史的文化を保存し、次世代に継承していきます。
- ❖ 中里貝塚を保存し、国史跡指定地の整備活用を行います。
- ❖ 史跡や文化財を観光資源として積極的に取り入れることで来街者の増加を図ります。
- ❖ 子どもの頃から北区の歴史や文化財について学ぶ機会を提供し、区民の郷土に親しむ気持ちを育てます。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
「区のイメージ」における「文化のに おいが薫るまち」の回答率	3.9%	5.0%	5.5%

出典：北区民意識・意向調査

■計画事業

【036】文化芸術活動の推進

北区の文化資源の魅力を幅広く区内外へ発信することや、文化芸術活動における区と区民との連携、文化団体同士等の連携を図ることにより、北区の文化芸術活動を促進する。

また、高齢者や障害者、ファミリー世帯、外国人等も含めた多様な人々が、文化芸術活動に取り組めるよう支援を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	285	143	143

☆ 【037】(仮称) 芥川龍之介記念館の整備

芥川龍之介の名を冠し業績を顕彰する施設として、日本で初となる、(仮称) 芥川龍之介記念館を開設し、文学界に残した多大な功績を称えるとともに、田端文士村記念館を拠点とする田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりを推進する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	203	199	3

☆ 【038】ドナルド・キーン氏の功績を生かした特色ある文化事業の展開

北区西ヶ原に40年以上居を構え、平成31年2月に逝去された北区名誉区民である日本文学研究者ドナルド・キーン氏の原稿や書簡等の資産を保存・活用し、キーン氏の功績と北区とのつながりを広く発信する。このことを通じて区民の北区に対する愛着や誇りを醸成するとともに、北区への興味・関心の喚起による交流人口の創出や次代への文化教育等の推進をめざす。

所管部：地域振興部・各所管部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	
	事業費(百万円)	—	—	

【039】北とぴあの改修

産業と文化・芸術活動の拠点として充実を図るとともに、利用者ニーズにあわせ、多くの人々に親しまれる施設をめざし、だれもが安全かつ快適に利用できるよう、北とぴあの施設全体を改修する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 了	検 討	完 了	設 計	完 了
	事業費(百万円)	10,072	522	9,550

☆【040】国指定史跡中里貝塚の保存・活用

地域の重要な財産である中里貝塚を、教育・観光等の資源として次世代に伝えるため、令和元年度末策定予定の中里貝塚保存活用計画に基づいた保存と管理を行い、観光も視野にいれた整備を実施する。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	保存活用計画策定	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 史跡広場の整備	保存活用計画策定	完 成	完 成	
史跡の活用	保存活用計画策定 事業費(百万円)	推 進 90	推 進 90	推 進 —

■施策体系図：個性豊かな地域文化の創造

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 個性豊かな文化の創造と発信	
①地域の個性を生かした文化芸術の創造	
個性的な文化芸術の創造の促進	
地域文化芸術の再生と創造活動の支援	
文化芸術創造のための環境づくり	
文化芸術活動の支援体制の検討	
②北区らしい文化芸術活動の発展・支援	
高い専門性や資質を持つ人材への支援	【036】文化芸術活動の推進
区民主体の文化芸術活動の促進	【037】(仮称) 芥川龍之介記念館の整備
自主的活動の支援と協働の推進	【038】ドナルド・キーン氏の功績を生かした特色ある文化事業の展開
文化芸術の発表機会の充実	【039】北とぴあの改修
③様々な文化芸術に触れる機会の拡大	
質の高い文化芸術に親しむ機会の充実	
子どもたちへの文化芸術体験機会の拡充	
音楽高校等との連携事業の推進	
④文化芸術を支えるしくみの構築	
既存施設の有効活用	
新たな活動拠点を核とした情報発信と連携・交流の促進	
(2) 歴史的文化の継承と活用	
①歴史的文化の継承と活用	【040】国指定史跡中里貝塚の保存・活用
文化遺産の保存・継承・活用	



■北区基本構想

区民一人ひとりが、自分の人生をより豊かにするため、学びたい人がいつでも、どこでも、学習に取り組み、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを進めます。

そのため、情報提供・相談体制を充実するとともに、身近な学習機会を拡充し、地域での学習活動を支援するしくみをつくります。

■基本方針

(1) 情報提供・相談体制の充実

区民のニーズや時代に適合した学習情報の提供や相談対応ができるよう、学習情報誌等の内容を充実させるとともに、SNS 等区民が使いやすいツールの積極的な活用を図ります。

(2) 学習機会の拡充

区民が多様なライフスタイルにあわせて、主体的に学習に取り組むことのできる環境整備や、IT 活用といった社会の変化に対応した技術・技能の習得等、リカレント教育※も視野に入れた学習環境の整備を推進します。また、図書館や文化センターをはじめとする、区民に身近な学習の場の充実を図ります。

(3) 学習成果の活用

区民の学習成果を生かせる地域活動の場を拡充するとともに、地域と学校が北区の将来を担う人材の育成を図るパートナーとして連携し、地域全体の教育力向上につなげます。

※ リカレント教育：義務教育や基礎教育を終えて労働に従事する職業人になってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システムのこと。急速に変化する社会において、教育はすべての人々にとって生涯に通じて必要であるという考え方を基礎としている。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

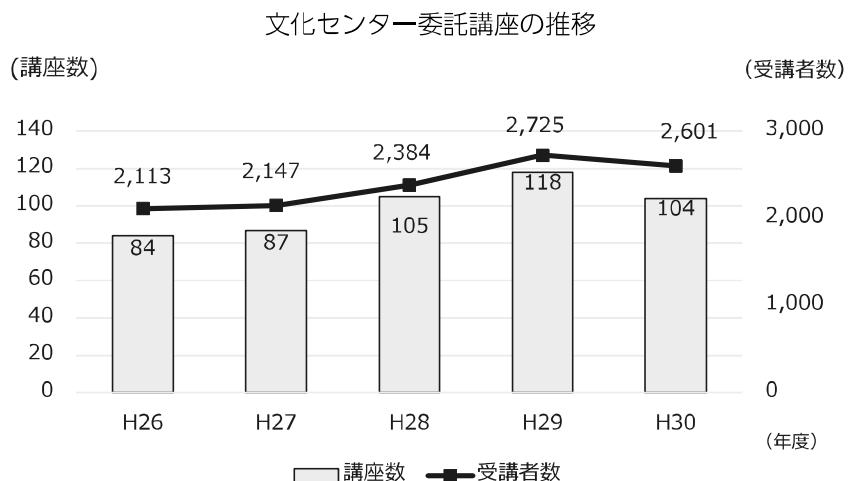
- ・生涯学習講座等、学習活動の場へ積極的に参加する。
- ・学びに対するニーズを行政に届ける。
- ・地域で学習活動を行う団体等の運営に関わる。
- ・学習活動の場を通して交流の輪を広げる。
- ・ボランティア活動等を通して、学びの成果を地域の中に還元する。

区（行政）の役割

- ・生涯学習に関する情報提供の充実、学習相談体制の充実を図る。
- ・多様な学習プログラムを提供する。
- ・地域で学習活動を行う団体等を支援する。
- ・図書館や文化センター等、身近な場所で学べる環境の充実を図る。
- ・学びの成果を地域活動の中に生かすしくみづくり、人材の育成を行う。

■現状と課題

- 区民が自己に適した方法で、学習情報を入手できるよう提供方法を充実させるとともに多様化する区民のニーズに即した学習情報の充実が求められています。
- 区民が気軽かつ継続的に学習活動に取り組めるよう支援を行う必要があります。
- 社会の変化に適切に対応して人間性豊かな生活を送るために、様々な場面で学習が必要となっています。そのため多様なライフスタイルに対応した幅広い学習機会が望まれています。
- 多様性と高度情報化が求められる公立図書館のあり方を検討し、区民のニーズとの整合を取りながら充実を図ることが求められています。
- 多様化する区民の学習スタイルにあわせた事業・講座等、生涯学習の入口として様々な情報を備え、利用しやすい環境を整備し、区民のニーズに応える必要があります。
- 地域の課題を解決し、地域の教育力を向上させるため、区民が学習成果を生かすことのできるしくみづくりをさらに整備する必要があります。また、放課後子ども総合プランの導入に伴い、子どもたちが安全・安心して活動できる学校内における活動内容の充実が求められています。



出典：生涯学習・学校地域連携課資料

■施策の方向

(1) 情報提供・相談体制の充実

①学習情報提供・学習相談体制の充実

- ❖ 多様化する区民の学習ニーズに対し、幅広い世代の区民に的確に届くよう、様々な方法を活用しながら学習情報の提供を行います。
- ❖ 区民の生涯にわたる学習活動をきめ細かく支援するため、学習相談体制の充実を図ります。

(2) 学習機会の拡充

①多様なニーズに応える学習機会の拡充

- ❖ 区民が多様なライフスタイルにあわせて主体的に学習に取り組むことができるよう、大学や企業との連携、図書館や文化センター等社会教育施設や学校教育との連携によって、リカレント教育も視野に入れ、時代のニーズに応える多様な学習機会の充実を図ります。
- ❖ 区民が主体となって講座や学習会を企画できるよう支援を行います。

②身近な学習の場の充実

- ❖ 図書館や文化センターの利便性向上に努めるほか、学校やふれあい館等、地域の身近な施設を学習の場として積極的に活用します。
- ❖ 区民と協働し、学校図書館や地域図書館との連携を軸として子どもの読書活動を推進します。

(3) 学習成果の活用

①学習成果を生かしあうしくみづくり

- ❖ 地域で自主的な社会教育活動を行う団体を支援するとともに、団体同士の交流促進を図り、区との協働事業を推進します。
- ❖ 学校と地域の連携・協働による取組みの中で、区民の学習成果を子どもの豊かな成長に生かすしくみが有効に機能するような環境整備を図ります。
- ❖ 学びを還元する場として、青少年のリーダー育成事業をはじめとした、区民との協働による事業を展開します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
区の施策の満足度 生涯学習の推進の回答が満足又はやや満足と回答した割合	16.0%	17.0%	18.0%

出典：北区民意識・意向調査

■計画事業

☆ 【041】地域活躍ステップアップ事業

人生100年時代を迎える中、文化センター等で行う学習活動には、高齢者が主体的に参加しており、学んだ成果を地域へ発信し、学びの輪を広げ、社会貢献の場を求める参加者も多い。こうした現状を踏まえ、「リカレント教育」の視点も盛り込みながら、学んだ知識や体験を地域活動につなげ、社会に還元するしくみをつくる。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	—	推 進	実 施	推 進
	事業費(百万円)	12	5	7

■施策体系図：生涯学習の推進

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 情報提供・相談体制の充実	
①学習情報提供・学習相談体制の充実	
様々な情報伝達手段の活用	
生涯学習情報提供システムの充実	
学習相談体制の充実	
(2) 学習機会の拡充	
①多様なニーズに応える学習機会の拡充	
多彩な学習機会の提供	
社会教育施設と学校教育の連携強化	
ライフスタイルに適した学習機会の提供	
体験学習の場の提供	
家庭教育に関する学習機会の充実	
②身近な学習の場の充実	
図書館サービスの充実	【041】地域活躍ステップアップ事業
歴史的映像資料の保存活用	
子どもの読書活動推進	
図書館を中心とした地域コミュニティの創出	
公共施設の有効活用	
博物館の講座等の充実	
(3) 学習成果の活用	
①学習成果を生かしあうしくみづくり	
社会教育活動団体の支援	
学校と地域団体・ボランティアの連携による地域教育力の向上	
青少年団体・指導者育成の支援	再掲 005 いきがいづくり支援事業
区民との協働による学習機会の提供	



■北区基本構想

区民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすため、健康づくりから競技スポーツまで、それぞれの体力や興味に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。

そのため、だれもが身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供するとともに、いつでも気軽に参加できる機会の拡充を図ります。

(1) 身近なスポーツの場の整備

既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、地域開放など区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携を検討します。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も、「トップアスリートのまち・北区」として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーを有効活用します。

(2) 参加機会の拡充

だれもがスポーツを楽しめるよう、様々なスポーツ参加機会を充実し、さらなるスポーツ実施率の向上をめざします。障害の有無に関わらず、ともに楽しめるスポーツ環境をさらに整備します。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も、子どもたちや障害を抱える方たちに夢と希望を与えられるよう、またアスリート育成を通じ地域が活性化できるよう、「トップアスリートのまち・北区」を推進します。

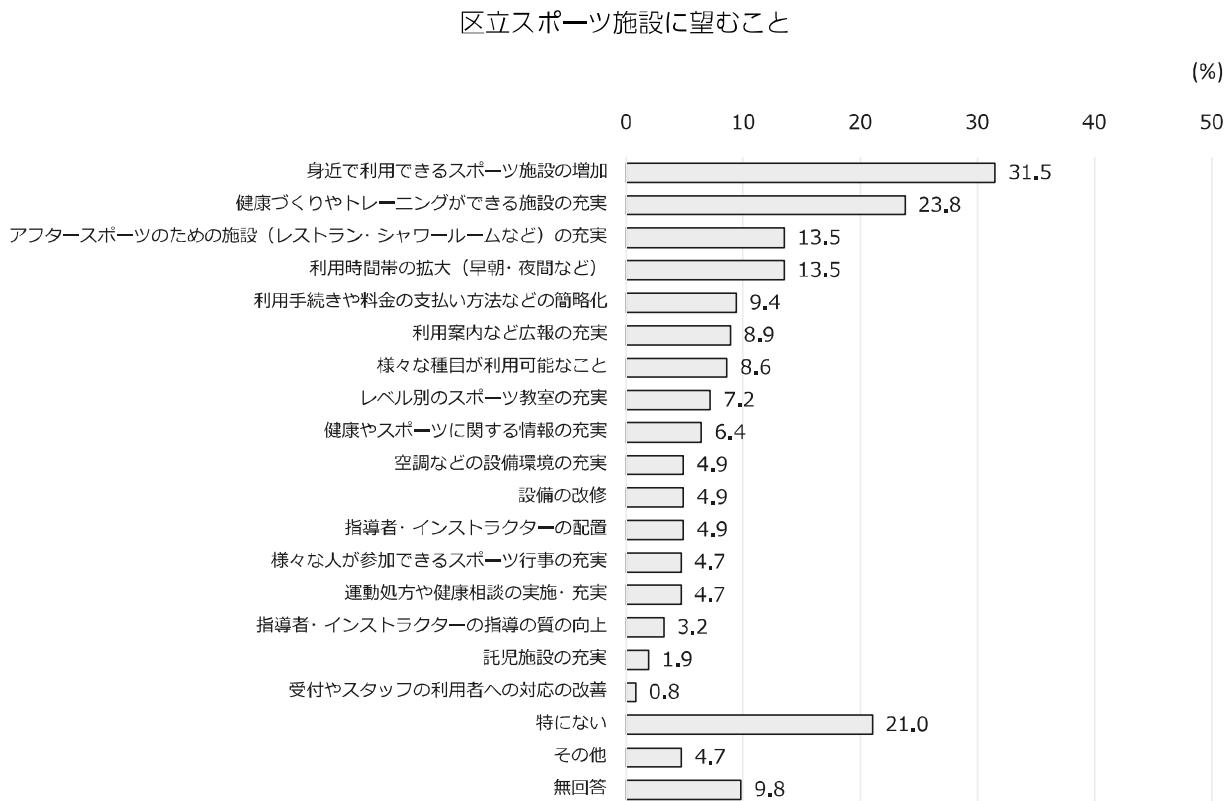
■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待	区（行政）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な場所でスポーツを楽しむ。 ・ 障害者スポーツへの理解、関心を持つ。 ・ スポーツに関わる様々な施設や団体等は、障害者スポーツの環境づくりに取り組むとともに、身近な場所でスポーツを楽しむ機会をさらに拡充する。 ・ トップアスリートをめざす区内企業等のスポーツ選手を理解・応援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ より身近にスポーツに親しむ環境を整備する。 ・ 障害の有無に関わらず楽しめる障害者スポーツイベントを実施する。 ・ 初級障がい者スポーツ指導員の資格取得を促進する。 ・ 体育協会との連携をさらに強化する。また、スポーツ推進委員協議会の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブの設立を支援する。 ・ アスリートや区にゆかりのある選手・競技についての区民への周知や、施設及び周辺のバリアフリー整備をするなど支援を行う。

■現状と課題

- 桐ヶ丘体育館等、施設の老朽化が課題となっています。また、バリアフリー整備は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も引き続き求められます。
- 利用時間と場所に限りがある中、スポーツをしたいという区民要望に十分に応えていくための工夫が求められています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後には、気運醸成を図ることを目的とする事業から、レガシーを有効活用していく事業への転換が必要になります。
- 区民のスポーツ実施率※は年々向上していますが、区民一人ひとりが主体的にスポーツを楽しめるよう、さらなる向上に向けた取組みが必要です。
- 超高齢社会の到来、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進んでおり、スポーツを通じた地域のきずなづくりが必要です。
- 地域コミュニティの拠点となる総合型地域スポーツクラブが王子地区ではなく、新たな設立が求められています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後もスポーツボランティア制度に対する気運が引き続き醸成されるように取り組む必要があります。
- 障害の有無に関わらず、ともに楽しめるスポーツ環境をさらに整備する必要があります。

※ スポーツ実施率：週 1 日以上、スポーツを実施する人の割合。



出典：平成 30 年度北区スポーツ推進計画策定に関するアンケート調査結果報告書

■施策の方向

(1) 身近なスポーツの場の整備

①スポーツ環境の整備及び有効活用

- ⌚ 既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、地域開放など区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携により、スポーツができる場の提供に努めます。
- ⌚ 今後活用が見込まれる水辺空間等を利用して、スポーツに親しみやすい環境整備を検討します。
- ⌚ 施設利用までの手続き等を見直し、区民の利便性の向上に努めます。

②東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出・活用

- ⌚ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に創出されたレガシー※を有効活用しながら、「JOC の進めるオリンピック・ムーブメント※」を恒常的及び普遍的に推進することで JOC と連携し、大会後も引き続き、「トップアスリートのまち・北区」を推進していきます。

※ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出：東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が単なるスポーツの祭典のみならず、大会を契機に文化的・経済的・社会的等の様々な分野に影響をもたらし創り出されたもの。

※ JOC の進めるオリンピック・ムーブメント：JOC が定めたオリンピック精神を念頭に置いた教育活動、社会貢献や情報発信の取組みをする上での指針。北区は、JOC とパートナー都市協定を締結し、この指針を推進していく。

(2) 参加機会の拡充

①ライフステージに応じたスポーツ参加の促進

- ⌚ 子どもから高齢者までだれもが、身近な場所で気軽にスポーツをする機会、みる機会の拡充に取り組みます。

②様々な連携・協働による地域のきずなづくり

- スポーツを通した様々な連携・協働による地域のきずなづくりを推進するとともに、健康長寿社会の実現に取り組みます。

③スポーツを支える人材の育成・確保

- 地域で自主的に活動できる知識・技術を持つ人材を、将来にわたり継続的に育成します。

④障害者スポーツの推進

- 障害者スポーツに親しむ環境を整備し、障害者のスポーツ実施率向上を図るとともに、障害のある人との人の相互理解を図ります。

⑤トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進

- 「トップアスリートのまち・北区」を主体的に捉え、「JOC の進めるオリンピック・ムーブメント」を念頭に置き、トップアスリート輩出に向けた施策を継続的に行います。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
北区開催のスポーツイベントへの参加経験	9.1%	12.0%	15.0%

出典：平成 30 年度北区スポーツ推進計画策定に関するアンケート調査結果報告書

■計画事業

【042】桐ヶ丘体育館の改築

区民に多様なスポーツ活動の場を提供するため、都営桐ヶ丘団地再生計画にあわせて、桐ヶ丘体育館の改築を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6 年度)	後 期 (7~11 年度)
完 成	検 討	完 成	整 備	完 成
	事業費 (百万円)	1,467	185	1,282

☆【043】スポーツ施設の整備

区民に多様なスポーツ活動の場を提供し、健康づくりに役立つよう、スポーツ施設の整備を推進する。老朽化した滝野川体育館の大規模改修及び北運動場の再整備等を行い、利用者に安全で快適なスポーツ活動の場を提供するとともに、施設稼働の効率化を図る。

所管部：地域振興部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
3カ所	検討	3カ所	2カ所	1カ所
(内訳) 滝野川体育館の 大規模改修	—	完了	完了	
北運動場グラウンド の再整備	—	完了	検討	完了
豊島ブロックスポーツ グラウンド整備	検討	完成	完成	
	事業費(百万円)	2,385	2,191	195

* 豊島ブロックスポーツグラウンド整備の事業費については、【099】水辺空間を利用したにぎわいの創出に計上している。

【044】「トップアスリートのまち・北区」推進プロジェクト

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に創出された、リレーションシップ協議会や JOC との連携事業等の、人やモノ、文化等のレガシーを活用し、引き続き「トップアスリートのまち・北区」を推進する。また、フェンシング・車いすフェンシング教室、トップアスリート直伝教室を通じ、トップアスリートの育成をめざす。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
(内訳) リレーションシップ 協議会	推進	推進	推進	推進
フェンシング・車い すフェンシング教室	推進	推進	推進・支援	推進・支援
トップアスリート 直伝教室	推進	推進	推進	推進
JOC 連携事業	推進	推進	拡充	推進
オリ・パラ関連 イベント	推進	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	155	129	26

☆ 【045】ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

区民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでもスポーツを楽しむことができるよう、子ども、働き盛り・子育て世代、高齢者等、また、障害のある方もない方も、ライフステージや一人ひとりの状況に応じたスポーツ活動やそのための機会づくりを推進する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) わくわく土曜スポーツクラブ	推 進	推 進	拡 充	推 進
北区ハートスポーツフェスタ	推 進	推 進	推 進	推 進
シルバースポーツ大会	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	50	25	25

【046】総合型地域スポーツクラブの設立・支援

地域住民の健康・体力づくりのために、スポーツ活動の場を提供してスポーツの振興を図るとともに、区民一人ひとりの充実した生活の実現と、地域における豊かな人間関係の形成に資することを目的として、総合型地域スポーツクラブの設立を推進する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
3 クラブ設立	2 クラブ設立	1 クラブ設立	1 クラブ設立	—
	事業費(百万円)	—	—	—

■施策体系図：生涯スポーツの推進

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 身近なスポーツの場の整備	
①スポーツ環境の整備及び有効活用	
スポーツ施設の整備	
国・公立スポーツ施設等の地域開放	
学校施設・設備の地域開放	
スポーツに関する情報発信	
施設のバリアフリー化	
②東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出・活用	
「トップアスリートのまち・北区」の PR	
関係機関・団体と連携した「トップアスリートのまち・北区」の推進	
(2) 参加機会の拡充	
①ライフステージに応じたスポーツ参加の促進	
幼児期からの運動習慣の定着	
子どもたちのスポーツ活動の参加促進	
成人・子育て世代のスポーツ活動の啓発	
高齢者の健康・体力づくりの推進	
②様々な連携・協働による地域のきずなづくり	
区民相互のスポーツ交流の促進	
地域と子どもの交流によるスポーツの推進	
スポーツ団体等関係機関の連携による活動の充実	
地域に根ざしたスポーツクラブの育成・支援	
③スポーツを支える人材の育成・確保	
指導者・リーダーの育成	
スポーツ推進委員の育成	
ボランティアの活動支援及び育成	
④障害者スポーツの推進	
障害者が参加しやすい環境づくり	
障害者のスポーツ参加の推進	
初級障がい者スポーツ指導員の養成	
障害者スポーツの普及啓発	
⑤トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進	
小・中学生対象のスポーツ教室等の開催	
子どもたちの競技力向上とアスリート育成	

2-6

未来を担う人づくり



■北区基本構想

子どもたちを、社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材として育てていきます。

そのため、ゆとりある教育環境のもと、子どもたちの「生きる力」や「豊かな心」を育むことを重視し、個性を伸ばす教育を推進します。

また、学校・家庭・地域社会の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

■基本方針

(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育や新学習指導要領の全面実施に伴う指導体制の構築、就学前教育保育や特別支援教育の充実等により、「知・徳・体」の育成を相互に関連付けながら、多様な児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かで質の高い教育を推進します。

(2) 教育環境の整備

学校における働き方改革を踏まえつつ、多様化していく学校教育へのニーズに的確に対応できる教育環境の整備を推進します。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

学校・家庭・地域社会の連携を推進し、家庭の教育力向上や地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを図ります。

(4) 地域に開かれた学校づくり

コミュニティ・スクール※をはじめとした、学校と地域、保護者が連携し、協働しながら、子どもたちの成長を支えるしくみづくりを推進します。

(5) 青少年の健全育成と自立支援

町会・自治会や青少年地区委員会等の地域コミュニティと協働して青少年の健全育成に取り組み、青少年が主体的に地域活動へ参加できるよう支援を行います。

※ コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるしくみのこと。一般的に、学校運営協議会（保護者や地域住民が学校運営に参加するための組織）によって運営される公立学校がコミュニティ・スクールと通称されている。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待	区（行政）の役割
<ul style="list-style-type: none"> 放課後学習や家庭学習の定着を図る。 子どもが外国語を学び、親しむ機会を増やす。 教育総合相談センターや学校に配置されているスクールカウンセラーによる相談等を活用する。 望ましい教育環境づくりに向けた学校との意見交換等を行う。 子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせる。 子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。 学校と協力し、地域全体で子どもたちの成長を見守り、支える。 学校教育に関わるボランティアに参加し、活動への協力を行う。 青少年地区委員会の活動へ積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 教員の指導力向上に向けた取組みを行う。 多文化を相互理解する場の環境整備を行う。 総合的な教育相談の体制を整備する。 子どもや保護者が安心できる学校環境づくりを行う。 地域から親しまれる開かれた学校づくりを行う。 家庭と連携して学習習慣の定着に向けた取組みを行う。 学校を地域コミュニティの核とし、地域住民とともに子どもたちの成長を支える。 地域の人材を生かす場、情報交換の場を提供し、ネットワークづくりを行う。 青少年地区委員会の活動への支援を行う。

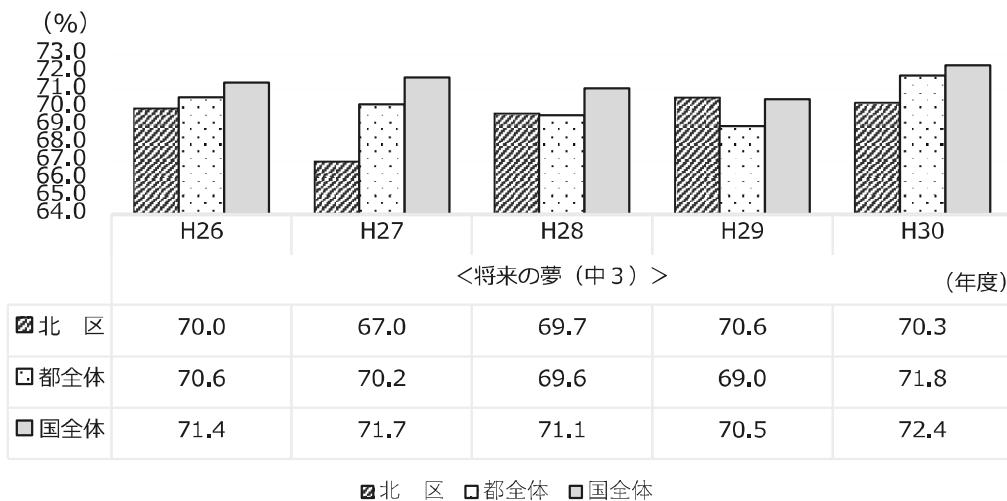
■現状と課題

- 児童・生徒の基礎的な学力の定着を図るため、教員の指導力向上が必須です。また、新学習指導要領の全面実施に伴い、知識の理解の質を高め、子どもに必要な資質・能力を育む教育の実現がより一層求められています。
- 社会の中で他者とともにによりよく生きるため、その基盤となる豊かな人間性を育んでいくことが重要です。また、道徳科の新設への対応とともに、いじめや体罰の根絶に向けて全力で取り組んでいかなければなりません。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け進めてきた、自ら進んで運動に親しむ資質・能力の育成を、多様な国の文化やスポーツに親しむ態度の育成とからめて推進していく必要があります。また、生涯いきいきと健康であるためには、子どもの頃からの意識づくりが重要です。
- 外国語科の新設（小学校高学年）へ対応するとともに、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の醸成が、これから時代、異なる文化との共存において必要となります。
- 知的障害や発達障害、発達障害の疑いのある児童・生徒の増加に対応して、義務教育期の多様な学びの場を提供する必要があります。また、増加する不登校児童・生徒への対応も求められています。
- 小1 プロblem・中1 ギャップ解消のため、学びの系統性を踏まえた一貫教育の推進が求められています。また、学校や地域の特色を生かした適切な教育課程を編成し、実施・評価・改善をする必要があります。
- 幼稚園・認定こども園・保育園から小学校へ入る子どもたちの学びの連続性を重視した取組みが必要です。
- 「学校における働き方改革」提言による、学校を取り巻く環境の整理・改善が必要です。また、新学習指導要領を踏まえたカリキュラムを作成し、学習指導を行う必要があります。
- 新学習指導要領等との整合性を確保しつつ、社会環境の変化に伴い学校施設に求められる新たな機能整備

に対応する必要があります。

- 区全体の児童・生徒数は、現在は増加傾向にありますが、将来的には減少することが見込まれています。現状では、児童・生徒数の増加により、一部の学校で教室の不足が懸念されている一方、適正規模を確保することが難しい小学校も存在しています。すべての学校が充実した教育活動を展開できるように、児童・生徒数や地域の動向を踏まえて、良好な教育環境の確保に努める必要があります。
- 教育の総合相談窓口として、教育総合相談センターを設置し、機能の充実を図りましたが、相談件数の増加や相談内容の複雑化等に今後も対応していかなければなりません。
- 地域における教育力の低下、家庭の孤立化等の課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対応することが求められており、地域と学校がパートナーシップとして連携・協働するための組織的・継続的なしくみが必要不可欠であると指摘されています。
- 家庭は子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、子どもの心の拠り所、すべての教育の出発点であることを踏まえ、核家族化等を背景に、地域全体で子どもの成長を支えるための地域や家庭における教育力の向上が大きな課題となっています。
- 情報化の進展により学校を取り巻く家庭・地域の状況は急速に変化しており、子どもが地域で安全・健全に育つ環境を整備していくため、学校と地域がさらに連携し、双方向に人材を交流し、双方の教育力を高めていく必要があります。また、コミュニティ・スクールについて先進事例を共有し、学校・地域でさらに理解を深めていく必要があります。
- 学校施設の地域開放にあたっては、貸出のしくみや施設管理の方法等について改善していく必要があります。
- 地域における青少年やその家族に対し、地域社会が連携して青少年の健全育成支援に取り組む必要がある中、青少年地区委員会委員の担い手の不足・高齢化が問題となっています。
- スマートフォンやインターネットの普及等、時代の変化に対応した地域環境整備活動を実施していくなければなりません。
- 学校施設の老朽化対策と「教育先進都市・北区」に相応しい施設整備を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づいて、計画的に改築及びリノベーション事業に取り組んでいく必要があります。

将来の夢や目標を持っていると回答した人数の推移（中3）



出典：全国学力・学習状況調査

■施策の方向

(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

①確かな学力の保証

- ❖ 基礎的な知識・技能の習得、確かな学力の定着をめざします。
- ❖ 主体的・対話的で深い学びを通して、これから時代を生き抜き、未来を創るために必要となる資質・能力を育成します。

②豊かな心の育成

- ❖ 思いやりの心、生命尊重の心、自尊感情や他者との信頼関係を築く力等、子どもの豊かな人間性の育成を図ります。
- ❖ 子どもが安心して心豊かに成長することができる社会実現のため、家庭や地域と協力して人権教育や道徳教育の充実を図り、偏見や差別意識、いじめの解消や体罰の根絶に向けて取り組みます。

③健やかな体の育成

- ❖ 生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力を育成します。
- ❖ 食育や病気・依存症予防の啓発等、様々な側面から子どもの健やかな心身育成を図ります。

④グローバル時代に対応した国際人の育成

- ❖ 外国文化に積極的に触れあう環境の構築やプログラミング教育等による、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する機会の充実を図り、国際化や情報化が急速に進展する社会に対応できる子どもの育成を行います。

⑤個に応じたきめ細かな教育の推進

- ❖ 就学相談体制の充実や特別支援学級の整備等、多様な児童・生徒の状況に即した教育環境を整えます。
- ❖ 不登校児童・生徒に対し、学校や教育相談に関わる相談員が連携して支援を行います。

⑥特色ある教育活動の推進

- ❖ 北区学校ファミリー構想※のもと、小中一貫教育を推進します。
- ❖ 学校や地域の特性にあわせたカリキュラム・マネジメント※により、教育活動の質の向上を図ります。

⑦就学前教育の充実

- ❖ 家庭や地域との連携を強化して就学前教育保育の充実を図るとともに、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校間の連携を密にし、小1プロブレムの解消をめざします。

※ 北区学校ファミリー構想：通学区域の重なる幼稚園・認定こども園・小学校・中学校からつくる近隣複数校園のネットワークにより、1校だけではできないことを複数校園で協力して実践し、質の高い教育を実現することを目的とした、小中一貫教育や幼稚園・認定こども園・保育園・小学校間の連携等の基盤となる北区独自の教育システム。12のサブファミリーごとに、授業交流や教員研修の合同実施、児童・生徒の学校行事の交流等、様々な連携・交流活動を実施している。

※ カリキュラム・マネジメント：児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図ること、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともにその改善を図ること等を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること。

(2) 教育環境の整備

①授業力の向上

- ❖ 学校における働き方改革や新学習指導要領を踏まえた指導体制の充実や業務改善の推進により、教職員が児童・生徒一人ひとりと向き合う時間を確保できるようにします。

②「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備

- ❖ 計画的に学校施設・設備の整備を進めるとともに、良好な状態で学校施設を使用できるよう教育環境の整備を図ります。

③学校規模の適正化・適正配置

- ❖ 就学前児童を含めた児童・生徒数の動向や、地域の実情等を見据え、保護者や地域の理解のもと、区立学校の適正規模を確保すること等により、引き続き教育環境の改善と向上を図ります。

④教育支援体制の整備

- ❖ 子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備し、ワンストップの総合相談窓口としての体制及び機能の充実を図ります。
- ❖ 多岐に渡る相談内容に対応できる専門的な知識や経験を持つ人材の確保、活用を行います。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

①学校・家庭・地域社会の協働

- ❖ 地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働するしくみづくりを行います。
- ❖ 北区学校ファミリー構想におけるそれぞれのサブファミリーを単位としたネットワークを引き続き推進し、学校と地域の関係機関・家庭・地域社会との幅広い連携を構築します。

②家庭・地域社会の教育力の向上

- ❖ 家庭教育の充実を支援するため、学校を核として家庭や地域と協力・連携を図りながら、地域や家庭における教育力の向上をめざします。

(4) 地域に開かれた学校づくり

①地域社会との交流促進

- ❖ 地域の教育力の活用によって学校の教育力を高め、双方が交流し連携することによって、地域全体による子どもの健全育成を図ります。
- ❖ 保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくためのしくみであるコミュニティ・スクールを推進し、質の高い学校教育の実現を図ります。

②学校施設の地域開放の充実

- ❖ 区立小・中学校の体育館・教室・校庭などについて、より利用しやすいしくみづくりや施設管理办法などを検討します。

(5) 青少年の健全育成と自立支援

①青少年の社会参加の促進

青少年が地域社会の一員としての自覚を高めるための積極性や社会性を養うための取組みを行うとともに、学校と地域の連携を強化し、青少年を地域の人材として学校活動をはじめとした多様な地域活動に生かせるしくみを構築します。

②青少年を育む地域環境の整備

スマートフォン等から簡単に入手可能な現代における有害情報への対策、地域や学校 PTAによる非行防止・犯罪防止活動を推進し、青少年を取り巻く地域環境の浄化を図ります。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現状 (元年度)	中間 (6年度)	最終 (11年度)
①全国学力・学状況調査の各項目別等の集計結果分析	都平均を下回る項目数 (国語) 10項目中 小学生 3項目 中学生 10項目 (算数・数学) 9項目中 小学生 2項目 中学生 8項目	全ての項目において、都の平均程度	全ての項目において、都の平均以上
②園児充足率 (幼稚園部分在籍数 / 定員数)	56.8%	90%	90%
③改築事業完成校	12校	15校	20校

出典：①全国学力・学習状況調査、②③区調査（事業実績）

■計画事業

【047】確かな学力向上プロジェクト

子どもたちが確かな学力を着実に身に付け、社会的自立の基礎を養うよう、安定した学びの環境を整え、主体的・対話的で深い学びを実践できる児童・生徒の育成を図る。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進 事業費(百万円)	推 進	拡 充	推 進

【048】グローバル人材育成プロジェクト

グローバル化が加速する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、広い視野、異文化理解能力、日本人としてのアイデンティティ、論理的思考力等を身に付けるとともに、将来様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を図る。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	1,929	970	959

【049】区立認定こども園の設置

就学前教育・保育のさらなる充実と未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るために、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行するための検討を行うとともに設置をめざす。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
3園設置	1園設置	2園設置	1園設置	1園設置
	事業費(百万円)	—	—	—

【050】学校の改築

改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な学校生活を実現するため、令和元年度末策定の現行の「北区立小・中学校改築改修計画」を包括した「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づいて順次計画的に取り組む。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
20校完成	12校完成	8校完成	3校完成	5校完成
	事業費(百万円)	44,468	25,008	19,460

☆【051】学校施設の長寿命化の推進

学校施設の長寿命化にあたっては、将来にわたって長く使い続けるため、耐久性の向上や物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げる長寿命化を目的とした大規模な改修工事を「リノベーション（長寿命化改修）」として位置づけ、これを主体として順次計画的に取り組む。

所管部：教育振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
11校完成	モデル事業実施	11校完成	6校完成	5校完成
	事業費(百万円)	14,750	7,151	7,600

* リノベーション工事の完成時期は、完成年度の年度末を予定している。

■施策体系図：未来を担う人づくり

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進	
①確かな学力の保証	
基礎的な知識・技能の確実な定着	
自ら考え、判断し、表現する力の育成	
言語力の向上	
学習意欲の向上	
学習習慣の確立	
②豊かな心の育成	
学校全体を通した規範意識の向上、人権教育の推進	
③健やかな体の育成	
運動や食育を通した健全な心身の育成	
アルコールや薬物、病気に関する啓発教育	
④グローバル時代に対応した国際人の育成	
外国語活動の充実	【047】 確かな学力向上プロジェクト
北区の文化伝統等を継承する郷土学習の推進	【048】 グローバル人材育成プロジェクト
新聞を活用した授業の展開	【049】 区立認定こども園の設置
プログラミング教育の推進	
⑤個に応じたきめ細かな教育の推進	
きめ細かな個に応じた教育の推進	
特別支援教育システムの推進	再掲 019 子どもの未来応援プロジェクトの 推進
不登校児童・生徒への支援	
人間関係を築く能力・キャリア教育の推進	
⑥特色ある教育活動の推進	
学びの系統性を踏まえた一貫教育の推進	
特色ある教育活動の推進	
学校評価を生かした学校経営力の強化	
⑦就学前教育の充実	
家庭、地域との連携による幼児教育の充実	
就学前教育による小1プロブレムの解消	
認定こども園のあり方検討	
(2) 教育環境の整備	
①授業力の向上	
教職員研修の整備・充実	
教育現場におけるICT環境の整備	
教員働き方改革の推進	
②「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備	
学校の改築	【050】 学校の改築
学校施設の長寿命化の推進	【051】 学校施設の長寿命化の推進
ICT教育の基盤整備	
③学校規模の適正化・適正配置	
小学校の適正配置の推進	再掲 021 児童相談所等複合施設の整備
④教育支援体制の整備	
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの充実	
適応指導教室の強化	
総合的な相談拠点となる複合施設の整備	
(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進	
①学校・家庭・地域社会の協働	
②学校・家庭・地域社会等の連携	
サブファミリー単位での特色ある教育活動	再掲 014 放課後等における子どもの居場所 の充実・確保

②家庭・地域社会の教育力の向上	
	学校支援ボランティア等の人材活用による地域教育力の向上
	家庭との連携による家庭教育力の向上
	保護者、地域社会への情報発信
(4) 地域に開かれた学校づくり	
①地域社会との交流促進	
	地域の教育力の活用
	学校の教育力の地域活用
	コミュニティ・スクールの推進
②学校施設の地域開放の充実	
	学校施設の地域開放の推進
	教室の多機能化と複合化による施設の共用・共有の促進
(5) 青少年の健全育成と自立支援	
①青少年の社会参加の促進	
	青少年の社会参加の促進
	多様な年代や人々との交流
②青少年を育む地域環境の整備	
	地域環境の整備

再掲 107 公共施設の再配置



■北区基本構想

グローバル時代（地球時代）にあって、平和をはじめ、環境、差別、飢餓といった地球規模の課題は、わたしたちの暮らしと密接な関係を持っています。

わたしたち一人ひとりに、同じ地球に住む人「地球市民」としての自覚のもと、それらの課題の解決に向けた地域での取り組みが求められています。

また、この考え方の基本として、一人ひとりの人権を尊重することが大切です。

区民の「地球市民」としての意識を育み、平和にも貢献するため、区は区民、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携、協働して、国際交流、国際協力を推進します。そして、世界に開かれた平和と人権を尊重するまちをめざします。

■基本方針

(1) 地球市民を育む意識づくり

長期的な視点で幅広い世代の区民に対し、人権※の尊重、と多様性社会※、平和の推進に向けた事業を実施します。

(2) 国際交流・国際協力の推進

区民の国際感覚を養うため、海外友好都市との交流を充実させるとともに、地域の多様な主体との連携・協働による国際交流・国際協力を推進します。

(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり

外国人区民が国籍を意識することなく、安心して暮らせる北区を実現するため、行政情報の多言語化や異文化理解を推進するとともに、地域交流や地域参画の機会創出を行います。

※ 人権：人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利をいいます。一言で人権と言っても、女性の人権、子どもの人権、同和問題、北朝鮮による拉致問題、犯罪被害者やその家族の人権問題など様々な人権問題があります。東京都では、「東京都人権施策推進指針」等において、主な人権課題として17の項目を取り上げています。

※ 多様性社会：人種、性別、年齢などに縛られることなく、個人がその人らしく生活し、まわりの人も認めあうことができる社会をいいます。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・人権、平和についての関心を持つ。
- ・国際交流事業に積極的に参加し、その成果を周囲と共有する。
- ・NPOや外国人支援団体が中心となりネットワークを構築し、地域課題を共有する。
- ・お互いの多様性を認めあい、多文化を受け入れる。

区（行政）の役割

- ・区民が主体的に人権、平和活動に参加できるしくみづくりを行う。
- ・国際交流事業の積極的な周知、呼びかけを行う。
- ・区民や外国人支援団体と連携し、地域課題の解決に向けた施策の推進を図る。
- ・多様性を認めあう、多文化共生社会の実現に向けた環境づくりを推進する。

■現状と課題

○だれもが安心して暮らせる社会となるよう、幅広い世代の区民が人権や多様性について考えるきっかけづくりが求められています。また、将来を担う子どもたちへの普及・啓発が重要であることから、長期的な視点で施策を展開する必要があります。

○平和に貢献する地球市民を育むため、幅広い世代の区民が、平和について考えるきっかけづくりが求められています。

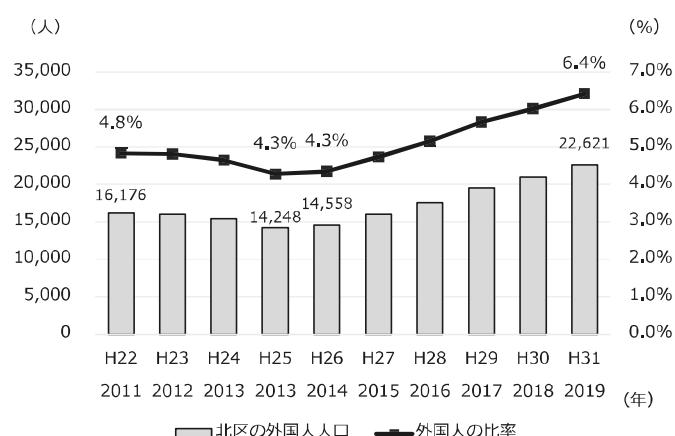
○外国人区民との交流機会が今後増えていくと予想される中、お互いの文化に対する理解を深めていく必要があります。また、地域の国際化に関する課題は多岐に渡ることから、NPO・ボランティア等、行政と民間の間で調整する役割を担う団体が事業全体を担うようなしくみづくりの必要性が増しています。

○外国人への情報伝達の一層の充実を図るとともに、日常生活における誤解やトラブル等を生じさせないために、日本語学習の機会等の支援を充実させる必要があります。

○国や地域ごとの文化の違いを理解し、偏見や差別を解消することは、多文化共生社会実現の基本であり、外国人区民との交流機会を増やし、様々な分野での接点を見出す必要があります。

○日本の生活ルールやしくみを知らないため、地域活動に参加できない外国人がいることが課題であり、外国人を支援する一方で外国人ならではの視点や文化・経験をまちづくりに生かすしくみづくりが必要となります。

外国人の人口の推移



出典：外国人登録及び住民基本台帳

■施策の方向

(1) 地球市民を育む意識づくり

①人権の尊重

- ❖ 国籍や年齢、性別や性のあり方、障害の有無、出身地等の多様性を認めあい、だれもがいきいきと生きることができる差別のない人権尊重社会の実現に向けて、将来を担う子どもたちをはじめとした、幅広い世代の区民への普及・啓発を目的とした事業を長期的に展開します。

②平和の推進

- ❖ 「北区平和都市宣言」でうたう「平和で自由な共同社会の実現」に向けて、将来を担う子どもたちをはじめとした幅広い世代の区民に対し、平和への意識の普及・啓発を行うなど、平和祈念事業を通じた取組みを推進します。

(2) 国際交流・国際協力の推進

①国際交流・国際協力の推進

- ❖ 海外友好都市等との文化・スポーツ、芸術等を通した交流事業により、青少年をはじめとした区民の国際感覚の育成を図り、相互の国際理解を促進します。
- ❖ NPO・ボランティアや企業、学校等、様々な機関との協働により、地域からの国際交流、国際協力を推進します。

(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり

①多言語・多文化に対応した環境づくり

- ❖ 外国人区民への情報提供について、多言語化及びやさしい日本語の使用、イラストやユニバーサルデザイン等の活用を図ります。
- ❖ 日本語学習等を行う支援団体と連携し、外国人区民への日本語学習機会の拡充や、外国人児童・生徒の学習支援に取り組みます。

②国籍が異なる人を認めあう地域づくり

- ❖ 自国の文化や習慣等を大切にしながら、異なる国の価値観を学ぶ異文化理解を推進します。
- ❖ 外国人区民との交流機会を創出し、多様性を認めあう地域づくりを推進します。

③多文化共生を推進する人づくり

- ❖ 外国人区民が地域に愛着を持ち、つながりを持って暮らしていくよう、外国人ならではの視点や文化・経験を生かした活躍や地域参画を支援します。
- ❖ NPO・ボランティア活動等、中間的な立場で日本人と外国人を結ぶ担い手の発掘・育成を行い、多文化共生を推進します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
外国人への肯定感を持っている区民の割合	50%	62%	75%

出典：北区多文化共生指針

■計画事業

☆ 【052】多文化共生の推進

日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心し心豊かに暮らせるよう、多言語・多文化に対応した環境づくり、国籍が異なる人を認めあう地域づくりを推進する。

所管部：各所管部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A—B = C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	拡 充
(内訳) 生活・防災情報の充実	推 進	推 進	推 進	推 進
異文化理解の促進	推 進	推 進	推 進	推 進
日本語学習の支援	推 進	推 進	拡 充	拡 充
	事業費(百万円)	260	128	132

■施策体系図：グローバル時代のまちづくり

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 地球市民を育む意識づくり	
①人権の尊重	再掲 006 障害児・障害者の地域生活の支援の充実
人権と多様性が尊重される社会に向けた普及・啓発・学習活動の推進	再掲 020 児童虐待未然防止事業
地球市民の意識づくり	再掲 022 社会的養護を必要とする子どもへの支援
②平和の推進	再掲 025 障害者の差別解消と理解促進
平和意識の普及	再掲 048 グローバル人材育成プロジェクト
平和祈念事業の推進	再掲 053 多様性の理解促進
(2) 国際交流・国際協力の推進	再掲 054 女性活躍推進事業
①国際交流・国際協力の推進	
芸術・文化・スポーツ等の国際交流事業の開催	
区民や地域団体との連携・協働の推進	
国際交流・協力ボランティアへの登録促進	
青少年の国際感覚の育成	
(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり	
①多言語・多文化に対応した環境づくり	
やさしい日本語による情報提供	
行政情報の多言語化	
相談体制の整備	
日本語学習の充実	
②国籍が異なる人を認めあう地域づくり	【052】多文化共生の推進
異文化理解の推進	
交流機会の創出	
③多文化共生を推進する人づくり	
外国人区民の地域参画の促進	
外国人区民の就業、起業支援	

2-8

男女共同参画社会の実現



■北区基本構想

男女が互いの人権や個性を尊重し、ともに社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします。

男女平等の意識づくりを進めるとともに、あらゆる分野への男女の共同参画を推進します。また、男女が仕事と家庭生活を両立できるよう支援します。

■基本方針

(1) 男女平等の意識づくり

男女共同参画社会の実現や、SOGI(性的指向・性自認)の概念の普及・啓発のため、研修や啓発活動を実施し、多様性社会へと対応します。

(2) 男女共同参画の推進

男女共同参画の視点から、責任ある立場への女性の参画促進等、社会の意識やシステムを変えていくための取組みを推進し、男性と女性が個人として尊重され、お互いに助けあうしくみづくりを行います。また、DV被害者に対する相談支援体制の一層の充実を図ります。

(3) 男女の仕事と家庭の両立支援

男女がともに仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備に向けて、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備を行っていく中、特に女性のライフステージにあわせた活躍を後押しするしくみづくりを行います。また、働く場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止に向けた啓発にも取組みます。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・男女平等や男女共同参画、LGBT※や SOGI ※に関する講座やセミナーを受講する。
- ・講座等から得た知識、考え方や内容を周りに広める。
- ・日常生活においてDV被害を発見した場合は行政の相談機関の案内等のアドバイスを行う。
- ・女性が自ら自己実践に向けた意識を向上させることで、多様な生き方を選択し、持続可能な社会を形成する担い手となる。

区（行政）の役割

- ・男女平等や男女共同参画、LGBTや SOGI に関する講座やセミナーを実施する。
- ・講座やセミナーのテーマを社会情勢の変化に対応した多様なものとする。
- ・DV被害者に寄り添ったきめ細かい支援を行い、相談体制の充実を図る。
- ・女性の自己実現や経済的な自立に向けた取組みを進める。

※ LGBT: レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害者含む、心と出生時の性別が一致しない人）のアルファベットの頭文字を取った言葉で、「性的少数者の総称」として用いられることがある。

※ SOGI: 性的指向（好きになる性）、性自認（心の性）、それぞれの英訳のアルファベットの頭文字を取った、「人の属性を表す略称」。LGBTの人も含め、すべての人が持っている属性のことを指す。

■現状と課題

○様々な立場にある男女が互いに個人として尊重され、また社会の中で等しく平等に扱われているかを考えると、必ずしもそのような状態となっているとは言えません。また、男女共同参画に関する講座や事業について、若年層の参加が少ないのが現状です。

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、多様性社会の推進に向けた意識啓発として、男女共同参画に限らず、LGBTや SOGI の考え方について啓発する必要があります。

○23 区でパートナーシップ制度を導入しているのは、平成 31 年 4 月時点で 5 区となっています。

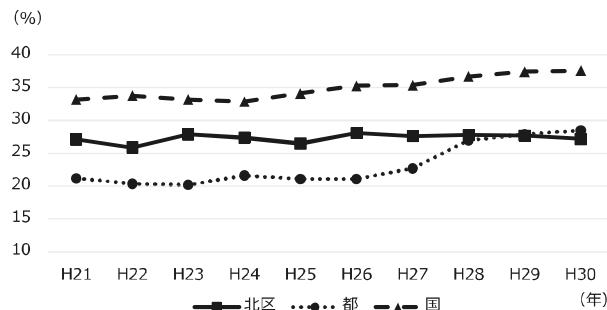
○男女共同参画に関わる法整備が進み、社会の意識が少しづつ変化する中、依然として性別による固定的役割分担の意識やそれに基づく慣行等が存在しています。身近な地域の課題解決に女性が携わるメリットを多くの人が実感する機会を拡大する必要があります。

○DV被害者の相談内容は多岐に渡っており、一人ひとりに寄り添い、関係機関とも連携していく必要がありますが、特に若年層の相談件数が少ないため、周知方法に課題があります。

○ワーク・ライフ・バランスに対する社会的認知度は高まっていますが、企業のワーク・ライフ・バランスに対する具体的な取組みが進んでいないこと等から、企業側に対する周知に工夫が必要であると考えます。

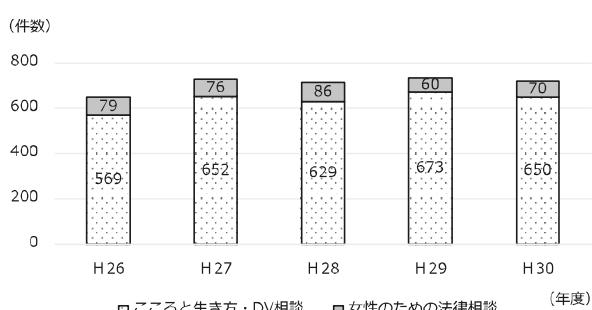
○結婚や出産を機に仕事から離れていくのは女性の方が多く、就業形態が多様化していく現在、女性の再就職準備、起業家の育成やキャリアアップ等に取り組む必要があります。また、性別による役割分担意識にとらわれない働き方を周知啓発する必要があります。さらに、仕事をしているかに関わらず、すべての女性が自分らしく生きることができる社会に向けては、男性の理解協力も不可欠です。

審議会等の女性参画状況



出典：多様性社会推進課資料

相談事業の利用状況



出典：多様性社会推進課資料

■施策の方向

(1) 男女平等の意識づくり

①学習・啓発による男女共同参画意識の向上

- ⌚ 男女共同参画意識の向上に向けて、様々な人が学習機会や啓発活動に携わる機会を創出します。
- ⌚ 若年層の関心を引きくような情報発信の仕方や講座・事業内容の工夫に努めます。

②多様性への理解促進

- ⌚ LGBT等の当事者理解にとどまらず、すべての人が持つSOGI（性的指向・性自認）という概念の普及・啓発に向けて、職員や区民等に向けた取組みを推進します。

(2) 男女共同参画の推進

①男女共同参画の推進

- ⌚ 男性も女性も個人として尊重され、お互いに助けあうしくみをつくることで、男女共同参画社会を形成します。
- ⌚ 固定的な性別役割分担を払拭し、日常生活や社会において、男女それぞれが主体的な自己決定を行うための情報や支援が得られるよう、NPO・ボランティアや企業、大学等の多様な主体と連携した実践的な取組みを推進します。

②暴力防止の総合的な支援の推進

- ⌚ DV被害者に寄り添った対応を行い、様々な支援を通じて相談者に豊かな人生を送ってもらうため、SNSやメディアを活用するなど、特に若年層への働きかけを工夫しながら相談体制の充実を図ります。

(3) 男女の仕事と家庭の両立支援

①ワーク・ライフ・バランスの推進

- ⌚ 様々な仕事に就いている労働者が仕事と生活をバランスよく両立できるよう、保育サービスの拡充とともに介護・看護による離職防止に向けた啓発、男性や企業経営者向けの講座の実施による理解促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。また、セクハラ・パワハラ・マタハラ等のハラスメントの防止について、企業及び労働者に対して啓発を行います。

②女性の活躍推進

- すべての女性がライフステージにあわせた自分らしい生き方ができるよう、キャリア形成や就労・復職に対する支援、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、男性への働き方改革・家庭における役割分担の意識啓発等、様々な取組みを推進します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
①性的少数者（セクシャル・マイノリティー、LGBT等）のことを自分や自分の関わりのある問題として考えたりした人の割合	9.6%	20%	20%
②審議会等の女性委員の割合	26.3%	40%	40%
③ワーク・ライフ・バランスについて何らかの取組みをしている事業者の割合	77.3%	85%	100%に近づける

出典：①③北区男女共同参画に関する意識・意向調査
②東京都区市町村男女平等参画施策推進状況調査

■計画事業

☆【053】多様性の理解促進

多様性社会の推進に向けた取組みの一つとして性の多様性の理解促進に向け、職員対応方針の策定や普及啓発及び相談体制の充実等の取組みを実施する。

所管部：総務部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	検 討 事業費(百万円)	推 進 11	推 進 6	推 進 6

【054】女性活躍推進事業

女性一人ひとりがライフステージにあわせ能力を十分に発揮し、社会でさらに活躍するために、キャリアアップ、再就職準備、起業をテーマとしたセミナーの開催等を行う。また女性活躍推進法に基づく協議会を設置し、具体的な課題解決策を検討する。

所管部：総務部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) キャリアアップ支援	推 進	推 進	推 進	推 進
協議会の設置	検 討	設 置	設 置	
性別による役割分担 意識の解消	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	30	15	15

【055】ワーク・ライフ・バランスの推進

区内の中小企業並びに一般社団法人及び一般財団法人等を対象に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に積極的に取り組んでいる企業を支援するとともに、男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発を実施することで、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図る。

所管部：総務部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 認定企業支援 47 社	17 社	30 社	15 社	15 社
アドバイザー派遣 38 社	8 社	30 社	15 社	15 社
男性の働き方に対する 意識啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	23	12	11

■施策体系図：男女共同参画社会の実現

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 男女平等の意識づくり	
①学習・啓発による男女共同参画意識の向上	
男女平等意識の普及・啓発	
生涯にわたる健康づくりの支援	【053】多様性の理解促進
暴力の未然防止と被害者への支援	
②多様性への理解促進	
LGBT、SOGI の概念の普及・啓発	
(2) 男女共同参画の推進	
①男女共同参画の推進	
アゼリアプランに基づく男女共同参画社会の実現	
審議会等への女性の積極的な登用	
固定的役割分担意識の解消	
地域活動への支援	
女性の視点から見る防災人材の育成	
国・都・関係機関との連携強化	
②暴力防止の総合的な支援の推進	
配偶者等からの暴力防止対策の推進	
関係機関との連携による支援	
(3) 男女の仕事と家庭の両立支援	
①ワーク・ライフ・バランスの推進	
仕事と家庭生活の両立支援	【054】女性活躍推進事業
子育て支援策の充実	【055】ワーク・ライフ・バランスの推進
介護・看護サービスの充実	
②女性の活躍推進	
女性の就労・キャリア形成の支援	再掲 008 地域密着型サービスの基盤整備 再掲 010 特別養護老人ホームの整備・改修 再掲 011 老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備 再掲 013 保育所待機児童解消 再掲 014 放課後等における子どもの居場所の充実・確保 再掲 015 保育サービスの充実 再掲 049 区立認定こども園の設置

2-9

主体的な消費生活の推進



■北区基本構想

消費者一人ひとりは、自らの価値観のもとで、主体的に判断し行動する消費生活をめざします。わたしたちは、日々の消費行動が地球規模の環境問題や、ごみ・リサイクル問題に密接に関係していることを認識し、環境にも配慮した消費生活に心がけることが必要です。区は、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害を防止して、消費生活の安定に努めます。

■基本方針

(1) 消費者の自立支援

成年年齢が引き下がることから特に18歳や19歳、また被害にあいやすい高齢者等の消費者被害の未然防止のため、効果的な情報発信や消費者教育の充実等の取組みを推進します。

また、持続可能な消費生活の推進のため、「エシカル（倫理的）消費」の理念の普及・啓発を図ります。

(2) 消費生活の安定

成年年齢の引き下げによる若年層の消費者被害が増えるおそれがあるため、区内の小・中・高校との連携を図り、適切な情報の提供を行うことで消費生活センターへの誘導を図ります。

さらに、被害にあいやすい高齢者等の消費者被害防止のため関係機関等との連携強化を図ります。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・持続可能な社会の形成に貢献する消費行動である「エシカル（倫理的）消費」を選択する。
- ・消費者グループ・団体相互の交流・連携を進展する。
- ・自身の消費生活を主体的に進めるための情報を収集しつつ、身近な高齢者等の見守りを実施する。

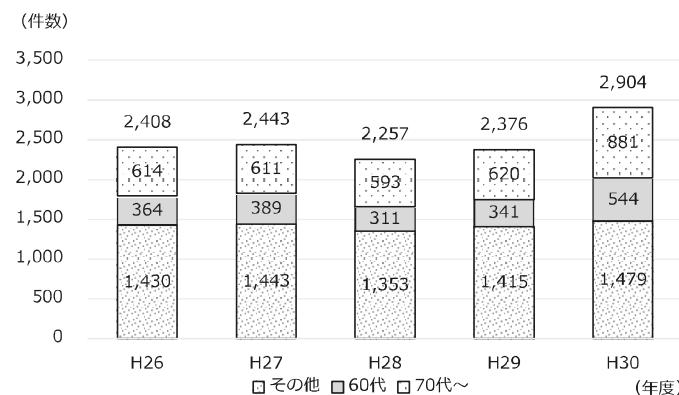
区（行政）の役割

- ・「エシカル（倫理的）消費」の理念の普及・啓発を行う。
- ・消費者団体の学習・調査・研究の成果を発表する場の提供等の支援を行う。
- ・区民や関係機関等と連携を強化することで、高齢者等の見守り活動への参加を促す。

■現状と課題

- 契約トラブルや悪質商法の手口が、複雑化・多様化しています。消費者の情報格差、また高齢化による判断力の低下等に起因する契約トラブルは今後も引き続き発生すると予測されるため、被害防止策の充実が課題となっています。
- 未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者契約の取消しを適用できますが、成年に達すると適用範囲外となるため、成年年齢の引下げにより10代の被害が増えると予測されます。消費者のライフステージに応じた消費者教育推進が求められています。
- 消費者団体の構成員が年々高齢化しており、消費者団体の登録数が年々減少しています。
- 国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」にある「持続可能な生産・消費形態を確保する」の趣旨を踏まえ、消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進することが求められています。
- 令和4（2022）年に成年年齢が18歳になることで、未成年者契約の取り消しができなくなることから、現在は相談全体の約2%である10代からの相談が増えると予測されます。また、後期高齢者単独世帯の増加や販売形態の複雑化に伴い、高齢者被害の深刻化等、さらに多様化していく相談に的確に対応する必要があります。
- 安全・安心な消費生活を送るため販売業者（事業者）に対し、引き続き消費者保護の啓発を行っていく必要があります。

消費生活相談件数の推移



出典：産業振興課資料

■施策の方向

（1）消費者の自立支援

①消費生活情報の提供

❖ 契約トラブルや悪質商法の被害にあわないための情報提供を行い、注意喚起に取り組みます。

②消費者教育の推進

❖ 特に成年年齢の引下げによる若者や被害にあいやすい高齢者等の消費者被害の未然防止等、ライフステージに応じた消費者教育を推進し、自立した消費者の育成を行います。

③主体的な消費者活動の支援

❖ 消費者団体や消費者自らが、消費生活に関する必要な知識を自主的に得られるよう支援を行います。

④持続可能な消費生活の推進

- ❖ 「人や社会、環境に配慮した消費行動」である「エシカル（倫理的）消費」の理念を広く普及・啓発し、理解の促進に努めます。

(2) 消費生活の安定

①相談体制の充実

- ❖ 消費者被害の未然防止や被害救済等を適切かつ迅速に行うため消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、若者・高齢者・障害者の関係機関等との連携体制を強化します。

②安全・安心な消費生活の推進

- ❖ 消費者が商品・サービスを安心して選択できるよう、家庭用品品質表示法等に基づき、販売業者（事業者）に対し立入検査を実施し、消費者保護の啓発に取り組みます。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
消費者の保護・自立支援の推進施策について「満足」「やや満足」の割合	8.5%	12.0%	15.0%

出典：北区民意識・意向調査

■計画事業

【056】主体的に選択・行動ができる消費者教育の推進

消費者問題の知識の習得を目的とした講座及び、区内中学校・高校PTAや大学・専門学校の新入学生を対象に契約の基礎知識等を学ぶ出張講座等を実施し、成年年齢引下げに対する啓発を行う。また、人や社会・環境に配慮したものやサービスを選んで消費する「エシカル（倫理的）消費」の理念を広く普及啓発するための講座を実施する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進 事業費(百万円)	推 進 11	推 進 6	推 進 6

■施策体系図：主体的な消費生活の推進

基本施策	計画事業
単位施策	【056】主体的に選択・行動ができる消費者教育の推進
施策の方向	
(1) 消費者の自立支援	
①消費生活情報の提供	
情報提供体制の強化	
様々な情報提供手段の活用	
②消費者教育の推進	
若者・高齢者への消費者教育の推進	
消費者教育の機会の確保と特性に応じた推進	
③主体的な消費者活動の支援	
グループ・団体の活動支援	
グループ・団体の交流・連携の促進	
④持続可能な消費生活の推進	
エシカル（倫理的）消費の理念の普及啓発	
(2) 消費生活の安定	
①相談体制の充実	
相談員の資質の向上	
関係機関との連携体制の構築による相談体制の充実	
②安全・安心な消費生活の推進	
適切な検査、指導の推進	

基本目標 3

安全で快適なうるおいのあるまちづくり

3-1

計画的なまちづくりの展開



■北区基本構想

地域がそれぞれの個性を生かして、安全で快適に暮らせる、うるおいのある都市空間を形成するため、区は、区民とともに地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進します。

■基本方針

(1) 適正な土地利用への誘導

地域の個性やコミュニティを生かした計画的なまちづくりを推進することで、適正な土地利用を誘導します。

(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

行政や町会・自治会、まちづくり協議会等の多様な地域活動団体が責任や役割を理解したうえで、連携し一体となったまちづくりを進めます。また、事業と地域の特性を適切にとらえ、区民がまちづくりに参画できるしくみづくりや、地域への関心を高める機会の提供に積極的に取り組みます。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・住民、事業者等による主体的な取組みを行う。
- ・町会・自治会等は地域住民等の意見の把握に努める。
- ・各事業進捗に伴い発生する課題について地域で共有する。
- ・N P O等は地域活動を地域住民へ積極的に発信し、新たな参加者を呼び起こす。
- ・事業活動が地域社会に与える影響に配慮し、事業者はまちづくりに対する役割を理解するとともに、まちづくりを通じて地域社会に貢献する。

区（行政）の役割

- ・公共施設や生活利便施設の適切な配置を図るとともに、土地の適正な利用を誘導する。
- ・区民や事業者に対して情報提供や意見聴取を行い、計画への参画を図る。
- ・計画の誘導を図り、望ましい土地利用の実現をめざす。
- ・住民が地域の課題に理解や関心を深めまちづくりに参画できるよう、住民の視点に立った効果的な情報発信の方法や説明機会を提供する。

■現状と課題

- 区としてめざすべき将来都市像の実現に向け、計画的なまちづくりを推進する必要があります。
- 大規模敷地の土地利用転換にあたっては、道路、公園等の公共施設や生活利便施設の適切な配置が求められています。
- 住民協議会等に参画する区民が固定化するなど、地域コミュニティに対する意識の希薄化や、価値観の多様化により、まちづくりにおいては丁寧な説明による合意形成が求められています。
- 市街地再開発事業をはじめとした各事業の一層の進展に伴い、地域の人口・世帯構成の変化が予想されることから、地域コミュニティの形成等、地域特性に応じて将来にわたり持続可能なまちづくりを進める必要があります。

■施策の方向

(1) 適正な土地利用への誘導

①適正な土地利用への誘導

- ❖ 地域の特性を生かした適正な土地利用を誘導するとともに、地域コミュニティに配慮した計画的なまちづくりを推進します。

②大規模敷地の有効活用

- ❖ 従前の土地利用、周辺環境、地域の課題に配慮しながら、事業者との協議・連携により周辺市街地の環境向上を図ります。

(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

①協働型のまちづくりの推進

- ❖ 行政や町会・自治会、まちづくり協議会、事業者等の多様な主体が、それぞれの役割と責任を相互に理解し、信頼関係を築きつつ合意形成を図り、よりよいまちづくりを推進します。

②地域特性に応じた拠点の整備

- ❖ 地域特性、事業特性を的確に理解した上で、地域住民が将来にわたり住み慣れた地域で生活し、一方で区外からの来街者を呼び込み、地域活性化につながるまちづくりを進めます。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
新たに地区計画を定めた区域数	—		8 地区

出典：区調査（事業実績）

【057】駅周辺まちづくりの整備促進

赤羽、王子、十条・東十条、田端駅等周辺について、各拠点の地域特性に応じた機能集積を促進するとともに、北区内、各地域内での拠点機能の相互連携を促進し、「地域の拠点」「生活の中心地」として整備する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 赤羽駅周辺	促 進	促 進	<ul style="list-style-type: none"> ・赤羽駅周辺のまちづくりの促進 ・赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進（前期） ・都市防災不燃化促進事業 ・都市計画道路新設・拡幅整備（区画街路3号線） ・鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター・ホームドア） ・総合的な駐輪対策の推進（自転車駐車場の整備） ・（仮称）赤羽台のもり公園の整備（前期） ・都市計画道路新設・拡幅整備（補助243号線）（後期）など 	
王子駅周辺	促 進	促 進	<ul style="list-style-type: none"> ・王子駅周辺のまちづくりの促進 ・（仮称）旧北王子支線跡地遊歩道の整備（前期） ・鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター） ・飛鳥山公園の魅力向上事業 ・名主の滝公園の再生整備（前期）など 	
十条・東十条駅周辺	促 進	促 進	<ul style="list-style-type: none"> ・十条駅周辺のまちづくりの促進 ・東十条駅周辺のまちづくりの促進 ・都市防災不燃化促進事業 ・防災まちづくり事業の推進 ・都市計画道路新設・拡幅整備（鉄道付属街路第1～6号線） ・橋梁整備（十条跨線橋） ・鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター・ホームドア） ・駅周辺へのエレベーター等の設置（東十条駅周辺）など 	
田端駅周辺	促 進	促 進	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター） ・鉄道駅エレベーター等整備事業（ホームドア）（前期） ・駅周辺へのエレベーター等の設置（田端駅周辺）（前期）など 	

上中里駅周辺	促進	促進	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅エレベーター等整備事業（ホームドア）（前期） ・一人暮らし高齢者住宅建設事業（栄町）など
駒込駅周辺	促進	促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場の新設 などを検討
板橋駅周辺	促進	促進	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋駅周辺のまちづくりの促進 ・鉄道駅エレベーター等整備事業（ホームドア）など
浮間舟渡駅周辺	促進	促進	<ul style="list-style-type: none"> ・浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進 ・鉄道駅エレベーター等整備事業（ホームドア）など
北赤羽駅周辺	促進	促進	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター）（前期） ・鉄道駅エレベーター等整備事業（ホームドア） ・区営住宅の建替え など
尾久駅周辺	促進	促進	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター・ホームドア） ・トイレリフレッシュ事業（前期）など
		事業費(百万円)	※ 事業費は、各計画事業等で計上している。

【058】王子駅周辺のまちづくりの促進

王子駅周辺まちづくりグランドデザインに定めるまちの将来像実現のため、新庁舎、JR 王子駅中央口周辺、飛鳥山公園エリアを中心とした駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 新庁舎建設開始・ 基盤整備着手	計画検討・ 関係事業者協議	新庁舎建設開始・ 基盤整備着手	基盤整備検討	新庁舎建設開始・ 基盤整備着手
	事業費(百万円)	863	863	—

※新庁舎建設に係る経費は、【106】新庁舎の整備に計上している。

【059】赤羽駅周辺のまちづくりの促進

大規模商業施設と商店街が共存する赤羽駅東口地区において、まちづくり協議会の活動支援を行うとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図ることにより、一層のにぎわい創出や生活利便性の向上、災害に強いまちづくりを進めるため、民間主体による市街地再開発事業を促進する。また、まちづくりの推進に合わせて、更新時期を迎えた駅周辺の公共施設のあり方についても検討する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促進・完了	促 進
(内訳) まちづくり協議会	促 進	促 進	促 進	促 進
市街地再開発事業	促 進	促 進	促進・完了	促 進
周辺公共施設のあり方	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	5,773	5,757	17

【060】十条駅周辺のまちづくりの促進

十条地区まちづくり基本構想をもとに、民間活力を利用した市街地再開発事業や十条駅付近連続立体交差事業を進め、土地の有効利用や防災性の向上、交通機能の向上等を図る。

また、再開発ビル内に、3つのコンセプト（Sports、University、Activity）をキーワードに新たなホテルや十条らしい「にぎわいの拠点」となるような公益施設を整備する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 十条駅西口地区 市街地再開発事業	促 進	促 進	完 了	
十条駅付近連続 立体交差事業	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費 (百万円)	17,152	17,152	—

【061】東十条駅周辺のまちづくりの促進

東十条駅周辺について、老朽化した十条跨線橋の架替えにあわせて、地蔵坂の改修工事及び駅周辺のバリアフリー化を実施し、「都市中心拠点」の形成と駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
	事業費 (百万円)	—	—	—

※ 関連して実施する事業として、【081】橋梁整備（十条跨線橋）、【083】駅周辺へのエレベーター等の設置（東十条駅周辺）がある。

【062】板橋駅周辺のまちづくりの促進

板橋駅周辺について、一体的なバリアフリー化及び利便性の向上を図ることで、生活利便施設の集積・集約の誘導等を進め、「地区連携拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 駅前広場整備	協 議	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	72	72	—

【063】浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進

浮間舟渡駅周辺について、学校施設跡地の利活用や駅前広場空間の整備を一体的に実施することで、「地区連携拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：政策経営部・まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 旧西浮間小学校跡地 の利活用	検 討	推 進	推 進	
アクセス道路の 整備	検 討	検 討	検 討	
駅前広場空間の整備	検 討	検 討	検 討	
	事業費(百万円)	289	289	—

【064】赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進

UR 都市機構赤羽台団地の建替え計画にあわせ、周辺の道路・公園等の公共施設の整備を行い、都市機能の更新や市街地環境の改善、良質な都市型住宅の供給を推進する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 $A - B = C$	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
完了	推進	完了	完了	
(内訳) 完了	推進	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 赤羽台のもり公園の整備 ・都市計画道路新設・拡幅整備（区画街路3号線） ・自転車駐車場の整備 ・大坂口付近におけるバリアフリー化等を含めたアクセス性の向上 	
	事業費(百万円)	20	20	

* (仮称) 赤羽台のもり公園の整備は【094】(仮称) 赤羽台のもり公園の整備、区画街路3号線の整備は【077】都市計画道路新設・拡幅整備で計上している。

■施策体系図：計画的なまちづくりの展開

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 適正な土地利用への誘導	
①適正な土地利用への誘導	
適正な土地利用の誘導	
政策的な土地利用の誘導	
快適な住宅地の形成	
活気ある複合市街地の形成	
工業地の適正な土地利用	
防災上の課題解決のための土地利用の誘導	
大規模住宅団地建替え時の一体的な土地利用の誘導	
民間事業者の開発規制、誘導のしくみづくり	
②大規模敷地の有効活用	
大規模敷地の望ましい土地利用の誘導	
(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり	
①協働型のまちづくりの推進	
各種まちづくり情報の提供	【057】駅周辺まちづくりの整備促進
区民参画のしくみづくり	【058】王子駅周辺のまちづくりの促進
まちづくり活動の支援	【059】赤羽駅周辺のまちづくりの促進
地域特性に応じたまちづくりの推進	【060】十条駅周辺のまちづくりの促進
②地域特性に応じた拠点の整備	
「にぎわいの拠点」の整備促進	【061】東十条駅周辺のまちづくりの促進
「地域の生活拠点」の整備促進	【062】板橋駅周辺のまちづくりの促進
「いこいの拠点」の整備促進	【063】浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進
「創造の拠点」の整備促進	【064】赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進
	再掲 106 新庁舎の整備

3-2

安全で災害に強いまちづくり



■北区基本構想

都市基盤の安全性を高めるため、計画的な防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実します。また、区民の「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を高め、区は、区民、企業、関係機関と一体となって、防災に対する取組みを推進し、災害に強いまちをめざします。

さらに、犯罪や交通事故などの不安がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざします。

■基本方針

(1) 防災まちづくり

切迫する首都直下地震等に備え、地震水害に強い安全安心なまちづくりを一層推進するため、国や東京都と連携・協力を図りながら、都市施設の整備等を推進し、防災まちづくりを一層推進します。

(2) 防災体制の整備・充実

近年、気象変動等による想定外の災害が全国で多発していることから、各災害における他自治体の対応や事例を研究していくながら、北区の地域特性を踏まえた新たな防災・減災対策を講じます。

(3) 地域防災力の向上

これまでの防災事業を継続していくとともに、過去に被災した他自治体の取組み事例を教訓としながらそのノウハウ等を取り入れます。また、区民の理解と協力のもと、民間事業者等を含めた協働により、自助、共助、公助の原点に立ち返り、平常時より緊急事態を想定した対応をします。

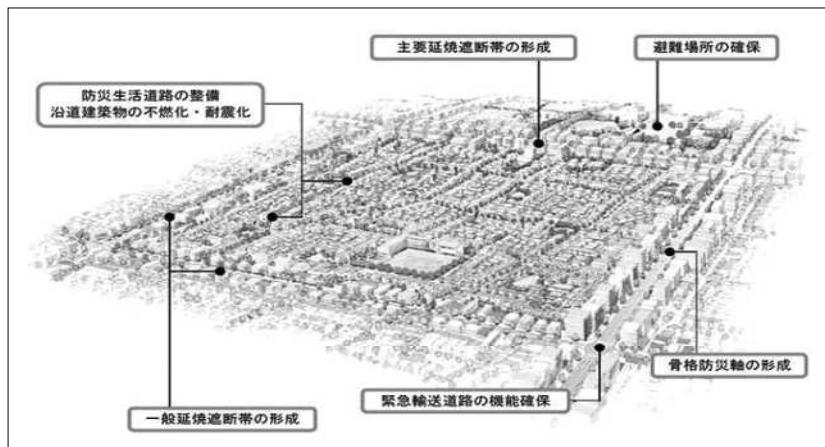
(4) 交通安全対策の推進

区内3警察署及び3交通安全協会と連携して交通安全教室や交通安全啓発事業を実施していくとともに、安全で快適な歩行者空間を確保します。

(5) 地域防犯活動の充実

子どもや高齢者の防犯意識の向上及び地域防犯活動を促進します。また、地域における安全・安心な防犯環境の整備と地域防犯力の向上を図ります。

防災都市づくりのイメージ



出典：東京都防災都市づくり推進計画

区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・ 日頃から防災に対する意識を高めておく。
- ・ 建築物の不燃化・耐震化を行う。
- ・ 事業者は、関係機関との連携を強化するとともに、帰宅困難者対策への協力を行う。
- ・ 医師会と災害拠点病院等は、連携による医療態勢の確立に努める。
- ・ 災害時には、災害情報及び避難情報の収集、避難所における自主的活動、避難所運営、応急対策事業を実施する。
- ・ 交通事業者や企業、区民は、交通安全教育及び啓発活動等への参加に努める。
- ・ 事業者は、警察と連携してキャンペーンやボランティアパトロール等を実施する。
- ・ 町会・自治会や商店街は、防犯カメラ等の設置・運営を行う。

区（行政）の役割

- ・ 防災まちづくりの効果等の事前明示及び事後報告（見える化）を行う。
- ・ 住民参画機会の提供や活動支援を行う。
- ・ 建築物の不燃化・耐震化の促進を図る。
- ・ 各地域の災害に関する危険度について周知を図る。
- ・ 災害時に適切な避難行動がとれるよう支援を行う。
- ・ 事業者との災害時協定の締結、災害対策本部の機能強化を図る。
- ・ 震災訓練の実施や自主防災組織への支援、防災拠点の整備等により、防災力の向上を図る。
- ・ 交通安全施策を実施する。
- ・ 防犯活動に対する補助金の交付や広報啓発活動を実施することにより、地域の防犯力の向上を図る。

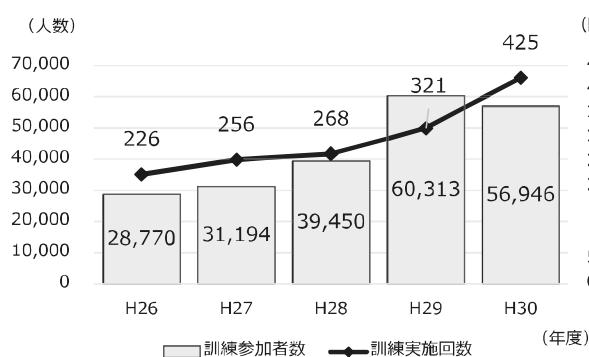
現状と課題

○国や東京都の防災対策に係わるその都度の新たな取組みに即応するとともに、東京都が予定する「防災都市づくり推進計画」の改定等に合わせ、引き続き、著しく危険とされる地域をはじめ木造住宅密集地域の解消等を、地域住民の理解を得ながら推進する必要があります。

○温暖化に伴う局地的な豪雨の発生件数が増加しており、西日本豪雨のように予想を遥かに上回る長期的集中豪雨の都市部での発生を想定する必要があります。また、集中豪雨に備えた施設整備を行う必要があります。

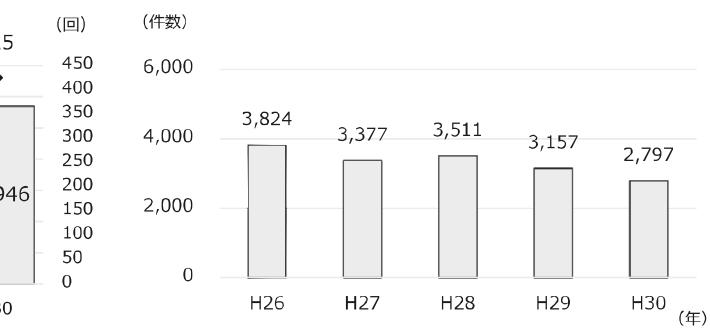
- 平成 29（2017）年度に実施した北区かけ・擁壁等抽出調査により机上抽出した結果、高さ 2 メートル以上、かつ傾斜度 30 度以上のかけ・擁壁等は区内に約 3,500 力所あることが判明しました。また、平成 30（2018）年 5 月に東京都から新たに指定を受けた土砂災害（特別）警戒区域における対応を含め、土砂災害を未然に防ぐための取組みが求められています。
- 危機管理機能を強化していくため災害対策本部の立ち上げに関する実働訓練を行う必要があります。また、今後増加傾向にある外国人に対する対応を行う必要があります。さらに、新庁舎建設に際して、新たな防災拠点としての施設整備が求められています。
- 記録的な大雨、局地的な集中豪雨や台風、土砂災害、竜巻等過去に経験したことのない災害が頻発しており、それらを教訓に地域特性に応じた復旧・復興体制の整備・充実を行う必要があります。また、避難所における被災者のニーズに対応した物資確保及び生活用水を確保する必要があります。
- 災害は地域全体の課題であるため、自主防災組織だけでなく、地域の様々な団体が連携した取組みを行う必要があります。
- 北区民意識・意向調査（平成 30（2018）年度）では、「防災対策の充実」の重要度が高く、区民の防災への意識が高いため、こうした防災意識を平常時も保ち、災害時に的確な行動がとれるようにする必要があります。
- 装備の充実を図るなど、自主防災組織の活動を支援していくとともに、自主防災組織の装備が有事の際、有効に機能するよう保守点検を含め適切な管理運用を呼びかけていく必要があります。また、自主防災組織の高齢化に伴う地域の担い手が減少しているため、地域の防災リーダーを育成する必要がありますが、少子化により地域の防災の担い手になりえる若年層が減少していくことが懸念されます。さらに、避難行動要支援者（災害発生時の避難等に特に支援を要する方）や今後増加傾向にある外国人への取組みを推進する必要があります。
- 高齢者の交通事故の割合が増加しており、加害者になる割合も増加しています。また、自転車の交通事故の割合は減少していますが、自転車が加害者になる割合は増加しています。交通事故は、自己過信、モラル低下等の交通安全意識の薄れや、身体能力・判断能力の低下により発生リスクが高まるため、引き続き、意識づけを行う必要があります。
- 道路上の不法占有物や放置自転車が後を絶たないという課題があります。
- 区内刑法犯認知件数は全体として減少傾向にありますが、特殊詐欺や不審者声掛け事案は増加傾向にあり、犯罪の手口は複雑で巧妙になっているため、広報啓発活動をさらに拡充する必要があります。
- 危機管理事案への対応は事態ごとに地域的にも時間的にも多様であり、様々なケースを想定してそれらの様相に応ずる的確な計画を策定しておくことが重要です。

防災訓練の実施状況



出典：防災課資料（防災訓練通知書により作成）

区内刑法犯認知件数の推移



出典：警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」

■施策の方向

(1) 防災まちづくり

①都市の防災機能の向上

- ❖ 首都直下地震に備え、道路・公園等をはじめとする公共施設を整備するとともに、木密地域を中心建築物の不燃化、耐震化を促進するなど、一刻も早く燃えないまち、燃え広がらないまちの実現をめざします。

②治水対策等の推進

- ❖ 国や東京都等の関係機関と連携し、治水対策を実施します。また、自主避難等の住民の自助力向上を促進します。

③土砂災害対策の推進

- ❖ 危険性のあるかけ擁壁等については所有者等に補強や改善を促すなど、安全性の向上に向けた意識啓発を図ります。
- ❖ 土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害（特別）警戒区域や、土砂災害に関する避難所、避難経路の周知を図ります。

(2) 防災体制の整備・充実

①予防・応急体制の整備・充実

- ❖ ハード面では、災害による被害を最小限にするための減災の観点から防災設備や区有施設の安全対策を進めるとともに、通信手段や給水等のライフラインの確保を行います。
- ❖ ソフト面では、訓練等の体制強化や外国人を含む要配慮者向けの対応を行います。
- ❖ 被災者対策、帰宅困難者対策等の応急体制を整備します。

②復旧・復興体制の整備・充実

- ❖ 災害対策に関する計画や体制、他の自治体等からの受援（応援の受け入れ）体制等について、区の実情に沿った実効性の高いものにしていきます。
- ❖ 早期に的確な復興を実現するため、防災まちづくり事業の進捗を踏まえ、災害の状況に応じた復興準備体制の構築に取り組みます。

(3) 地域防災力の向上

①災害時に備えた地域のきずなづくり

- ❖ 地域防災力を高めるため、地区防災運営協議会※を中心に地域の防災意識や結束力の向上を図ることにより、災害時における迅速な協力体制を構築します。

②防災意識の向上

- ❖ 防災訓練、中学生防災教室、防災教室及び防災センター事業等を通じて、防災事業に対する理解と協力を得ながら、防災意識の維持・向上を図ります。

③防災行動力の向上

- ❖ 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の育成や装備の充実を図ります。
- ❖ 区内事業者へ従業員の施設内待機、備蓄の確保、地域貢献活動等を求めるとともに、東京都や鉄道

事業者と連携して帰宅困難者対策を促進します。

- ❖ 避難行動要支援者や外国人への対策を講じます。
- ❖ 高校・大学等教育機関と協定を結び、避難所開設及び避難場所提供等防災分野における地域貢献事業の推進に向け連携します。

※ 地区防災連携協議会：区内19連合町会単位に組織された地区防災会議を拡大強化するため地域の防災関係団体（警察・消防・医療機関等）を加えた会議体。

(4) 交通安全対策の推進

①交通安全教育の充実

- ❖ 高齢運転者向けの交通安全教育及び講習会を充実します。
- ❖ 交通事故を無くしていくために、区民一人ひとりの交通安全に対する意識の向上を図ります。

②安全な歩行者空間の確保

- ❖ 路上の放置自転車や不法占有物を撤去し安全な歩行者空間を確保します。
- ❖ 都市計画道路等の広幅員の道路を中心に、歩道のバリアフリー化や拡幅、無電柱化を行い、安全で快適な歩行者空間を確保します。

(5) 地域防犯活動の充実

①地域防犯活動の充実

- ❖ 高齢者や子どもに対する広報啓発活動を実施します。
- ❖ 町会・自治会等による防犯カメラの設置・運営の促進や支援を行います。

②危機管理体制の整備

- ❖ 平常時においては緊急事態発生に備えた危機管理体制の構築やしくみづくり、関係機関との連絡調整、職員の意識づくり等、危機管理全般に関する総合調整や体制整備等を行います。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現状 (元年度)	中間 (6年度)	最終 (11年度)
①不燃領域率	55.0%	62.5%	70.0%
②防災対策に関する満足度	19.4%	25.0%	30.0%
③防犯対策に関する満足度	17.5%	25.0%	30.0%

出典：①区調査（事業実績）、②③北区民意識・意向調査

■計画事業

【065】都市防災不燃化促進事業

大震災時の火災から区民の生命・財産を守るため、避難路、避難場所もしくは延焼遮断帯周辺を不燃化促進地区に指定し、一定の基準に適合する耐火建築物の建築費を一部助成することで、沿道の不燃化を向上させる。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
6 路線完了 2 路線推進 1 地区完了	6 路線推進 1 地区推進	6 路線完了 2 路線推進 1 地区完了	1 路線完了 7 路線推進 1 地区推進	5 路線完了 2 路線推進 1 地区完了
(内訳) 補助 83号線地区 (南) (岩槻街道)	推 進	完 了	完 了	
補助 86号線地区 (志茂) 特定整備路線	推 進	完 了	推 進	完 了
補助 86号線地区 (赤羽西) 特定整備路線	推 進	完 了	推 進	完 了
地区防災道路 志茂地区	推 進	完 了	推 進	完 了
補助 81号線地区 (西ヶ原) 特定整備路線	推 進	完 了	推 進	完 了
補助 83号線地区 (北) (岩槻街道)	推 進	完 了	推 進	完 了
補助 73号線地区 (十条駅西) 特定整備路線	推 進	完 了	推 進	完 了
補助 86号線地区 (赤羽南)	検 討	推 進	推 進	推 進
補助 85号線地区 (十条)	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	1,146	846	300

【066】防災まちづくり事業の推進

東京都防災都市づくり推進計画の中で、地域危険度が高く、かつ特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大規模な被害が想定されるとして「整備地域」に指定された地区などについて、防災広場等の整備や避難路となる道路の拡幅を推進するなど、防災性の向上を図る。

また、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域のうち特に重点的・集中的に改善を図る地区については、都と区が連携して従来よりも踏み込んだ整備を行うとともに、共同建替え等を促し、不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 密集 2地区完了 4地区推進	5地区推進	2地区完了 4地区推進	6地区推進	2地区完了 4地区推進
十条駅東地区	推 進	推 進	推 進	推 進
西ヶ原地区	推 進	完 了	推 進	完 了
志茂地区	推 進	完 了	推 進	完 了
十条北地区	推 進	推 進	推 進	推 進
十条駅西地区	推 進	推 進	推 進	推 進
岩淵地区	検 討	推 進	推 進	推 進
防災街区整備 2カ所完了	2カ所推進	2カ所完了	2カ所完了	
志茂	推 進	完 了	完 了	
上十条	推 進	完 了	完 了	
不燃化推進特定整備 4地区完了	4地区推進	4地区完了	4地区推進	4地区完了
志茂地区	推 進	完 了	推 進	完 了
補助81号線 地区	推 進	完 了	推 進	完 了
赤羽西補助86号 線地区	推 進	完 了	推 進	完 了
十条駅周辺地区	推 進	完 了	推 進	完 了
	事業費(百万円)	13,189	7,893	5,296

【067】木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業

地震等における木造建築物の倒壊を防ぎ、人命の安全を確保するため、耐震改修及び建替えについて助成し、耐震性の向上を図る。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 改修助成 1,008 件	408 件	600 件	300 件	300 件
建替え助成 313 件	163 件	150 件	75 件	75 件
	事業費(百万円)	851	426	426

※ 改修助成については区内全域が対象となるが、建替え助成については、新防火規制地区及び東京都防災都市づくり推進計画の整備地域が対象となる。

【068】緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

救急救命活動や復旧・復興に重要な役割を果たす幹線道路（緊急輸送道路）沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することにより、震災の被害を最小化する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 改修助成 35 棟	15 棟	20 棟	14 棟	6 棟
建替え助成 21 棟	6 棟	15 棟	10 棟	5 棟
	事業費(百万円)	1,290	890	400

【069】がけ・擁壁等の安全・安心支援事業

地震、台風及び集中豪雨等に伴う土砂災害から身の安全を守るために、区内に存在する高さ2m以上の防災上危険ながけ、擁壁等の改修工事に必要な経費の一部を助成する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) アドバイザー派遣 50件	—	50件	25件	25件
擁壁助成 45件	7件	38件	23件	15件
改修助成 21件	2件	19件	9件	10件
	事業費(百万円)	254	170	84

☆【070】防災情報の一元管理体制の強化（防災情報基盤の構築）

災害時の応急対策を早期かつ着実に行うため、平常時の防災資源を管理するとともに、災害時に関係機関や区民への情報伝達等を円滑に行うための新たなシステムを導入し、防災情報基盤を構築する。

所管部：危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	検 討	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 北区災害対策本部支援システム	検 討	推 進	導 入	推 進
北区防災資源管理システム	検 討	推 進	導 入	推 進
(仮称) 北区物資管理システム	検 討	推 進	【071】北区防災備蓄・管理・供給体制の強化	
	事業費(百万円)	24	21	3

※再掲事業の事業費は、各計画事業に計上している。

☆【071】北区防災備蓄・管理・供給体制の強化

災害発生時に備え、備蓄物資を適正に管理・供給するための専用システムを導入するとともに、備蓄倉庫及び避難所備蓄室に必要な資機材等を整備することにより機能強化を図る。

所管部：危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	検 討	推 進	拡 充	推 進
(内訳) (仮称) 北区物資管理 システム	検 討	推 進	拡 充	推 進
備蓄倉庫の機能強化	検 討	推 進	推 進	推 進
避難所備蓄室の 機能強化	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	52	47	6

☆【072】他自治体等からの受援体制の構築

全国の自治体職員の応援を円滑に受け入れ、一刻も早い区民生活の再建につなげるため、災害時の受援体制を構築し、応援要請や受け入れ手順、体制等を明確化する。

所管部：総務部・危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
構 築	—	構 築	構 築	推 進
	事業費(百万円)	—	—	—

☆【073】大規模水害を想定した避難行動支援事業

大規模水害発生時の避難行動が円滑に行われるよう、避難行動の指針となる避難行動計画を策定し普及啓発を図る。また、区民一人ひとりの防災意識が高まるよう、自助・共助による災害への準備体制を支援とともに、避難行動要支援者のうち特に避難行動が難しい区民を対象に、災害情報等を受信できる戸別受信機を配付する。

所管部：危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 避難行動計画の普及	検 討	推 進	推 進	推 進
水害を想定した避難訓練	—	推 進	開 始	—
マイ・タイムライン普及リーダー育成事業	開 始	推 進	推 進	—
戸別受信機の設置 250世帯	検 討	250世帯	250世帯	—
	事業費(百万円)	78	78	—

【074】防犯対策サポート事業

子どもや高齢者の防犯意識の向上及び地域防犯活動を促進するため、子ども向け防犯教室を実施するとともに、振り込め詐欺対策として高齢者に対する講話や自動通話録音機の配付を行う。

所管部：危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 子ども防犯教室	推 進	推 進	拡 充	推 進
振り込め詐欺講話	推 進	推 進	推 進	推 進
自動通話録音機 26,765台	1,765台	25,000台	25,000台	
	事業費(百万円)	214	152	62

【075】防犯設備整備事業

地域における安全・安心な防犯環境の整備と地域防犯力の向上を図るために、町会・自治会及び商店街が防犯カメラ等防犯設備を整備する費用の一部を助成するとともに、自主的な防犯活動を支援する。

所管部：危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 町会・自治会 184 団体	100 団体	84 団体	84 团体	
商店街 45 団体	15 团体	30 团体	15 团体	15 团体
	事業費 (百万円)	254	214	40

☆【076】地域の防犯力向上事業

毎月 20 日を「北区安全・安心の日」と定め、各種キャンペーンやイベント等を実施することにより、区民の防犯意識のさらなる醸成を図る。また、地域の見守りの目を増やすため、日常業務をしながら子どもや高齢者等を見守る「ながら見守り連携事業」の協力団体の拡充を図る。

所管部：危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 北区安全・安心の日 の普及啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
ながら見守り 連携事業 13 団体	3 团体	10 团体	5 团体	5 团体
	事業費 (百万円)	6	3	3

■施策体系図：安全で災害に強いまちづくり

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 防災まちづくり	
①都市の防災機能の向上	<p>【065】都市防災不燃化促進事業 【066】防災まちづくり事業の推進 【067】木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業 【068】緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 【069】がけ・擁壁等の安全・安心支援事業</p>
幹線道路・緊急輸送道路の防災機能向上	
木造住宅密集市街地の改善	
防災まちづくり事業の推進	
民間住宅の耐震化促進	
橋梁等の耐震性の向上	
防災船着場の整備推進	
②治水対策等の推進	<p>再掲 080 無電柱化事業の推進 再掲 089 空き家対策の推進</p>
治水対策等の推進	
③土砂災害対策の推進	
土砂災害対策の推進	
(2) 防災体制の整備・充実	
①予防・応急体制の整備・充実	<p>【070】防災情報の一元管理体制の強化（防災情報基盤の構築） 【071】北区防災備蓄・管理・供給体制の強化 【072】他自治体等からの受援体制の構築</p>
災害時の情報収集伝達体制の整備	
職員の防災意識の高揚による危機管理機能の強化	
区有施設の防災機能の向上	
災害に強い庁舎の建設	
関係機関との連携強化	
災害時要配慮者の支援	
災害医療体制の充実	
帰宅困難者対策の充実	
②復旧・復興体制の整備・充実	<p>再掲 106 新庁舎の整備</p>
災害復興のしくみづくり	
復興まちづくり活動の推進	
事業継続計画（BCP）の検討	
男女双方の視点に配慮した防災対策の推進	
(3) 地域防災力の向上	
①災害時に備えた「地域のきずなづくり」	
地区防災運営協議会を中心とした防災活動の展開	
②防災意識の向上	<p>【073】大規模水害を想定した避難行動支援事業</p>
地域防災リーダー育成の推進	
防災に関する情報や学習機会の提供	
③防災行動力の向上	
自主防災組織の育成・強化	
区内事業者との連携の強化	
(4) 交通安全対策の推進	
①交通安全教育の充実	
年代に応じた交通安全教育の推進	
②安全な歩行者空間の確保	
交通安全施設の整備	
道路利用の適正化	
(5) 地域防犯活動の充実	
①地域防犯活動の充実	<p>【074】防犯対策サポート事業 【075】防犯設備整備事業 【076】地域の防犯力向上事業</p>
子どもの安全対策の推進	
高齢者を狙った振り込め詐欺等への対策	
地域ぐるみの防犯活動の推進	
防犯カメラ等の設置の推進	
②危機管理体制の整備	
総合的な危機管理体制の構築	

3-3

利便性の高い総合的な交通体系の整備

■北区基本構想

体系的な道路ネットワークや公共交通機関の整備を推進するとともに、自動車・自転車利用の適正化を推進し、多様な交通手段を活用して、だれもが安心して快適に移動できるまちをめざします。

■基本方針

(1) 体系的な道路ネットワークの形成

交通機能の向上と歩行者の安全性及び利便性を図るために、道路ネットワークや公共交通機関の整備事業を計画的に実施します。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

コミュニティバスについては、これまでの導入候補地域を踏まえつつ、社会情勢等の変化を捉え、新たな視点を取り入れるなど、地域公共交通のより効果的な方策を検討します。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたさらなる鉄道駅のバリアフリー化を推進します。

(3) 自動車・自転車利用の適正化

総合的な駐輪対策を推進し、区道の利用環境の向上を図ることにより、快適な生活環境を確保します。また、自転車専用通行帯等の整備を推進し、より快適な自転車利用空間の創出を図ります。

■区民とともに

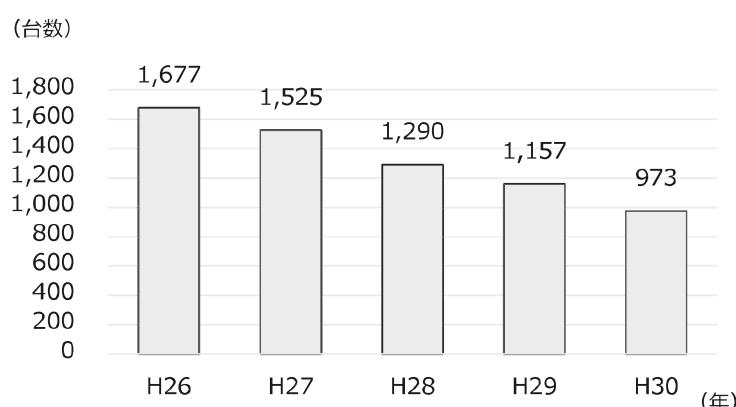
区民（NPO・事業者等を含む）への期待	区（行政）の役割
<ul style="list-style-type: none">・まちづくりについての説明会に積極的に参加し、事業について理解を深める。・「地域公共交通会議」※等の検討会議の中で公共交通のあり方等について議論を深める。・公共交通機関の改善やスパイラルアップを推進する。・事業者等は附置義務自転車駐車場を整備する。	<ul style="list-style-type: none">・計画的に道路の整備や維持・補修を行う。・地域公共交通の実現を支援する。・すべての人々が安心して生活・移動できるように改善やスパイラルアップを推進する。・自転車駐車場の整備を推進する。また、民間の駐車場・自転車駐車場の整備に対する支援・助成等を行う。

※ 地域公共交通会議：道路運送法の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議する会議。

■現状と課題

- 人やモノの流れを結ぶ道路ネットワークを構築する必要があります。また、防災機能を強化するため、都市計画道路（無電柱化）の整備と並行して、生活道路の拡幅整備をバランスよく推進する必要があります。また、都市計画道路の用地取得においては、より丁寧な説明により協力を得ることが求められています。
- 平成26(2014)年7月の道路法施行規則の改正により、補修の有無に関わらず、5年に1度の近接目視を基本とする点検基準が定められました。老朽化するインフラと改修のボリューム調整を図りながら、施設の危険度を増大させないことが必要です。
- 道路ネットワークが未完成である地域では、迂回路として生活道路への車の流入が発生しており、交通渋滞原因にもなっています。
- 公共交通機関等の整備・充実のため、区内公共交通手段の確保に向けた取組みの推進が求められています。また、地域密着型のコミュニティバスについては、利用者ニーズや幹線道路の開通等社会環境の変化に対応した既存路線の見直しを行う必要があります。公共交通機能の向上を要する地域等を中心に、新たな視点を取り入れた新規路線の展開方針といった、より効果の方策を検討する必要があります。
- 交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組みの推進が求められています。そのためには、国によるハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューの作成や、交通事業者によるハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表の義務付け等に取り組む必要があります。
- 赤羽駅周辺の放置自転車数は減少傾向にあるものの、平成27(2015)年度以降は都内で最も多い状況が続いていることから、引き続き放置自転車の防止に向けた取組みを推進する必要があります。
- 自転車活用推進法を踏まえ、日々の暮らしになくてはならない高齢者や子育て世代の自転車利用等、一時利用のための自転車駐車場が不足しており、一時利用の自転車駐車場を整備する必要があります。
- 自転車が安心して走れる道路上の空間等の整備を推進する必要があります。また、自転車活用推進法の施行に伴い、自転車に関する総合的な計画を策定する必要があります。

駅周辺の放置自転車台数



出典：駅前放置自転車等の現況と対策（東京都）
毎年10月中、晴天の平日午前11時頃に調査

■施策の方向

(1) 体系的な道路ネットワークの形成

① 体系的な道路ネットワークの形成

体系的な道路ネットワークの構築に向け、老朽化するインフラ改修との調整を図りながら、継続し

て事業を推進し、北区内外の各拠点間の相互連携を促進します。

- ❖ 長期化する都市計画道路の用地取得においては、土地収用法の活用を検討します。また、必要に応じて代替地の確保による事業手法の検討を行います。

②道路ストックの適正な管理

- ❖ 道路や橋梁等のインフラの老朽化を適正に管理するため、定期的な点検を行い、継続して老朽化するインフラの整備・改修を行います。

③適正な自動車交通量の誘導

- ❖ 体系的な道路ネットワークの構築に向け、今後も計画的に都市計画道路や幹線道路の整備、また、道路と鉄道の立体交差化を推進します。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

①公共交通機関等の整備・充実

- ❖ だれもが安心して移動できるよう、土地（崖線）の高低差によって移動が困難な地域や、公共交通機能の向上を要する地域等を中心に、コミュニティバス等、地域公共交通による移動手段の確保に向けた取組みを推進します。
- ❖ 交通結節点である駅前広場については、交通混雑の緩和や乗り換え利便性の向上を図るため、整備や改善を進めます。

②利用者にやさしい交通施設の整備

- ❖ 鉄道駅周辺へのエレベーター等の設置とともに、ホームドアの整備への支援や、地形上の段差（高低差）があり、改札口毎に利用圏域が全く異なる駅における2ルート目のバリアフリールートの整備へ支援を行います。
- ❖ ソフト面の支援として「こころのバリアフリー」の取組みを促進し、高齢者や障害者を含むすべての人の利便性の向上を図ります。

(3) 自動車・自転車利用の適正化

①違法駐車・放置自転車の防止

- ❖ 違法駐車や放置自転車を無くし交通環境の向上を図るため、利用者のモラル向上を図る広報・啓発活動の充実とともに、放置自転車の撤去を強化し、違法駐車等の防止に関する施策を推進します。

②駐車場・自転車駐車場の整備・促進

- ❖ 放置自転車防止のために自転車駐車場の整備を推進するとともに、交通事業者や多くの駐車・駐輪が必要となる施設の設置者に協力を求め、利用しやすい駐車場・自転車駐車場の整備を図ります。

③歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり

- ❖ 安全で快適な自転車利用空間を創出するため、自転車通行空間の整備や、交通安全に関するルール・マナーの啓発活動を推進します。
- ❖ 北区自転車ネットワーク計画の進捗を踏まえ、自転車活用推進計画を策定します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
①都市計画道路の新設・拡幅整備路線数	0 路線	1 路線	3 路線
②幹線区道・遊歩道の新設・拡幅整備路線数	0 路線	2 路線	3 路線
③自転車利用環境に対する満足度	28.5%	33.5%	38.5%

出典：①②区調査（事業実績）、③ 北区自転車ネットワーク計画（区民アンケート調査）

■計画事業

【077】都市計画道路新設・拡幅整備

都市機能の充実と効率的な都市活動を確保するため、交通需要の動向に対応しながら、都市計画道路を整備する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B = C	前 期 (2～6 年度)	後 期 (7～11 年度)
3 路線完成 2 路線推進	4 路線推進	3 路線完成 2 路線推進	1 路線完成 3 路線推進	2 路線完成 2 路線推進
（内訳） 補助 181 号線	推 進	完 成	整 備	完 成
補助 87 号線	整 備	完 成	完 成	
区画街路 3 号線	推 進	完 成	整 備	完 成
鉄道付属街路 第 1～6 号線	推 進	推 進	推 進	推 進
補助 243 号線	—	推 進	—	推 進
	事業費 (百万円)	12,969	11,988	982

【078】幹線区道新設・拡幅整備

地域交通の円滑化及び地域環境の保全等を図るため、幹線区道を新設・拡幅整備する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
2路線完成 1路線推進	2路線推進 1路線検討	2路線完成 1路線推進	1路線完成 2路線推進	1路線完成 1路線推進
(内訳) 赤羽連続立体交差 神谷道	推 進	完 成	推 進	完 成
中央図書館前道路	推 進	整 備	推 進	整 備
十条富士見中学校前 道路	検 討	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	2,339	1,576	763

【079】（仮称）旧北王子支線跡地遊歩道の整備

隣接する王子四丁目公園が須賀線分岐の名残であることを踏まえ、北王子支線の廃線跡地を鉄道の面影を残して観光に資するような遊歩道として整備することで、王子駅周辺の回遊性の向上を図る。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	協 議	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	851	851	

【080】無電柱化事業の推進

安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の強化及び良好な都市景観の創出等、良好な住環境の形成を推進するため、都市計画道路や主要な幹線区道の新設・拡幅整備とあわせ、道路上に架設されている電線類について電線共同溝等の整備により無電柱化を推進する。また、新たに歩道のない道路においても、東京都の「無電柱化チャレンジ事業」を活用して、無電柱化を推進する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
4区間完成 3区間推進	6区間推進	4区間完成 3区間推進	1区間完成 5区間推進	3区間完成 3区間推進
(内訳) 補助181号線 整備区間	推 進	完 成	推 進	完 成
補助87号線 整備区間	推 進	完 成	完 成	
区画街路3号線 整備区間	推 進	完 成	推 進	完 成
鉄道付属街路 第1~6号線 整備区間	推 進	推 進	推 進	推 進
補助243号線 整備区間	—	推 進	—	推 進
中央図書館前道路 整備区間	推 進	推 進	推 進	推 進
無電柱化チャレンジ 事業(北1284号)	推 進	完 成	推 進	完 成
事業費(百万円)		639	522	116

※ 無電柱化チャレンジ事業(北1284号)以外の事業費は、【077】都市計画道路新設・拡幅整備、【078】幹線区道新設・拡幅整備に計上している。

※ この他に、無電柱化の検討路線として、補助85号線(王子警察署・豊島公園前)整備区間がある。

【081】橋梁整備

車両等の交通安全等を確保するため、橋梁健全度調査により、耐震上危険度が高いと判断された橋梁の架替え整備等を実施する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
1 橋完成 2 橋推進	3 橋推進	1 橋完成 2 橋推進	1 橋完成 2 橋推進	2 橋推進
(内訳) 新田橋	推 進	推 進	推 進	推 進
橋梁架替整備	推 進	整 備	推 進	整 備
道路拡幅整備	推 進	整 備	推 進	整 備
十条跨線橋	推 進	整 備	整 備	整 備
新柳橋	推 進	完 成	完 成	
	事業費 (百万円)	27,040	6,758	20,282

※この他に、石神井川護岸工事にあわせ、豊石橋、新堀橋の架け替えが予定されている。

【082】鉄道駅エレベーター等整備事業

鉄道駅のエレベーター、ホームドア等の設置費用の一部を補助するなど、公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動の円滑化を促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
エレベーター 6駅完成	5駅完成	1駅完成 5駅協議	1駅完成	5駅協議
(内訳) 北赤羽駅 (2ルート目)	整 備	完 成	完 成	
赤羽駅 (2ルート目)	検 討	協 議	検 討	協 議
東十条駅 (2ルート目)	検 討	協 議	検 討	協 議
田端駅 (2ルート目)	検 討	協 議	検 討	協 議
王子駅 (2ルート目)	検 討	協 議	検 討	協 議
尾久駅	検 討	協 議	検 討	協 議
ホームドア 5駅完成	2駅完成	3駅完成 5駅協議	3駅完成	5駅協議
(内訳) 上中里駅 (2列)	整 備	完 成	完 成	
東十条駅 (2列)	整 備	完 成	完 成	
田端駅 (2列)	協 議	完 成	完 成	
赤羽駅 (2列)	検 討	協 議	検 討	協 議
板橋駅 (2列)	検 討	協 議	検 討	協 議
北赤羽駅 (2列)	検 討	協 議	検 討	協 議
浮間舟渡駅 (2列)	検 討	協 議	検 討	協 議
尾久駅 (2列)	検 討	協 議	検 討	協 議
	事業費 (百万円)	282	282	—

【083】駅周辺へのエレベーター等の設置

公共交通へのアクセスのバリアフリー化と、鉄道横断施設の安全性と快適性を確保するため、駅周辺にエレベーター等の昇降機を設置する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
5 力所設置 1 力所推進	3 力所設置 1 力所推進	2 力所設置 1 力所推進	1 力所設置 2 力所推進	1 力所設置 1 力所推進
(内訳) 田端駅周辺 2 力所設置	1 力所設置 1 力所推進	1 力所設置	1 力所設置	
東十条駅周辺 3 力所設置 1 力所推進	2 力所設置	1 力所設置 1 力所推進	2 力所推進	1 力所設置 1 力所推進
	事業費 (百万円)	1,484	1,484	—

※ 東十条駅周辺の事業費は、【081】橋梁整備に計上している。

【084】区内交通手段の確保

高齢者や障害者をはじめ、だれもが安心して移動できるまちづくりを進めるため、「地域公共交通計画」を策定し、土地（崖線）の高低差によって移動が困難な地域や、公共交通機能の向上を要する地域等を中心に、コミュニティバスの新規路線導入を主体とした、地域公共交通による移動手段の確保に向けた取組みを推進する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
拡 充	推 進	拡 充	拡 充	拡 充
(内訳) 地域公共交通計画の 策定及び推進	検 討	策定・推進	策定・推進	推 進
コミュニティバス路 線の拡充 4 路線運行	2 路線運行	2 路線拡充	1 路線拡充	1 路線拡充
	事業費 (百万円)	482	210	272

【085】総合的な駐輪対策の推進

放置自転車を解消し交通環境を改善するため、自転車駐車場の整備に加え、放置自転車の撤去の強化、適切な自転車利用のための啓発等、多様なソフト事業を実施し、総合的に駐輪対策を推進する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 自転車駐車場の整備 35 力所設置	32 力所設置	3 力所設置	2 力所設置	1 力所設置
撤去の推進	推 進	推 進	推 進	推 進
適切な自転車利用 のための啓発事業	推 進	推 進	推 進	推 進
自転車駐車場 サービスの充実	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費 (百万円)	2,473	1,195	1,277

【086】総合的な自転車活用の推進

安全で快適な自転車利用環境を創出するため、「北区自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行帯等の整備を進める。また、「北区自転車ネットワーク計画」の進捗を踏まえ、駐輪場の計画的な整備やシェアサイクル施設の整備等を含めた自転車に関する総合計画として「自転車活用推進計画」を策定する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 自転車活用推進計画 の策定及び推進	—	策定・推進	策定・推進	推 進
自転車ネットワーク 路線の整備	推 進	完 成	整 備	完 成
	事業費 (百万円)	756	399	358

■施策体系図：利便性の高い総合的な交通体系の整備

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 体系的な道路ネットワークの形成	<p>【077】都市計画道路新設・拡幅整備 【078】幹線区道新設・拡幅整備 【079】(仮称) 旧北王子支線跡地遊歩道の整備 【080】無電柱化事業の推進 【081】橋梁整備</p> <p>再掲 029 北区観光の魅力向上プロジェクト 再掲 060 十条駅周辺のまちづくりの促進 (十条駅付近連続立体交差事業)</p>
①体系的な道路ネットワークの形成	
幹線道路等の整備	
十条駅付近の鉄道立体交差化の推進	
まちづくりと一体となった道路整備	
②道路ストックの適正な管理	
道路ストックの適正な管理	
③適正な自動車交通量の誘導	
自動車交通量の誘導	
(2) 公共交通機関の利便性の向上	<p>【082】鉄道駅エレベーター等整備事業 【083】駅周辺へのエレベーター等の設置 【084】区内交通手段の確保</p>
①公共交通機関等の整備・充実	
公共交通の利便性・快適性の向上	
駅前広場の整備推進	
エイトライナー、メトロセブンの導入促進	
②利用者にやさしい交通施設の整備	
だれもが移動しやすいまちづくりの推進	
利用者にやさしい交通施設の整備	
(3) 自動車・自転車利用の適正化	<p>【085】総合的な駐輪対策の推進 【086】総合的な自転車活用の推進</p>
①違法駐車・放置自転車の防止	
違法駐車等防止施策の推進	
②駐車場・自転車駐車場の整備	
駅周辺の自転車駐車場の整備	
交通事業者等への協力要請	
民営自転車駐車場整備の促進	
③歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり	
自転車活用推進計画の検討	

3-4

情報通信の利便性の高いまちづくり

■北区基本構想

区民や企業の多様な交流や社会参加がより一層容易となる情報通信の利便性の高いまちをめざします。そのため、だれもが、いつでも情報をやりとりできるよう、高度な情報通信基盤の整備と区民の情報活用能力の向上を図ります。

また、区は、開かれた区政を推進するため、区政の高度情報化に取り組みます。

■基本方針

(1) 情報通信基盤の整備

オンライン手続きの一層の拡大やICTを活用した区民が利用しやすい情報通信基盤の整備、最適化をめざした技術（クラウド※・仮想化※の活用を検討するとともに、情報通信基盤への新たな脅威への防御を強化します。また官民データ活用推進に関する計画の整備を進めます。

(2) 情報活用能力の向上

情報格差を解消させる取組みを実施し、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

※ クラウド：事業者が所有する外部施設にあるシステムを、利用料を支払ってオンラインで利用するサービスのこと。

※ 仮想化：サーバ機器やソフトウェア等をシステム上に疑似的に構成すること。仮想化によりサーバ等の機器の物理的な台数を減らすことができる。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・区民や事業者等は、データを活用し、新たなアイデアをつくりだす。
- ・事業者等は、データを活用して、イベント情報を集めたホームページの作成やSNS等による情報発信等を行う。
- ・事業者等は、区民の利便性の向上等に役立つサービスの提供等を行う。

区（行政）の役割

- ・区政に関する様々な情報をコンピュータで加工しやすい形式で公開する。
- ・行政手続きのオンライン化を推進する。
- ・情報セキュリティへの脅威に関する情報収集、先端技術を活用した対策を実施する。
- ・区民の情報活用能力向上に取り組む。

■現状と課題

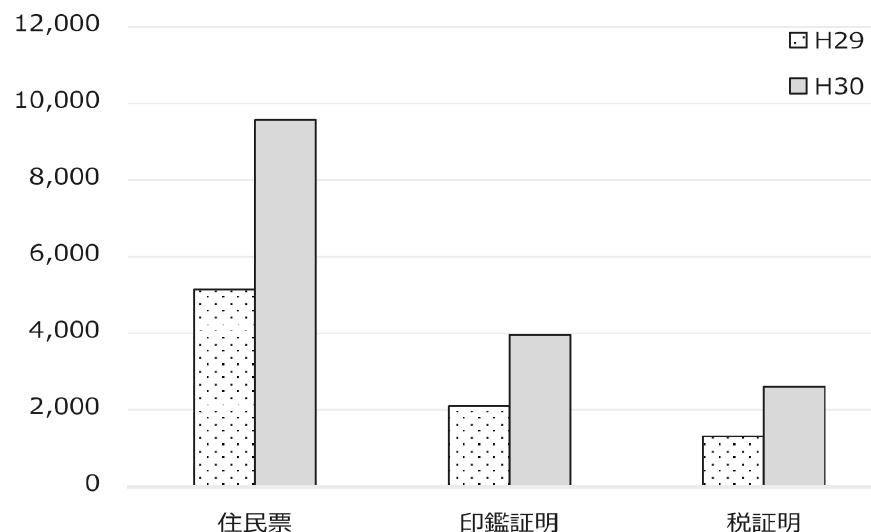
○区民生活の中でスマートフォン等を利用したオンライン手続きが浸透しており、行政手続きも同様にオンライン化が求められています。また、事業者等の効率的なサービス提供に活用するため、自治体が保有する情報を公開するよう要望が高まっており、これまで以上に、所有する情報を容易に利活用できるようデータ化を進め、オープンデータ※として公開することが、様々な地域課題を解決するために重要となっています。さらに、新しい技術の導入、情報セキュリティへの新たな脅威への対応等、急速で著しい技術革新への対応が求められています。

○ネットワークやシステム等を利用してした新たなサイバー攻撃や、インターネット上の違法・有害情報、迷惑メール、フィッシング※等が増加しています。情報セキュリティ対策や個人情報保護対策、情報モラル対策等、安心してICTを利用するための知識の普及に一層力を入れていく必要があります。また、子どもの情報通信機器の所有が増加し、成長段階にあわせた情報モラル教育が重要となっています。さらに、すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受するために情報格差の解消に向け情報活用能力向上を図る必要があります。

※ オープンデータ：行政機関が保有する情報をデータ化して、区民や民間事業者等が自由に利活用できるように公開したもの。

※ フィッシング：一般的に金融機関等を装った電子メールで偽サイトに誘導し、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号等の個人情報を詐取する行為等を指す。

コンビニ交付サービスによる利用実績



出典：戸籍住民課・税務課資料

■施策の方向

(1) 情報通信基盤の整備

①さらなる区政の高度情報化

- ⌚ マイナンバー制度の実施を踏まえ、区民が一層便利で使いやすい行政サービスを提供するため、区として、急速で著しい技術革新や区民への情報端末の普及に対応する IoT 等の ICT を活用した施策を推進します。
- ⌚ 地域課題の解決に資する資源として、区民や事業者等が必要に応じて区が保有する情報を得ることができるように、これまで以上にオープンデータを推進します。
- ⌚ 区が保有する情報について、区内部の各部署間で連携して分析・活用を推進し、政策立案につなげます。
- ⌚ 高度かつ複雑化するサイバー攻撃をはじめとした情報セキュリティへの脅威に対する対策を強化するとともに、増加する情報通信基盤の最適化を発展的に検討します。

(2) 情報活用能力の向上

①情報活用能力の向上

- ⌚ 安全・安心に ICT を利用するために情報セキュリティに関する情報の収集、検討を通じた知識の普及を行うとともに、情報モラルの問題への対策を進めます。
- ⌚ 急速に進展する ICT の利活用において、ICT を活用した社会的包摂の必要性の観点から、すべての区民が情報通信の利便性を享受し、活用できるように情報格差の解消のための取組みを行います。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
電子申請による申請件数	2,700 件	3,200 件	3,700 件

出典：区調査（事業実績）

■施策体系図：情報通信の利便性の高いまちづくり

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 情報通信基盤の整備	
①さらなる区政の高度情報化	
ICT を活用した施策の推進	
区が保有する情報の活用	
情報セキュリティの脅威への対策	
行政手続きのオンライン化の推進	
社会保障・税番号制度実施に伴う「マイナポータル」等の活用	
情報通信基盤の最適化の検討	
公共データの民間開放の検討	
(2) 情報活用能力の向上	
①情報活用能力の向上	
情報格差の解消	
情報教育の推進	
区民の情報活用能力の向上	
ICT を活用した地域情報化の推進	

再掲 105 AI・RPA 等の先端技術の活用

3-5

快適な都市居住の実現



■北区基本構想

だれもが快適でゆとりある居住を実現し、ファミリー世帯の定住化を図るため、良質で多様なタイプの住宅を確保するとともに、公園、緑地などを整備し、良好な住環境の形成を図ります。また、子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯が北区に安心して住み続けられるよう居住を支援します。

■基本方針

(1) 良質な住宅の供給

区営住宅は、福祉施策と連携し、住宅セーフティネットの構築を進め、住宅困窮度が高い世帯の居住安定を図ります。既存の区営住宅は長寿命化を図るとともに、計画的に建替えを進めます。また、建物の耐震化の促進やリフォームを支援します。さらに、分譲マンションは適正な維持管理を図るために、セミナー等で管理組合を支援します。

(2) 良好的な住環境の整備

東京都やUR都市機構、民間の事業について、高齢化及び将来の人口減少に対応しうる持続可能で地域特性に応じたコミュニティの形成に配慮した、地域一体の良好的な住環境整備につながるよう誘導します。

地域や関係機関に対しては、各まちづくり事業の効果等を事前明示するなど、行政が積極的かつ丁寧に働きかけることで、事業への理解を深めてもらうとともに、協働により取り組みます。

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

子育て世帯・若年層や高齢者等が安心して暮らすことができる住生活を実現するため、住宅セーフティネット機能の検討を進めるとともに、既存住宅の流通等を促進し、定住化及び居住継続の支援を行います。

■区民とともに

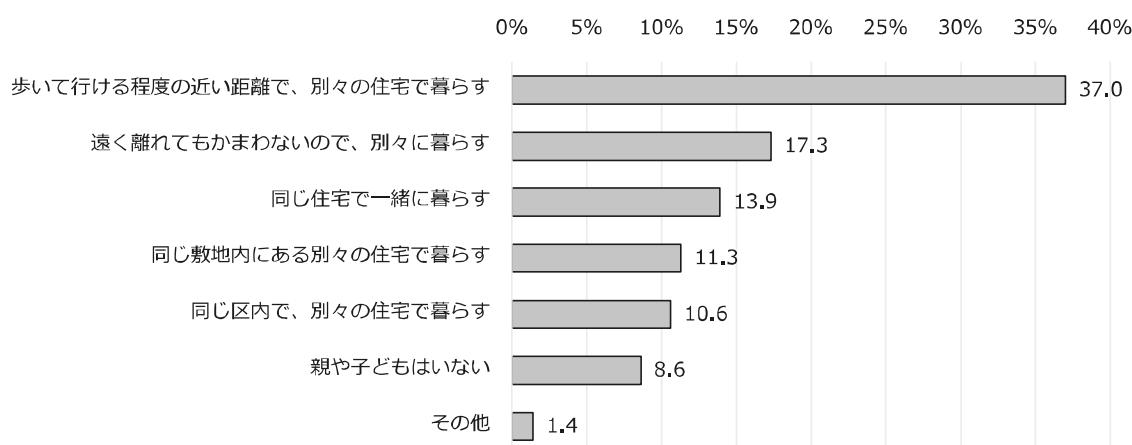
区民（NPO・事業者等を含む）への期待	区（行政）の役割
<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境や各まちづくり事業への理解を深める。 子育てファミリー層等の定住化を促進するために、地域ぐるみで子どもを育む環境の整備と機運を醸成する。 住宅確保要配慮者の住居確保に向けた支援に対する理解と協力体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 区民が住み続けたいと思う環境整備を図る。 災害等に備え、安全な分譲マンションを維持するため、意識の啓発を続けるとともに、管理組合等に対する新たな支援策を検討する。 まちづくり情報の積極的な提供を行う。 区民の主体的な地域コミュニティの形成に寄与する支援の充実を図る。 住宅確保要配慮者に対する理解と協力が得られるよう、不安を解消できるような対応策を示す。

■現状と課題

- 北区民意識・意向調査（平成30（2018）年度）の定住意思については、8割を超える方が住み続けたいという意向を持っており、長く暮らし続けることができる住まいづくりを促進する必要があります。
- 区営住宅は今後、老朽化が進むことから、順次建替えを行う必要があります。また、高齢者住宅については、順次借り上げ期間が満了することから、入居者の転居先を確保する必要があります。
- 区分所有者の高齢化等によって、管理組合が適正に機能していない分譲マンションが増加の傾向にあり、修繕計画や耐震化が進まない要因になっています。
- 市街地再開発事業や防災街区整備事業※による共同建替えにおいて、法定要件を満たすだけではなく、丁寧な合意形成と周辺まちづくりとの整合を図る必要があります。また、各まちづくり事業の活用においては、区民参加の機会を設け、理解と協力を得るように努める必要があります。
- 大規模な土地利用転換による開発においては、地権者及び事業者に対して、周辺住民の理解を得ることができる開発となるよう誘導する必要があります。また、住宅規模によって緑地やオープンスペースに加え、福祉施設の確保等も事業者に求める必要があります。
- 大規模団地の建替えによる移転に伴い既存の地域コミュニティへの影響が懸念される場面もあるため、地域のきずなづくりに寄与する取組みを事業者に求めていく必要があります。また、子育て世帯、高齢者、障害者等の支援が必要な方への配慮を求めていく必要があります。
- 新たな空き家等の発生の抑制及び空き家等の管理不全化を予防し、空き家等問題の深刻化を防ぐとともに、すでに周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家等への的確な対応が重要です。空き家等になって使用されなくなってからだけではなく、居住又は使用中のものも含め、それぞれの段階に応じた対策を講じる必要があります。
- 住宅だけでなく、教育、医療、環境等、子育て世帯が居住地を選択する理由が多様化しています。今後10年間の人口は、増加局面と推計されていますが、就職・婚姻・出産・子育て・教育等様々なライフイベントを迎える20代後半から30代前半については減少傾向となっており、良質で多様な住宅の供給を促進する必要があります。
- 住宅確保要配慮者への対応について、ハードとソフトの両面からの具体的な施策等を検討する必要があります。

※ 防災街区整備事業：防災性と居住環境の向上をめざし、権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地へ権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う都市計画事業。

親や子どもとの暮らし方について



出典：区内居住者意識調査

■施策の方向

(1) 良質な住宅の供給

①民間住宅の供給誘導

- ❖ 民間活力を活用し、様々な世帯層に対応した良質で多様な住宅の供給を促進し、良質な住宅ストックの形成を図ります。
- ❖ 十条、赤羽、王子などの「都市中心拠点」では、地域特性等を踏まえながら都市計画を適切に活用し、市街地再開発事業など土地の高度利用による良質な住宅の重点的な供給を促進します。

②公的住宅の供給・維持管理

- ❖ 区営住宅の建替えについては、長寿命化計画の改定にあわせて実施するとともに、借上げ期間満了にあわせ高齢者住宅を建設します。
- ❖ 公的賃貸住宅（都営住宅、公社住宅、UR 都市機構住宅）の整備にあたっては、良質で多様なタイプの住宅整備を要請します。また、住宅団地の老朽化等により地域全体の活力低下等が懸念される地区については、住宅団地の規模性を生かし、生活利便機能や子育て・高齢者支援など必要な機能を備えた拠点としてソフト・ハード両面から再生が図られるよう誘導します。

③住宅の維持管理・建替えの支援

- ❖ 分譲マンションの適正な維持管理や、管理組合による適切な管理が図られるよう支援を実施します。

(2) 良好的な住環境の整備

①まちづくり事業と連動した環境の整備

- ❖ 住民との合意形成と周辺まちづくりとの整合をとりつつ、防災性や利便性、緑化等様々な側面から多様なまちづくり事業と連動した整備を促進します。

②みどり豊かな住環境の整備

- ❖ 周辺住民の機運醸成を図るとともに、区民・事業者との協働により緑豊かな住環境等を整備します。

③大規模住宅団地の建替え・再生

- ❖ 周辺環境へ配慮しつつ、土地の有効利用により新たな魅力あるまちづくりを誘導するとともに、必要な施設を一体となって整備し、緑地・空地の創出等、良好な住環境を整備します。

④空き家対策の推進

- ❖ 総合的な空き家等対策の推進により、良好な住環境の形成や定住の促進、安全・安心なまちづくりを実現します。

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

①子育て世帯・若年層の定住促進

- ❖ 子育て世帯の居住水準向上と定住化促進のため、より良質で快適な住宅に居住できるよう支援します。
- ❖ 集合住宅建設時に、ファミリー向け住宅の整備を促進します。
- ❖ 子育て支援や教育環境の充実等、子育てしやすい環境づくりを進めます。
- ❖ 若年層の定住促進を図ります。

②高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

- ❖ 高齢者等のより良い住宅の確保や、継続的な居住のため、保健・医療・福祉との連携を強化し安定した居住を促進します。
- ❖ 東京都やUR都市機構等と連携し、居住環境の改善策を検討します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
最低居住面積水準未満率	13.7%	11.0%	9.0%

出典：住宅・土地統計調査

■計画事業

【087】区営住宅の建替え

公営住宅のストック活用及び長寿命化計画に基づき、区営住宅の適正修繕による長寿命化など既存住宅を活用するとともに、建替え時期を迎える区営住宅については、順次、建替え集約を実施する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6 年度)	後 期 (7~11 年度)
2 力所完成 187 戸	1 力所基本設計	2 力所完成 187 戸	1 力所完成 80 戸 1 力所基本設計	1 力所完成 107 戸
	事業費 (百万円)	5,112	2,581	2,531

【088】一人暮らし高齢者住宅建設事業

民間住宅を借り上げて一人暮らし高齢者に提供している住宅 11 棟 (212 戸) が順次契約期間満了となるため、計画的に区営の高齢者住宅を建設する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6 年度)	後 期 (7~11 年度)
2 力所完成 212 戸	1 力所整備	2 力所完成 212 戸	1 力所完成 143 戸 1 力所整備	1 力所完成 69 戸
	事業費 (百万円)	4,588	3,436	1,152

【089】空き家対策の推進

倒壊等、保安上危険な空家等による被害や事故を防止するため、管理不全な状態にある空家等の改善を進めていくほか、空家等の適正管理や利活用に関する普及啓発を促進する。

また、危険な老朽家屋を除却する費用の一部助成を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 管理不全空家の改善	推 進	推 進	推 進	推 進
普及啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
空き家の利活用	推 進	推 進	推 進	推 進
老朽家屋除却支援 事業 123件	59件	64件	50件	14件
	事業費(百万円)	113	71	42

【090】子育て・高齢者世帯等の居住支援

子育てしやすい住環境と世代間の共助を推進するため、区内に親が居住している子育て世帯が住宅の取得等をした場合や、高齢者や子育て等に配慮した三世代同居のための住宅を建設またはリフォームする場合に建設費等の一部を助成する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 親元近居助成 770 件	70 件	700 件	350 件	350 件
三世代住宅建設助成 270 件	20 件	250 件	125 件	125 件
新築 220 件	20 件	200 件	100 件	100 件
リフォーム 50 件	0 件	50 件	25 件	25 件
居住支援協議会	推 進	推 進	推 進	推 進
協定団体との連携	推 進	推 進	推 進	推 進
普及・啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
相談・支援	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費 (百万円)	272	136	136

■施策体系図：快適な都市居住の実現

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 良質な住宅の供給	
①民間住宅の供給誘導	
民間による良質で多様な住宅の供給促進	
良質な住宅ストックの形成	
②公的住宅の供給・維持管理	
良質で多様な公的住宅の整備誘導	【087】 区営住宅の建替え
住宅セーフティネット構築の推進	【088】 一人暮らし高齢者住宅建設事業
住宅ストックの有効活用	
区営住宅の建替え手法の検討	
区営シルバーピアの建設	
③住宅の維持管理・建替えの支援	
建物耐震化の促進やリフォームの支援	
分譲マンションの適切な維持・管理支援	
(2) 良好的な住環境の整備	
①まちづくり事業と連動した住環境の整備	【089】 空き家対策の推進
様々なまちづくり事業の活用	
地区計画制度の適用検討	
②みどり豊かな住環境の整備	
住宅整備に合わせた緑地やオープンスペースの確保	再掲 058 王子駅周辺のまちづくりの促進
地区計画制度の活用	再掲 059 赤羽駅周辺のまちづくりの促進
③大規模住宅団地の建替え・再生	再掲 060 十条駅周辺のまちづくりの促進
大規模住宅団地の建替え・再生にあわせた公共施設の再配置推進	再掲 061 東十条駅周辺のまちづくりの促進
避難広場機能の確保	再掲 062 板橋駅周辺のまちづくりの促進
住宅セーフティネットの充実	再掲 063 浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進
④空き家対策の推進	再掲 064 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進
空き家等の所有者等による管理の促進	再掲 065 都市防災不燃化促進事業
空き家等や除去後の跡地活用促進	再掲 066 防災まちづくり事業の推進
管理不全な空き家等の状態に応じた措置	再掲 067 木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業
(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援	【090】 子育て・高齢者世帯等の居住支援
①子育て世帯・若年層の定住促進	
ファミリー向け住宅の整備促進	再掲 008 地域密着型サービスの基盤整備
子育て世帯への居住支援	再掲 012 障害者グループホームの整備
子育て支援策や教育環境の充実	再掲 013 保育所待機児童解消
若年層への居住支援	再掲 014 放課後等における子どもの居場所の充実・確保
②高齢者・障害者世帯の居住継続の支援	
住宅の確保の支援	再掲 015 保育サービスの充実
高齢者のための住宅の提供促進	再掲 017 産前産後サポート事業
関係機関と連携した高齢者の居住環境の検討	再掲 018 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援
	再掲 019 子どもの未来応援プロジェクトの推進
保健・医療・福祉との連携強化	再掲 049 区立認定こども園の設置
	再掲 050 学校の改築
	再掲 051 学校施設の長寿命化の推進

■北区基本構想

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、区は、美しいまち並みやみどりにあふれた公園、水辺などの公共空間の整備を推進します。

■基本方針

(1) 美しいまち並みの創造

区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を積極的に守り、育て、創出します。あわせて地域美化を推進します。

(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

公園やみどりを核とし、民間活力を取り入れて崖線や水辺空間、地域のみどりを生かしたみどりのネットワークを形成します。また、みどりと調和したうるおいのある都市景観の創出等、花・みどりあふれる美しいまち並みを形成し、快適な区民生活や、訪れた人にとってやさしいまちとなるよう、まちのイメージや魅力を高めます。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・ 良好な景観に関する理解を深め、維持・発展に努める。
- ・ 開発事業者は、周辺環境に配慮した景観形成に協力する。
- ・ より良いまち並みの創造のため、自治会活動やボランティア活動等に対する理解を深める。
- ・ まちづくり説明会等に積極的に参加し、事業について理解や意見表明をする。

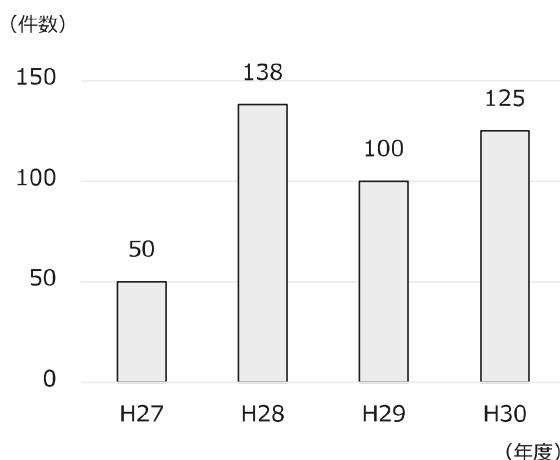
区（行政）の役割

- ・ 北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進する。
- ・ 景観まちづくり活動を支援するとともに、景観形成重点地区の指定を推進する。また、区民参加の取組みを実施するとともに、情報の提供や相談体制の充実に努める。
- ・ 区民参画・協働のまちづくりをリードする人材を育成する。

■現状と課題

- 景観法、景観づくり条例に基づく、届出制度を活用することにより、地区の特性を生かした景観づくりを誘導する必要があります。一方、景観に対する助言、指導の中には、コスト負担の増加につながるものもあるため、届出者の景観づくり計画への理解を深め、協力を得ていく必要があります。
- 地区の特性を生かした、区民や事業者の自主的な取組みによる景観づくりを進める一環として、地域住民と協働し、景観形成重点地区の指定を推進する必要があります。そのため、景観づくりに対する機運の醸成、意識啓発を行うことが重要となります。
- 高齢化を理由にボランティア活動を休止するケースが見られます。そのため、美化ボランティア制度における、活動の担い手となる団体について、学校や事業者等に参加を促す広報周知や機運醸成が重要となります。
- 計画的な公園整備を進めていますが、必ずしも個性ある魅力的な公園の整備にはつながっていません。また、全体的に公園の老朽化が進行しており、トイレ等を中心に公園施設等の清潔感や快適性が求められています。
- ボランティアの高齢化による人数の減少により、地域住民との協働により公園を管理することが難しくなってきています。
- 4つの河川に囲まれている北区の地理的特性を踏まえ、水辺空間についての活用やみどりのネットワークの形成を推進する必要があります。また、荒川河川敷地区別計画を踏まえた豊島ブロックの具体的な整備計画を検討する必要があります。

景観届出件数の推移



※H27は10月から3月までの件数

出典：都市計画課資料

■施策の方向

(1) 美しいまち並みの創造

①北区らしい景観の創出

- ❖ 区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進します。
- ❖ 大規模住宅団地の建替え等の機会を捉えて、それぞれの地域に応じた景観まちづくりを進めます。

②景観まちづくりの推進

- ❖ 地区独自の景観づくりを推進します。
- ❖ 景観形成重点地区を指定します。
- ❖ 景観に関する機運の醸成、意識啓発を進めるため、情報提供や区民参加の取組みを実施します。

③美化の推進

- ❖ 区民による自主的な取組みへの支援・誘導を行い、まちの美化に対する区民意識の向上を図ります。
- ❖ 清潔で快適なまちを維持するため、町会・自治会をはじめ地域の学校や事業者にも働きかけ、区民と協働してまちの美化を推進します。

(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

①魅力ある公園づくり

- ❖ 公園総合整備構想を策定し、北区の公園のあり方を示していきます。公園の規模に応じた役割の整理を行い、コンセプトの設定や季節感ある公園づくり等、個性ある公園づくりを進めて魅力を向上させます。
- ❖ 公園の整備・改修にあたっては民間活力の導入について検討するほか、公園施設等の適切な配置を進めることで効率的な維持管理を推進し、清潔感・快適性を向上させます。

②区民主体の身近な公園づくり

- ❖ 新たなボランティア人材の発掘や効率的な公園の管理方法について検討を行い、引き続き地域住民との協働による公園づくりを推進します。

③うるおいのある水辺空間づくり

- ❖ 4つの河川に恵まれた北区の水辺環境を生かし、にぎわいのある水辺空間の整備を進め、区民の水や川に対する親しみを深めていきます。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
①まちなみや景観に関する満足度	28.9%	31.3%	33.3%
②公園や遊び場の整備に関する満足度	31.7%	34.2%	36.7%

出典：①②北区民意識・意向調査

■計画事業

【091】景観まちづくりの推進

区民や事業者の自発的な取組みによる景観づくりを促進するため、景観まちづくりの普及啓発を行うとともに、新たに景観形成重点地区を指定し、地域に即した良好な景観づくりを地域住民と協働して推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 景観形成重点地区の 指定 6地区	4地区	2地区	1地区	1地区
景観賞 表彰3回	—	表彰3回	表彰1回	表彰2回
普及啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	68	35	33

☆【092】魅力ある公園づくり事業

区民が愛着を感じ、訪れる人にやすらぎとうるおいを与える「魅力ある公園づくり」を推進するため、区立公園・児童遊園等のあるべき姿を定め、公園等の整備、管理・運営の指針となる「公園総合整備構想」を策定する。

この構想を基に、新設公園の整備や既設公園の再整備を実施し、地域のニーズや公園施設の配置状況を考慮した公園機能の見直しを行うとともに、区外からも人を呼べるような個性ある公園づくりを進める。また、Park-PFI制度（公募設置管理制度）を活用し、公園への民間活力の導入を推進する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 公園総合整備構想 の策定及び推進	検 討	策定・推進	策定・推進	推 進
都市公園再生整備	—	4 力所完成	1 力所完成	3 力所完成
Park-PFI制度の 導入	調 査	推 進	推 進	推 進
その他の公園整備	推 進	推 進	【093】飛鳥山公園の魅力向上事業 【094】(仮称)赤羽台のもり公園の整備 【095】(仮称)滝野川三丁目公園の整備 【096】(仮称)新神谷公園の整備 【097】名主の滝公園の再生整備 【098】桐ヶ丘中央公園の拡張整備 【099】水辺空間を利用したにぎわいの 創出	
	事業費(百万円)	7	7	—

*公園整備の事業費は、各計画事業で計上している。

【093】飛鳥山公園の魅力向上事業

飛鳥山公園を区外からも人を呼べる個性ある公園として整備する。Park-PFI制度（公募設置管理制度）を活用した民間活力の導入を推進するとともに、公園整備のコンセプトを定め、サクラの樹木の更新を含めた老朽化施設の整備や「北区渋沢栄一プロジェクト」として渋沢史料館周辺の整備等を実施する。また、王子駅中央口付近の飛鳥山公園都市計画区域の未整備箇所を整備する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 個性ある公園として の整備	検 討	推 進	推 進	推 進
サクラの健全化 (診断・更新)	推 進	推 進	推 進	推 進
Park-PFI制度の導入	調 査	完 了	完 了	
拡張部分の整備	推 進	完 成	設 計	完 成
	事業費(百万円)	305	111	194

【094】(仮称)赤羽台のもり公園の整備

UR都市機構が実施する赤羽台団地の建替え計画にあわせ、防災機能を備えた都市計画公園の新設整備を行う。公園用地の一部については、東京都下水道局による工事が完了次第、区が整備する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	整 備	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	479	479	

【095】(仮称) 滝野川三丁目公園の整備

国公有地の土地利用転換にあわせ、みどりの確保・保全及び地域の防災性向上を図るため、高齢者やファミリー世代が快適に利用できるようバリアフリー化を考慮し、防災機能を備えた都市計画公園の新設整備を行う。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	設 計	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	349	349	

☆【096】(仮称) 新神谷公園の整備

老朽化した神谷公園について、施設一体型小中一貫校の施設整備を契機に、位置を変更し、施設の更新を行うことで、利便性や防災機能の向上を図る。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	—	完 成	設 計	完 成
	事業費(百万円)	233	18	216

【097】名主の滝公園の再生整備

老朽化した名主の滝公園について、入口から主要な施設への園路をバリアフリー化するなど、プール跡地を含めた一体的な再生整備を行う。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	設 計	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	1,080	1,080	

【098】桐ヶ丘中央公園の拡張整備

東京都が実施する都営桐ヶ丘団地再生計画にあわせ、公園南北の一体的な連続性を確保し、防災機能を強化した公園を整備する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6 年度)	後 期 (7~11 年度)
完 成	—	完 成	推 進	完 成
	事業費 (百万円)	—	—	—

【099】水辺空間を利用したにぎわいの創出

河川敷等の水辺空間を利用し、にぎわいの創出を推進する。赤羽岩淵ブロックについては、指定管理者制度の導入エリアを拡大し、より効果的・効率的な施設運営と区民サービスの向上をめざす。また、豊島ブロックについては、北区の特色を生かした魅力的な河川空間とするため、スポーツグラウンドの整備や自然地の再生整備を行う。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6 年度)	後 期 (7~11 年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 荒川緑地（赤羽岩淵 ブロック）の活用	推 進	推 進	拡 充	推 進
荒川緑地（豊島ブ ロック）の整備	検 討	完 成	完 成	
	事業費 (百万円)	1,552	1,339	212

施策体系図：うるおいのある魅力的な都市空間の整備

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 美しいまち並みの創造	
① 北区らしい景観の創出	
北区を特徴づける景観の保全・創出	【091】 景観まちづくりの推進
景勝地周辺地区的眺望の保全	再掲 080 無電柱化事業の推進
みどりに彩られた美しい都市空間づくり	再掲 108 トイレリフレッシュ事業
景観を損なう違法広告物等への指導	
② 景観まちづくりの推進	
景観に対する自主的な取組みの促進	
③ 美化の推進	
協働による地域美化の推進	
(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成	
① 魅力ある公園づくり	
大規模な土地利用転換の際の公園整備	【092】 魅力ある公園づくり事業
特色ある緑豊かな空間整備	【093】 飛鳥山公園の魅力向上事業
地域の特色を生かした公園整備	【094】 (仮称) 赤羽台のもり公園の整備
老朽化した公園の再整備	【095】 (仮称) 滝野川三丁目公園の整備
公園不足地域への重点的対応	【096】 (仮称) 新神谷公園の整備
民間活力による公園の整備・維持管理	【097】 名主の滝公園の再生整備
② 区民主体の身近な公園づくり	
身近に親しめる公園づくりの推進	【098】 桐ヶ丘中央公園の拡張整備
区民との協働による公園づくりの推進	【099】 水辺空間を利用したにぎわいの創出
③ うるおいのある水辺空間づくり	
区民に親しまれる水辺空間の整備	再掲 108 トイレリフレッシュ事業

3-7

持続的発展が可能なまちづくり



■北区基本構想

将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、区民や事業者は、一人ひとりが地球に住み、暮らし、活動する「地球市民」として、地球環境に負担の少ないライフスタイルや事業活動への転換を図ります。

また、区、区民、事業者は、それぞれの責務を果たすとともに、ボランティア・市民活動団体を含めた連携、協働を進め、資源循環型システムを構築します。

さらに、新たな環境汚染問題にも取り組みます。

■基本方針

(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換

既存事業の有効性の評価を適切に行い、地球温暖化対策に係る活動の主体となる区民・事業者の参画を様々な場面で促進し、各主体が連携して取り組めるようなくみづくりを推進します。また、北区役所は区内最大の事業者として、省エネルギー、省資源な環境配慮行動を自ら実践し、区民・事業者の模範となるよう率先的な取組みをめざします。

(2) 資源循環型システムの構築

区民・事業者・区が協働で3R※を推進し、さらなるごみの減量化事業と有害な廃棄物の適正処理を実施します。また、災害時に発生する廃棄物を迅速に処理できる体制を整備し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちを実現します。

(3) 良好的な生活環境の保全

北区を取り巻く環境の状況を把握し、区民への情報提供を継続するとともに、事業者への適切な指導・助言や、多様化する公害相談への柔軟な対応を通じて、さらなる公害低減を図ります。また、指定喫煙場所の環境改善を検討・実施し、喫煙マナーを向上させ、喫煙者、非喫煙者が共存できる環境を創出します。

※ 3R：リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（資源化）

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待	区（行政）の役割
<ul style="list-style-type: none">・省資源・省エネ型の機器設備の導入や家庭でのエネルギー使用量の目標を立て、実行する。・環境学習講座等へ参加し地域の環境保全活動の担い手として活躍する。・ごみ減量やリサイクル活動の取組みを行う。・公害を未然に防ぐため地域で協力して周辺環境に配慮する。・喫煙マナー向上のための啓発キャンペーンを区と協働で実施、推進する。	<ul style="list-style-type: none">・低炭素型のライフスタイル・ワークスタイル普及に向けた支援制度や施策の情報発信を行う。・環境教育・環境学習の機会を創出するとともに、地域における区民主体の環境活動を支援する。・自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援を実施するとともに、特に環境負荷の低減に向けて効果の高い2R（発生抑制・再使用）の普及・啓発を充実させる。・公害の未然防止のための情報発信、また公害苦情について当事者間での問題解決が図れるよう支援する。・指定喫煙場所の環境改善及び条例の周知・啓発を充実させる。

■現状と課題

○国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」による重点戦略の設定や気候変動適応策の法制度化等、環境に関する新たな視点が取り入れられ、方策を検討する必要があります。また、「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画（平成29（2017）年度）」の改定に関する「区民意識調査（平成29（2017）年度）」では、新エネ・省エネ機器等に関する情報の提供についての評価が低く、区民の望む情報を提供できていないことが懸念されています。

○子どもから大人まで様々な世代における環境教育・環境学習の機会の確保・提供をしていく必要があります。また、「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画（平成29（2017）年度）」の改定に関する区民意識調査では地球温暖化問題について、重要と考える人の割合が9割と高く、学習の機会の場の提供が望まれています。

○環境負荷の低減に、より高い効果が期待できる2Rの推進が求められています。また、環境負荷の低減に关心がない人や外国人、高齢者にわかりやすい周知の実施等、新しい普及・啓発事業が必要となっています。

○区内総人口の増加による家庭ごみの排出量の増加や、日本経済の緩やかな回復基調による事業系ごみの増加が考えられます。また、ごみ減量に効果的な施策が必要となっています。

○有害な廃棄物の適正処理を行うとともに、災害廃棄物を迅速かつ適正処理できる体制を構築する必要があります。また、有害な廃棄物への対応については、「水銀に関する水俣条約（平成29（2017）年8月16日発効）」で水銀含有廃棄物の厳格な取扱いが求められています。

さらに、災害廃棄物処理体制の構築では、震災廃棄物を迅速かつ適正に処理するために策定する「北区災害廃棄物処理計画」に基づき、体制整備を行うとともに、都市型の洪水等、地球環境の変化に伴う新たな災害への対応が求められています。

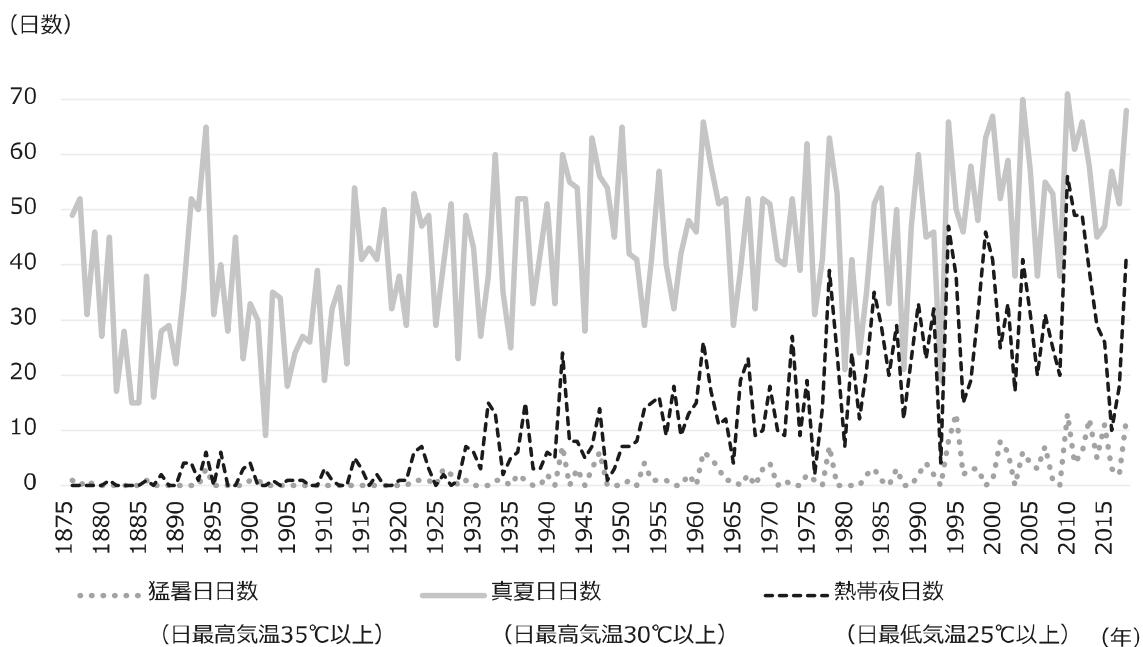
○アスベスト及び土壤汚染対策等、漸次強化される規制への迅速な対応が求められています。

また、多様化していく公害苦情や、住工混合による騒音・振動・悪臭問題の顕在化について、きめ細やかな対応が求められています。さらに、事業所から発生する騒音・振動に対する相談に加え、近所のクー

ラーやピアノ等の生活騒音に対する相談が引き続き寄せられています。

- 羽田空港における新飛行経路の運用及び国際線増便による航空機騒音への対応や、石神井川に適用される環境基準が平成29（2017）年度に強化されたことで新たに監視項目となった、大腸菌群数の環境基準達成が新たな課題となっています。引き続き、大気、水質、騒音、振動等の状況把握が必要となっています。
- 東京都受動喫煙防止条例により、原則屋内禁煙となったため、屋外における喫煙者の増加に伴うポイ捨てや歩行喫煙、受動喫煙に対する苦情への対応策が求められています。
- 現に人が居住している、廃棄物の堆積に起因する管理不全な家屋及びその敷地が、居住者本人及び近隣住民の生活環境を損なっています。

東京における猛暑日・真夏日・熱帯夜



出典：気象庁気象観測資料

■施策の方向

（1）環境に負担の少ないライフスタイルへの転換

①再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取組み

- ❖ 新エネ・省エネ機器等導入助成をはじめとするスマートエネルギーの利活用推進のほか、気候変動の影響による被害の回避・軽減といった適応策の視点という両輪から地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会の実現をめざします。

②啓発活動・環境学習の充実

- ❖ 地球温暖化対策を支える担い手及び地域循環共生圏の形成等に向けた地域課題の解決に取り組む人材の育成・確保を行います。
- ❖ 環境活動・エコ活動に取り組むための場を創出することなどにより、区民全体の環境に関する関心を高めていきます。

(2) 資源循環型システムの構築

①区民・事業者・区の協働による3Rの推進

- ❖ 循環型社会を構築するために、区民・事業者・区がごみ減量に向けて、それぞれの責務を果たすとともに、3Rを推進する事業として町会・自治会と協働で取り組んでいる「びん・缶のリサイクル」等の事業を実施し、普及・啓発に努めます。

②さらなるごみの減量化と資源の有効利用の推進

- ❖ ごみ減量のための事業やごみの発生自体を抑制する普及・啓発事業等を引き続き実施するとともに、食品ロス対策等、新たな事業を、様々な視点や環境負荷のない方法で実施します。

③安全で安心なごみの適正処理の推進

- ❖ 有害な廃棄物や適正処理困難物については、区が主体となって実施可能な事業を中心に適正処理を推進する施策を展開します。
- ❖ 災害廃棄物については、国や東京都の災害廃棄物処理体制を注視しつつ、「北区災害廃棄物処理計画」を踏まえて処理体制を構築します。

(3) 良好的な生活環境の保全

①公害の防止・抑制

- ❖ 産業型公害防止のための適切な指導や助言を行い、情報を発信します。
- ❖ 多様化する公害苦情に柔軟に対応するため、関係部署との連携を図るとともに、当事者間で解決できるよう支援します。
- ❖ 身近な都市・生活型公害防止のための啓発・情報発信を行います。

②区を取り巻く環境の把握と保全の取組み

- ❖ 大気や水質、騒音、振動等の測定を行うことで、区を取り巻く環境を把握し基準等の適合状況を監視するとともに、区民に情報を提供します。また、状況に応じて、東京都や関係機関と連携し対応します。

③喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

- ❖ 指定喫煙場所の環境改善等、屋外における喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整備します。

④廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応

- ❖ 居住者に寄り添った福祉的支援を行い、解決が困難なケースについての対応を検討します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現状 (元年度)	中間 (6年度)	最終 (11年度)
区内温室効果ガス排出量	1,167千t-CO ₂	1,046千t-CO ₂	956千t-CO ₂

出典：第2次北区地球温暖化対策地域推進計画

■計画事業

☆ 【100】低炭素社会の促進と気候変動への適応

「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」で掲げる新エネ・省エネ機器等の普及促進を図るため、区民（一般住宅・集合住宅）や区内中小企業に対して機器導入費用を助成する。

また、次世代エネルギー利活用の推進のため、区内への水素ステーションの誘致を図る。

地球温暖化に対しては、温室効果ガスを減らす「緩和策」を行う一方、集中豪雨等による水害対策や熱中症対策など、気候変動への「適応策」の重要性も高まっており、北区における気候変動適応方針の検討を行う。

所管部：生活環境部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 新エネ機器等導入助成	推 進	推 進	推 進	推 進
一般住宅 7,300 件	4,800 件	2,500 件	1,250 件	1,250 件
集合住宅 350 件	100 件	250 件	125 件	125 件
中小企業 305 件	105 件	200 件	100 件	100 件
水素ステーション誘致	—	完 成	完 成	
気候変動適応策の推進	—	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	317	163	153

☆ 【101】ごみの減量化と資源の有効利用

区民へのきめ細かい情報提供を行い、ごみの発生・排出抑制を促すとともに、資源として再生利用ができるものについては、可能な限り資源化を行うことにより、ごみの減量化と資源の有効利用を図る。

所管部：生活環境部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	推 進
(内訳) 普及啓発	検 討	推 進	推 進	推 進
排出抑制・資源化	検 討	推 進	検討・推進	推 進
	事業費(百万円)	—	—	—

■施策体系図：持続的発展が可能なまちづくり

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換	
①再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取組み	
新エネルギー・省エネルギーの利用促進	
集合住宅や事業所の新エネ・省エネ化	
省資源・省エネルギーへの取組み促進	
区内事業者の環境への取組み支援	【100】低炭素社会の促進と気候変動への適応
区有施設の省エネルギー化への取組み	
環境を考慮した学校施設	
地域エネルギー有効利用等の検討	再掲 102 持続可能な社会に向けた環境学習
災害時に活用可能なエネルギーの検討	
②啓発活動・環境学習の充実	
体系的な環境学習システムの構築	
持続的発展可能なまちづくり・人づくりのための啓発・学習の推進	
(2) 資源循環型システムの構築	
①区民・事業者・区の協働による3Rの推進	
自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援	
多様な広報活動の推進	
②さらなるごみの減量化と資源の有効利用の推進	
「発生抑制」「排出抑制」の推進	
生ごみ対策、紙類の資源化	
資源回収拠点の拡大	
金属資源回収システムの構築	【101】ごみの減量化と資源の有効利用
地域特性を生かしたきめ細やかなごみ収集	
家庭ごみ有料化の検討	
事業者の実態把握と排出指導の徹底	
③安全で安心なごみの適正処理の推進	
資源回収とごみ収集の一体的運営の検討	
有害廃棄物・適正困難物の適正処理の推進	
災害廃棄物の処理体制の構築	
(3) 良好的な生活環境の保全	
①公害の防止・抑制	
都市・生活型公害の相談対応や情報提供	
産業型公害の監視・規制・指導の推進	
②区を取り巻く環境の把握と保全の取組み	
大気、水質、騒音、振動等の状況把握や情報提供	
土壤汚染のリスク管理	
③喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出	
喫煙者と非喫煙者の共存	
④廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応	再掲 003 たばこ対策総合支援事業
廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応	

3-8

自然との共生



■北区基本構想

自然は、私たちの快適な生活環境や生態系にとって、かけがえのないものです。区は、区民とともに、多様な生物のすむ自然環境を保全、創出し、自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創造します。

■基本方針

(1) 自然環境の保全・創出

みどりの多いまちの形成に向けて、区民がみどりの価値や自然環境について学ぶ環境学習の充実を図るとともに、講座修了生の活躍の場の形成に向けた取組みを推進します。

(2) 環境緑化の推進

公共施設及び民間施設の適切な緑化基準の検討を行うとともに、民有地の緑化に関する助成制度、みどりの協定、美化ボランティアといった、区民単位の活動に対して支援を行います。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・みどりや多様な生物と親しむ機会を持つ。
- ・自然環境についての関心、理解を深める。
- ・みどりの保全活動に参加する。
- ・美化ボランティアへの参加等、地域の緑化推進を図る。
- ・民有地における緑化の維持推進を図る。

区（行政）の役割

- ・自然環境の保全、生物多様性についての啓発を行う。
- ・環境学習講座の充実、周知を図る。
- ・地域で活躍する人材の育成を行う。
- ・地域コミュニティと協働して、地域の緑化推進を図る。
- ・緑化に関する助成制度の普及、適正な運用に努める。

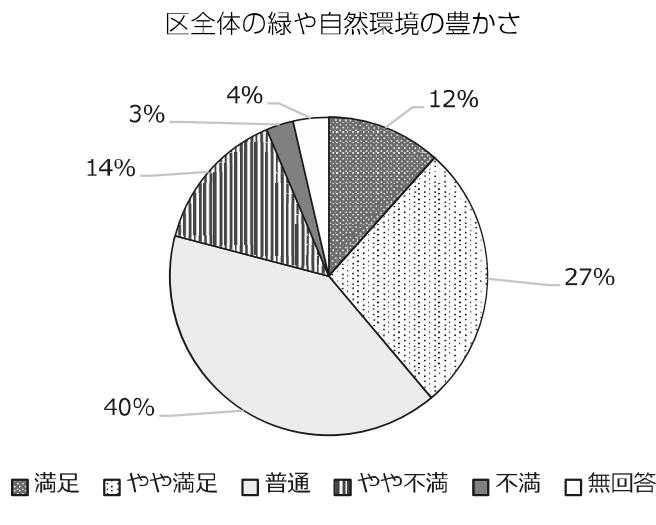
■現状と課題

○野生生物の生息・生育環境を確保するため、生物多様性に配慮した自然環境の保全、外来種についての情報、駆除の必要性について情報発信を進める必要があります。また、外来種に関する情報発信については、区民の不安をあおらないようにする必要があります。

○自然環境について区民の理解と関心を深めるために、幼少期から大人までの継続的な環境学習の機会と学習内容の充実を図る必要があります。また現状では、学習の成果を実際に発揮できる活躍の場がそれほど多くありません。

○生物多様性保全のほか防災や気候変動適応の観点からも、市街地の緑化推進が重要であり、そのためには緑化に関する基準や助成制度の見直し等が必要です。

○地域の緑化に意欲のある区民、町会・自治会等地域コミュニティや事業所を継続的に支援するしくみが必要です。



出典：緑に関する意識意向調査

■施策の方向

(1) 自然環境の保全・創出

①自然環境の保全・創出

- ⌚ 生物多様性の観点から樹林や河川敷草地、自然を生かした公園等における自然環境の保全を行い、身近にみどりと触れあうことのできる環境を創出します。
- ⌚ 家屋被害をもたらす外来種の情報発信をはじめ、生態系への影響等、外来種に起因する問題等に関する区民の理解醸成を図ります。

②自然観察や環境学習の充実

- ⌚ 区民自ら環境について考え方行動できるようになることを目的に、環境に関するふれあい・啓発事業、学習の機会拡大や内容充実に取り組みます。
- ⌚ 小・中学校において自然観察や体験活動を取り入れ、環境学習の充実を図ります。
- ⌚ 区民や学校、事業者等と協働し、環境学習の場となる自然環境の適切な維持管理を行います。

(2) 環境緑化の推進

①まちなかの緑化

- ⌚ 公共施設や民間施設及び民有地の緑化を推進し、区民の生活に豊かさやうるおいを与えるとともに、オープンスペースの確保等による都市防災への寄与、二酸化炭素吸収等による地球環境への寄与等、みどりの持つ多様な機能に着目して、快適かつ安全・安心で自然ゆたかな都市環境を創造します。

⌚ 公共施設や民間施設の緑化基準を適切に見直すとともに、建物の緑化や生垣、保護樹木等に関する助成制度の拡充により、民有地における緑化をさらに推進します。

②地域緑化のしくみづくり

⌚ 地域で花やみどりを育てることを通じていきいきとした地域コミュニティが形成され、区民一人ひとりが身近にみどりに親しみ、自主的な緑化活動を継続して行うことができるよう支援します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
緑被率	18.43%	19.00%	20.00%

出典：平成 30 年度北区緑の実態調査報告書

■計画事業

☆【102】持続可能な社会に向けた環境学習

自治体における「持続可能な開発目標 SDGs」の達成に向け、「環境」に関する取組みとして、自然・みどりの分野では北区環境大学、地球温暖化対策の分野では省エネ道場など、あらゆる世代に向けた生涯学習としての環境学習事業を実施する。特に子どもたちに対しては、森林整備体験事業など、多様な学習の場を提供する。

また、一定の講座を修了した区民を環境リーダーに認定し、身についた知識等を地域に還元するしくみを構築し、「持続可能な社会の担い手育成」を図る。

所管部：生活環境部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
(内訳) 子ども環境学習事業	推進	推進	拡充	推進
子ども環境大学 9,150人	2,400人	6,750人	3,250人	3,500人
ジュニア環境リーダー ^{養成講座} 200人	検討	200人	100人	100人
省エネ道場 3,000人	700人	2,300人	1,100人	1,200人
森林整備体験事業	—	推進	拡充	推進
環境リーダー認定者数 300人	検討	300人	150人	150人
	事業費(百万円)	102	56	46

■施策体系図：自然との共生

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 自然環境の保全・創出	
①自然環境の保全・創出	
生物多様性の保全	
外来種に関する情報発信	
身近にみどりとふれあう場の創出	
野生生物の生息場所づくり	【102】持続可能な社会に向けた環境学習
②自然観察や環境学習の充実	
自然環境を学ぶ場や機会の充実	
小・中学校における環境教育の充実	
野生生物情報の周知	
自然環境調査の推進	
(2) 環境緑化の推進	
①まちなかの緑化	
公共施設や民間施設の緑化の推進	
助成制度による民有地の緑化の推進	
②地域緑化のしくみづくり	
地域緑化のしくみづくり	
重点的な地域緑化の推進	

基本目標 4

基本計画推進のための区政運営

4-1

区民と区の協働によるまちづくりの推進

■北区基本構想

「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という考え方のもとに、区民と区は、良好なパートナーシップを構築し、協働してまちづくりを進めます。

区は、区政の様々な場面への区民参画を推進するとともに、わかりやすく開かれた区政を推進します。

■基本方針

(1) 区民参画の推進

「区民とともに」という区の基本姿勢を踏まえ、まちづくりの主役である区民が区とともに地域の課題に目を向け、解決に向けて協働していくことのできるしくみづくりを行います。

(2) わかりやすく開かれた区政の推進

開かれた情報公開を行い、説明責任を果たすことにより、区民との信頼関係を築きます。また、区民とともに区政の課題について考えていくよう、双方向の情報受発信を積極的に展開します。

(3) 責任ある協働の推進

区民、町会・自治会、NPO・ボランティア団体、大学等の教育機関、企業、商店街等、様々な主体との交流・連携を強化して、それぞれの特性を生かした協働によるまちづくりを推進します。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

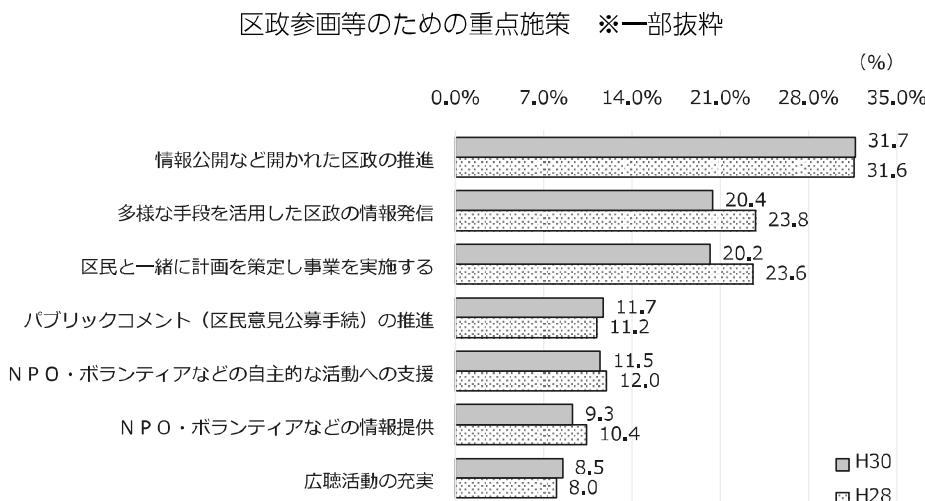
- ・区のアンケートや調査に協力する。
- ・広報紙等を通して区政情報に関心を持つ。
- ・パブリックコメントやワークショップ等に参加する。
- ・地域の問題に目を向け、区に意見の発信や提案を行う。
- ・地域活動や町会・自治会活動に参加する。

区（行政）の役割

- ・政策形成の過程において、十分に区民の意見を踏まえる。
- ・区政に関する情報を多様な手段を活用して発信する。
- ・それぞれの地域にふさわしい公共サービスを区民とともに展開する。
- ・区民や地域活動団体、大学等の教育機関、企業、商店街といった様々な活動主体と連携・協働する。

■現状と課題

- 時代とともに複雑化・多様化する区民のニーズに的確に対応していく必要があります。そのためには、区政に関心のない人だけでなく、区政に関心がありながら区政参画や地域活動への参加をしたことのない人、特に若い年代の人たちへの働きかけが重要となります。また、公共施設等の自主管理運営等、地域住民の高齢化等に伴う担い手不足が課題となっている例が見られ、地域への貢献・区政への参加をしたいと考えている人を十分に掘り起こせているとはいえません。
- 区民との協働によるまちづくりを進めていくためには、様々な情報をわかりやすく発信していく必要があります。また、区民との信頼関係を構築するためには、積極的な情報公開や適正な公文書の管理によって、行政の透明性を確保しなければなりません。
- 北区ニュースの内容の充実に加え、多様な手段による区政情報発信が、特に若い世代へのアプローチとして必要です。区民が区政に関心を持つためには、区の課題を区民と共有することが重要であり、そのためには区政情報の発信だけでなく、区民の声を積極的に区が収集・把握することが必要となります。
- 多様な区民のニーズや地域課題にきめ細かく対応し、地域の実情に即したまちづくりを進めていくためには、地域社会を構成する様々な主体との協働が不可欠です。NPO・ボランティア団体等の先駆性や創造性、柔軟性、大学等の教育機関の専門性等、領域を超えた団体同士のネットワークを生かした取組みを推進する必要があります。
- 地域課題の解決に向けた活動を行う団体や企業が、活動を継続的かつ活発に行なうことができるよう、活動の場の提供だけではなく、団体同士のネットワークづくりが重要となります。



出典：北区民意識・意向調査

包括協定締結大学

締結年度	大学名
平成 22 年度	東京家政大学・東京家政大学短期大学部
平成 23 年度	学校法人東洋大学
平成 24 年度	学校法人帝京大学
平成 25 年度	女子栄養大学
平成 26 年度	学校法人東京成徳学園
平成 29 年度	国立大学法人お茶の水女子大学

■施策の方向

(1) 区民参画の推進

①区民参画の推進

- ❖ 区民の区政への参加を促進するため、幅広い世代の多様な区民のニーズを取り込み、活躍の場へとつなぐしくみづくりを行います。
- ❖ 地域コミュニティの形成や地域の課題解決に貢献することへのやりがいを持てるよう、気軽に参加できる活動を通した区政参画のきっかけづくりを行います。
- ❖ 区と区民が地域の課題を共有し、地域の実情に即した事業を協働して推進します。

(2) わかりやすく開かれた区政の推進

①情報公開と透明な行政運営の推進

- ❖ 積極的な情報公開により行政活動についての説明責任を果たすことで区民との信頼関係を築き、透明性の高い、区民に開かれた区政を実現します。

②情報発信型区政の展開

- ❖ 様々な情報手段を活用して広報・広聴機能を充実させ、区民一人ひとりに必要な情報や関心のある情報が的確に届くようにします。
- ❖ 区政の課題を区民とともに考えていけるよう、SNSを活用した双方向の情報受発信を積極的に展開します。

(3) 責任ある協働の推進

①協働の推進

- ❖ 行政だけでなく、区民もまた公共サービスの担い手であるという意識のもと、職員の協働に対する理解促進を図り、区政の様々な分野における協働の機会を拡充します。
- ❖ 行政と地域の様々な主体をつなぎあわせる協働の推進体制の強化を図ります。
- ❖ 大学や企業の知的資源やノウハウ、多様な人材やネットワークを生かした連携事業を推進し、その取組みの成果を広く周知して、より質の高いまちづくりにつなげます。

②公益的活動の支援

- ❖ 区民、NPO・ボランティア団体や企業等、社会貢献活動を行う団体に対して、情報提供や相談体制の充実、ネットワークの強化を図ります。
- ❖ 協働事業に対して適切な評価を行い、事業や活動の定着、運営団体の自立を促進します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11年度)
① 地域活動に参加したことがある人の割合	14.80%	16.00%	17.00%
② 東洋大学との連携事業数	21 事業	30 事業	40 事業

出典：①北区民意識・意向調査、②区調査（事業実績）

■計画事業

☆ 【103】地方創生に向けたSDGs推進事業

将来にわたって成長力を確保し、持続可能なまちづくりと地域活性化を推進するために、北区らしさを生かしながら、区民・事業者等とも連携を図り、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標達成に資する取り組みを推進する。

所管部：政策経営部・各所管部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) SDGsの普及啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
シェアリング エコノミーの推進	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	—	—	—

【104】東洋大学と連携した地域活性化の推進

東洋大学情報連携学部の開設に加えて、令和3年にはライフデザイン学部が赤羽台キャンパスに移転することを見据え、さらなる連携事業の充実を図る。

所管部：政策経営部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	
	事業費(百万円)	—	—	—

■施策体系図：区民と区の協働によるまちづくりの推進

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 区民参画の推進	
①区民参画の推進	
区民参画の機会と場の拡充	
様々な場面での区民参画の推進	
区民ニーズの把握	
区民参画のきっかけづくり	
(2) わかりやすく開かれた区政の推進	
①情報公開と透明な行政運営の推進	
透明な行政運営の推進	
情報公開の推進	
監査機能の強化	
②情報発信型区政の展開	
広報活動の充実	
様々な情報手段の活用	
広報・広聴機能の充実	
(3) 責任ある協働の推進	
①協働の推進	
連携・協働体制の強化	
協働に対する理解促進	
協働の機会の拡充	
②公益的活動の支援	
社会貢献活動の支援とネットワークの強化	
活動の定着と運営団体の自立支援	
	【103】 地方創生に向けた SDGs 推進事業 【104】 東洋大学と連携した地域活性化の推進 再掲 004 地域見守り支えあい事業 再掲 005 生きがいづくり支援事業 再掲 014 放課後等における子どもの居場所の充実・確保 再掲 033 地域のきずなづくり推進プロジェクト 再掲 109 北区渋沢栄一プロジェクトの推進

4-2

計画的・効率的な行財政運営の推進

■北区基本構想

区は、基本構想の実現をめざして、総合計画として基本計画と実施計画を策定し、計画的、効率的な行財政運営を推進します。そして、行財政改革を進め、柔軟で強じんな行財政体質を築くとともに、簡素で機能的な組織・機構を実現します。

また、より一層効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、既存の公共施設の有効活用を図ります。さらに、区政推進の担い手となる職員の一層の資質向上を図ります。

■基本方針

(1) 計画的な行政運営

「区民とともに」という区の基本姿勢、協働精神のもと、計画的に区政を推進します。

(2) 健全な財政運営

長期に渡って安定した財源を確保するとともに、積極的な行財政改革により、柔軟で強固な財政基盤を築きます。

(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現

内部統制を推進し、区民から信頼される効果的かつ効率的な組織づくりを進めます。

(4) 職員の資質の向上

区民から信頼され、区政や職場の課題解決に主体的に取り組む職員の育成と職場づくりに努めます。

(5) 効率的な行政サービスの提供

区の明るい未来を築き、区民の満足度を向上させていくよう、将来を見据えた持続可能な施策・事業展開を可能とする行財政システムを構築します。

(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用

区民福祉の向上に向けて、新庁舎をはじめとした公共施設の整備を進めるとともに、社会状況や民意識の変化等、様々な観点から適切な公共施設のマネジメントに取り組みます。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待	区（行政）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の行政計画、予算内容に关心を持つ。 ・ 区の財政状況、税金の使われ方を理解する。 ・ 庁舎をはじめとした様々な区の施設に対し、その機能や必要性について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政や社会動向の見通しに基づいた計画の立案を行う。 ・ 健全な財政運営を維持し、新たな財源確保の検討を行う。 ・ 複雑化・多様化する行政需要や業務の質及び量の変化に対応できる組織づくり、職員の育成を行う。 ・ 効率的な経営改革手法の活用を検討する。 ・ 長期的な視点で公共施設の配置方針、維持管理方針を立てる。

■現状と課題

- 限られた資源の中、社会情勢の変化に伴い、多様化・複雑化する行政需要に的確に対応していくためには、各種計画や部門間の調整を図り、財政計画と整合性のとれた具体的で実効性のある事業計画を策定し、適切な進行管理のもとに事業を進めていく必要があります。
- 地方分権が進む一方、先行き不透明な経済情勢に加えて特別区相互間で税源の偏在がある中、区の財政基盤をより強固なものとするため、行政水準の均衡確保、事務事業の分担に見合う税財源の配分や移譲が必要です。
- 景気や将来の行政需要の変動に対応できる財政計画が必要です。
- 学校改築や公共施設の更新、まちづくりの推進等、将来に渡って多くの課題が存在します。
- 区が直面している課題への意識を区民と共有するため、区の財政状況や資源投入についての方針を区民に理解してもらう必要があります。
- 時代とともに目まぐるしい速さで変化していく区民のニーズに、迅速かつ的確に対応するための組織体制が必要です。
- 事務改善の見直しや公民の役割分担を意識した執行体制の構築により、効率的な事務処理、限られた人材の効果的な活用につなげていくことが必要です。
- 財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するために内部統制制度を導入することとしています。
- 区政の担い手である職員一人ひとりが「区民とともに」という基本姿勢を強く認識し、職務遂行能力や全体の奉仕者としての意識向上が、区民との信頼関係構築のために必要です。
- 複雑化・多様化する行政課題に対応するためには、専門性・特殊性の高い業務を担うことができる、高いプロ意識を持った人材を育成する必要があります。
- 若手職員の増加による、職員構成の変化を踏まえ、ノウハウの蓄積と継承が着実に行われる職場づくりの推進が必要です。
- 職員の公務へのモチベーションの向上のためには、公務員の働き方改革や、定年延長等、今後、予想される社会情勢や制度の変化に適切に対応可能な人事管理・人事評価システムの構築が求められています。
- 行政手続きのオンライン化や、区が保有する多岐に渡る情報資産を効果的に活用できるしくみが求められ

ています。また、行政情報をサイバー攻撃等から守るために、新しい技術を活用したセキュリティ対策が必要です。

○基礎自治体として区民生活を支えるため、迅速で正確な行政サービスの提供に努め、区民満足度の向上を図る必要があります。

○区は公民の役割分担を明確にしながら、民間団体やNPO等「公」を担う多様な主体と連携を図り、質・量ともに増大していく行政需要に的確に対応していかなければなりません。

○区民サービスの財源となる区税等の収入率の向上、施設利用料や手数料等の受益者負担の適正化は、公平性の確保という観点からも重要です。

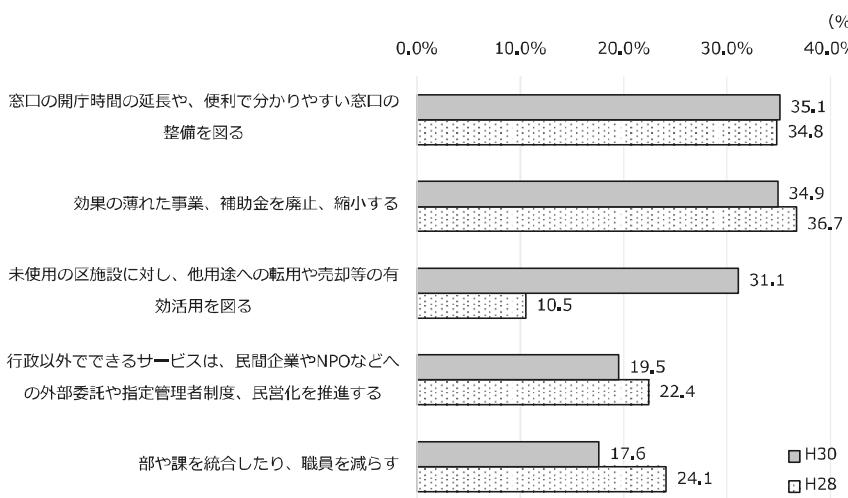
○内部努力の徹底、事務事業の見直しや再構築を進めていくためには、これまでの実施方法や内容についての十分な検証が必要です。

○新庁舎の整備については、社会動向等を踏まえた行政サービスのあり方を検討するとともに、建設予定地の周辺状況を考慮しながら取組みを進める必要があります。

○今あるすべての公共施設に大規模改修や改築等の対応をしていくことは財政的に難しいため、人口動向や区民意識の変化を捉え、優先順位を明確にした改修等を進める必要があります。

○学校施設跡地や遊休施設等の区有財産は、地域の発展という観点のほか、財源確保の観点から貸付・売却を含めた検討を行う必要があります。

区の経営改革への期待 ※一部抜粋



出典：北区民意識・意向調査

■施策の方向

(1) 計画的な行政運営

①計画的な行政運営

⌚ 中長期的な視点で社会経済動向を的確に展望しながら、「区民とともに」という基本姿勢のもと、限られた資源の重点的・効果的な配分を行い、「北区基本構想」で定められた将来像の着実な実現をめざします。

(2) 健全な財政運営

①自主財源の拡充

- ❖ 区税等の自主財源確保に努め、財政の健全性を維持します。
- ❖ 行政需要に対する適正な財源措置や都区財政調整制度※の適正な運用を、国や東京都に要請していきます。

②基金・区債等の計画的活用

- ❖ 将来に向けた基金の積立・運用を行うとともに、償還負担のシミュレーションを行うなど、計画的な区債の活用に努めます。

③持続可能な行財政システムの構築

- ❖ 新たな経営改革プランに基づき、さらなる経営改革の推進と効率的な行政サービスの提供に向けた取組みを進めます。

④財政状況を区民と共有

- ❖ 地方公会計制度※を活用した、わかりやすい財政状況の資料作成、公表を行います。

※都区財政調整制度：都区の事務配分に応じた財源の振り分けと、一定水準の行政サービスを提供できるようにするために、東京都と23区及び23区相互間の財源を調整するしくみ。

※地方公会計制度：現金の収入支出だけでは明らかにしにくい経費や、資産・負債の状況を明らかにできる「発生主義」による会計処理を行い、地方自治体が所有する資産・負債や資金の流れに関する情報を総合的・一覧的に把握しようとする制度。(従来の方法は、現金の収支に着目した「現金主義」。)

(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現

①組織・機構の改革

- ❖ 機能的かつ効率的で、社会や行政需要の変化に対応できる弾力性のある組織体制、関係所管が協力・連携しあえる横断的な組織体制を構築します。

②職員定数の適正管理

- ❖ 限られた人材を効果的に活用する職員配置を行うとともに、外部化やIT技術の導入によって総職員数の適正化を図ります。

③内部統制の推進

- ❖ リスク対応のPDCAサイクルを徹底し、事務の適正な執行を確保します。

(4) 職員の資質の向上

①職員研修の充実

- ❖ 区民とともに協働のまちづくりを推進する職員、多様な考え方を尊重し、高い倫理観を持って行動できる職員を育成します。
- ❖ 事務処理・コミュニケーション能力の向上を図り、区民から信頼される職員を育成します。

②人材が育つ職場づくり

- ❖ OJT等により、職場全体で人材育成する職場づくりを推進します。

③人材育成の視点に立った人事管理

- ⌚ 職員の能力を発掘し、長期的視点に立った人事管理、職員が明確な目標を持って業務に取り組み、成果が評価される人事管理、社会情勢や制度の変化に適応した人事管理を行います。
- ⌚ 専門性・特殊性の高い業務のノウハウを確実に継承し、実務に精通した人材を育成できる職員配置を行います。

(5) 効率的な行政サービスの提供

①行政情報化の推進

- ⌚ 新たな技術を取り入れた情報通信基盤全体のさらなる最適化を図り、人口動態の変遷等に対応するAI等のICTを活用した施策を推進します。
- ⌚ 区が保有する多種多様な情報資産のセキュリティ対策を強化するとともに、オープンデータ化や庁内における情報共有を推進し、施策への反映や民間視点での活用を図ります。

②行政サービス提供体制の整備

- ⌚ 便利でわかりやすい窓口を整備するとともに電子申請・電子納付を推進することで、身近で容易な行政サービスの提供を行います。
- ⌚ AI等先端技術を活用した事務の効率化や区民サービスの向上を図ります。

③民間活力の活用

- ⌚ 多様化する区民ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、民間事業者やNPO等様々な主体と連携し、それぞれの強みを生かした施策を推進します。

④受益と負担の適正化

- ⌚ ワンストップ納付相談窓口や債権管理条例の適正な運用によって、区税等の収入率の向上を図ります。
- ⌚ 受益者負担の原則があてはまる行政サービスについては、使用料・手数料の定期的な改定等により、受益者負担の適正化を進めます。

⑤行政評価システムの活用

- ⌚ 事業コストや成果から区民の視点に立った評価を行い、今後の施策や事業展開に反映します。
- ⌚ 評価結果を公開することで、行政の透明性を高め、説明責任を果たします。

(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用

①新庁舎の整備

- ⌚ 人にも環境にもやさしく区民に親しまれるとともに、適切な行政サービスを提供することのできる新庁舎の整備を、王子駅周辺のまちづくりと連動して進めます。

②公共施設の再配置の推進

- ⌚ 行政サービスの水準を維持しながら、施設の総量を抑制し、施設機能の集約化・複合化を図ることにより、公共施設の将来コストを縮減します。
- ⌚ 重要度・緊急度に応じた計画的な施設改修や適切な維持補修に努め、建物の長寿命化を図るとともに、使いやすく魅力のある施設への転換に努めます。
- ⌚ 区民のニーズにあわなくなった施設や役割を終えたと考えられる施設については、統廃合や廃止を

検討するとともに、既存施設のさらなる有効活用を図ります。

③区有財産の活用

- 学校施設跡地や遊休施設等の区有財産について、貸付・交換・売却等の方法を含め、地域のまちづくりの推進に寄与するという観点から十分な検討を行い、利活用を積極的に図ります。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
区政への関心度	58.2%	64.0%	70.0%

出典：北区民意識・意向調査

■計画事業

☆【105】AI・RPA等の先端技術の活用

AI・RPA等を活用し、事務の効率化とともに、区民サービスのさらなる向上を図り、人間中心の社会「Society 5.0」への対応を推進する。

所管部：政策経営部・各所管部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	—	—	—

【106】新庁舎の整備

区役所庁舎の老朽化などに対応するため、概ね令和15年度の開庁をめざし、人にも環境にもやさしく、区民に親しみ、だれもが気軽に訪れることができる開かれた新庁舎の整備に取り組む。

所管部：総務部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
整 備	基本計画検討	整 備	基本計画策定・設計	設計・用地取得・整備
	事業費(百万円)	17,776	168	17,608

【107】公共施設の再配置

公共施設をとりまく社会環境や行政需要の変化に対応するため、「北区公共施設再配置方針」に基づき施設の再配置を推進する。

所管部：各所管部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 学校施設跡地・遊休 施設等の用途転換	推 進	推 進	推 進	推 進
改築・改修に伴う周 辺施設の集約化・複 合化	推 進	推 進	推 進	推 進
統廃合・廃止の検討	検 討	検 討	検 討	検 討
PPP 手法の導入検討	検 討	検 討	検 討	検 討
他自治体との連携 検討	検 討	検 討	検 討	検 討
学校施設跡地・遊休 施設等の利活用	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	—	—	—

☆ 【108】トイレリフレッシュ事業

区有施設等に設置されているトイレの洋式化等を計画的に進め、快適なトイレ空間を整備する。

所管部：地域振興部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 区民施設トイレ 19 施設	2 施設整備 1 施設整備・完成	18 施設完成	18 施設完成	
駅前トイレ 5 力所	3 力所完成	2 力所完成	尾久駅完成	1 力所完成
公園トイレ	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	313	280	33

■施策体系図：計画的・効率的な行財政運営の推進

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 計画的な行政運営	
①計画的な行政運営	
計画的な行政運営の推進	
重要課題への総合的かつ戦略的な施策の推進	
(2) 健全な財政運営	
①自主財源の拡充	
自主財源の安定確保	
都区財政調整制度の改善の要請	
国、都への適切な財源措置の要望	
②基金・区債等の計画的活用	
基金・区債等の計画的活用	
③持続可能な行財政システムの構築	
経営改革の推進	
④財政状況を区民と共有	
財政状況の公表	
(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現	
①組織・機構の改革	
横断的な組織体制の構築	
機能的・効率的で弾力性のある組織体制の構築	
②職員定数の適正管理	
効果的な職員配置	
総職員数の適正化	
③内部統制の推進	
内部統制の推進	
(4) 職員の資質の向上	
①職員研修の充実	
協働のまちづくりを推進する職員の育成	
区民から信頼される職員の育成	
高い倫理観と人権意識を持った職員の育成	
②人材が育つ職場づくり	
職員が主体的に課題解決に取り組む職場づくり	
職場で人を育てる意識の醸成	
活力ある職場づくりの推進	
③人材育成の視点に立った人事管理	
長期的・計画的な人事管理	
業務を継承できる職員配置	
能力・業績を重視した人事管理制度の推進	
(5) 効率的な行政サービスの提供	
①行政情報化の推進	
電子区役所の推進	
情報資産の活用	
新たな取組みの効果的な活用	
②行政サービス提供体制の整備	
便利でわかりやすい窓口の整備	
身近で容易な行政サービスの提供	
事務の効率化・区民サービスの向上	
③民間活力の活用	
役割分担の明確化	
積極的な民間活力の活用	
公民連携手法の導入	

【105】AI・RPA等の先端技術の活用

④受益と負担の適正化	
収納率の向上	
受益者負担の適正化	
⑤行政評価システムの活用	
行政評価システムの活用	
評価結果の公表	
職員の意識改革と政策形成能力の向上	
(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用	
①新庁舎の整備	【106】 新庁舎の整備
新庁舎の整備	【107】 公共施設の再配置
②公共施設の再配置の推進	【108】 トイレリフレッシュ事業
公共施設の総量抑制	再掲 021 児童相談所等複合施設の整備
施設の適切な維持補修による長寿命化	再掲 035 区民センターの整備（桐ヶ丘地区）
施設の多目的化や用途転換	再掲 039 北とぴあの改修
施設の集約化・複合化	再掲 043 スポーツ施設の整備
施設の統廃合や廃止	再掲 060 十条駅周辺のまちづくりの促進
施設更新における公民連携手法の導入検討	再掲 087 区営住宅の建替え
他自治体との連携による施設構成の検討	再掲 088 一人暮らし高齢者住宅建設事業
③区有財産の活用	
区有財産の有効活用	

4-3

自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

■北区基本構想

区は、区内に最も身近な基礎的自治体として、個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現するため、区の自主性、自立性の向上に努めます。

また、区内の誇りとなる「北区らしさ」を発見、創造し、他の都市にはない魅力的な北区の地域イメージとして、広く内外に発信します。

さらに、区だけでは解決できない課題については、他の自治体、都、国との連携、協力を進めます。

■基本方針

(1) 自治権の拡充

国や東京都の動向を踏まえて、都区制度や地方自治のあり方についての研究を他区と連携して進めます。

(2) 「北区らしさ」の創造と発信

子育てファミリー層・若年層をターゲットの中心とした区の魅力発信を、区内や民間組織と協働してより一層推進します。

(3) 広域的な連携・協力の推進

国や東京都、他区市町村との連携・協力を推進するとともに、首都東京の自治体として国内外の自治体と幅広い友好関係を築き、相互発展や共存共栄を図ります。

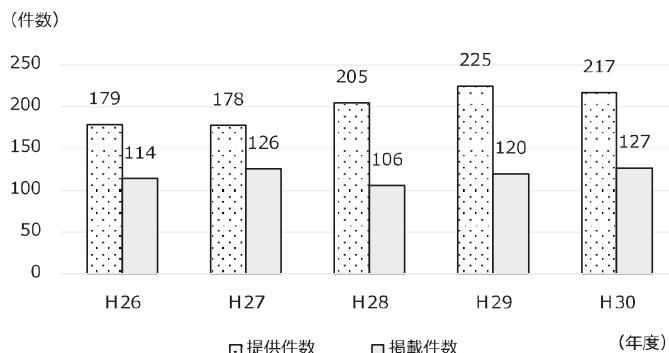
■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待	区（行政）の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 国、東京都、区が実施している事業、役割について関心を持つ。・ 区の個性や魅力を発掘し、SNS を活用して広く発信していく。・ おすすめのスポット等を、積極的に家族や友人に勧める。・ 区と関わりのある都市について関心を持ち、交流イベントに参加する。・ 異なる文化に接しながら、自らの地域の良さを再発見する。	<ul style="list-style-type: none">・ 区民に最も身近な自治体としての責任を持つ。・ 北区ブランドの形成に向けたシティプロモーションを充実させる。・ 観光スポットや区の魅力について、効果的な情報発信を行う。・ 他自治体との連携・協力を推進する。・ 国内外の自治体との交流を促進し、相互発展に努める。

■現状と課題

- 地域の課題を解決する、住民に一番身近な基礎自治体として、区民のニーズや社会情勢の変化に対応した施策を実現していかなければなりません。
- 自主的、自立的な事務事業の執行のため、国や東京都と区の役割分担に応じた適切な財源の配分を求めていく必要があります。
- 都内における北区の知名度やイメージの認知度をさらに浸透させるために、北区の個性と魅力を区内外に向けて広く発信し、知名度やイメージを高めていくことが必要となります。
- 子育てファミリー層、若年層の定住意向を増加させていくため、地域に対する誇りや愛着の醸成、地域への興味・関心を喚起していくことが課題となります。
- 区の持つ魅力を行政だけでなく、区民自身が発見し、区内外へ発信するしくみづくりが必要です。
- 河川の環境保全や土壤汚染等の環境問題、都市計画道路の整備、防災対策等、北区だけでは解決できない課題、区域を越えた取組みが必要な課題については自治体間の連携が必要となります。あわせて観光や産業、福祉や教育、環境問題といった様々な面において、広域連携のメリットを研究していかなければなりません。また、ICTやインターネット環境の発達により、周辺自治体だけでなく遠隔自治体との広域連携も視野に入れることができます。
- 首都東京の自治体として、国内外の自治体と友好関係を築き、相互発展や共存共栄を図っていく責務があります。
- 北区の地域活性化のためには、区民が異なる文化、環境、生活や情報と接しながら、自らの地域への理解や関心を深める機会を持つことが重要です。

報道実績の推移



出典：広報課資料

■施策の方向

(1) 自治権の拡充

①地方分権の推進

❖ 基礎自治体優先の原則のもと、地域の課題を解決する自立した都市となるべく、適切な権限の委譲を国や東京都に求めていきます。

②財政自主権の確立

❖ 事務権限の委譲や拡充に見合う財源確保、課税自主権の拡充を国や東京都に求めていきます。

(2) 「北区らしさ」の創造と発信

①シティプロモーション・イメージ戦略の推進

- ❖ 北区の知名度やイメージを高めていくため、子育てファミリー層・若年層等、中心となるターゲットにあわせた媒体を選定・活用しながら、効果的かつ多角的な情報発信に取り組みます。
- ❖ 北区の個性や魅力の発信力を高めることで、区民の北区に対する誇りや愛着の醸成、地域への興味・関心の喚起につなげ、地域の活性化、地域のきずなづくりへと発展させていきます。

②北区の特性を生かした施策の推進

- ❖ 文化や歴史、水辺やみどりの空間といった北区の資源や特性を活用した北区らしい施策を、区民とともに推進します。
- ❖ 国や東京都、他自治体と連携するとともに、区民や民間組織とも協働しながら、北区の魅力発信を観光事業とともに推進します。

(3) 広域的な連携・協力の推進

①広域的な連携・協力の推進

- ❖ 周辺自治体との連携・協力を推進し、観光・産業・福祉・教育・環境等、多方面における効率的・効果的な取組みについて検討するとともに、大規模な災害時には、国や東京都と連携して支援・受援態勢を整え、迅速な復旧・復興に努めます。
- ❖ 周辺自治体だけでなく、ICT等を活用して遠隔自治体との情報・知識の共有を図ります。

②自治体間の交流の推進

- ❖ 地域活性化と相互発展をめざして、国内外の自治体との交流を推進します。
- ❖ 新たな友好交流都市の選定にあたっては、既存の民間交流や人口・産業・文化等共通の価値観に基づく交流の発展性、また農村と都市等お互い不足する要素の補完性といった観点から検討を進めます。
- ❖ 現在友好都市交流協定を締結している都市とは、相互に協力し、新たな視点から都市間の連携・交流事業のさらなる促進を図ります。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現状 (元年度)	中間 (6年度)	最終 (11年度)
①北区居住意向	21.20%	23%	25%
②他自治体と連携した事業数（年間）	13回	15回	17回

出典：① 都市イメージ調査、② 区調査（事業実績）

■計画事業

☆ 【109】 北区渋沢栄一プロジェクトの推進

新一万円札の肖像となる渋沢栄一翁の功績や渋沢翁を核とした北区の魅力を広く発信し、北区の知名度とイメージの向上を図るとともに、他自治体や関係団体との連携を通じて地域社会の活性化や住民サービスの向上につなげることで、子育てファミリー層などの定住化に繋げるとともに、区民には北区への愛着、北区に住んでいることの誇りを感じられるまちづくりを推進する。

所管部：各所管部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	
	事業費(百万円)	—	—	

※上記のほかに関連して実施する事業として、【029】 北区観光の魅力向上プロジェクト、【048】 グローバル人材育成プロジェクト、【093】 飛鳥山公園の魅力向上事業がある。

【110】 友好都市交流協定の締結

相互の理解と信頼を深め、両都市における地域の活性化と発展をめざして、国内の新たな都市と文化、教育、産業、スポーツなど、様々な交流事業を推進するため、友好都市に関する協定を締結する。

所管部：地域振興部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
4都市協定締結	3都市協定締結	1都市協定締結	1都市協定締結	
	事業費(百万円)	2	2	

【111】 他自治体との新たな連携・交流の推進

友好都市との新たな事業や幅広い連携・交流の推進に向けた検討を行う。

また、「特別区全国連携プロジェクト」により、文化、教育、産業、スポーツなど、様々な分野での新たな連携を模索しながら、東京を含む各地域の活性化やまちの元気につながるような取組みを展開する。

所管部：各所管部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	17	10	6

■施策体系図：自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 自治権の拡充	
①地方分権の推進	
権限移譲と職員移管等の要請	
新たな都区関係の構築	
②財政自主権の確立	
安定的・恒久的な財源確保の要請	
税源拡充の要請	
(2) 「北区らしさ」の創造と発信	【109】 北区渋沢栄一プロジェクトの推進
①シティプロモーション・イメージ戦略の推進	
シティプロモーション方針のさらなる推進	再掲 029 北区観光の魅力向上プロジェクト
地域のきずなづくりへの発展	再掲 037 (仮称) 芥川龍之介記念館の整備
イメージ戦略の展開	再掲 038 ドナルド・キーン氏の功績を生かした 特色ある文化事業の展開
②北区の特性を生かした施策の推進	
北区らしい施策の推進	再掲 040 国指定史跡中里貝塚の保存・活用
魅力発信事業の推進	再掲 044 「トップアスリートのまち・北区」推進 プロジェクト
	再掲 048 グローバル人材育成プロジェクト
	再掲 093 飛鳥山公園の魅力向上事業
(3) 広域的な連携・協力の推進	
①広域的な連携・協力の推進	【110】 友好都市交流協定の締結
周辺自治体との連携・協力の推進	【111】 他自治体との新たな連携・交流の推進
②自治体間交流の推進	
友好都市との交流の推進	再掲 072 他自治体等からの受援体制の構築
	友好都市交流協定の締結の検討

IV 參考資料

地域別整備計画



(1) 地域等の区分の考え方

北区は、JR 京浜東北線に沿った武蔵野台地の崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられます。そして環状7号線が区の中央を東西に横断するとともに、荒川、隅田川、新河岸川に囲まれ、さらに南西から北東にかけて石神井川が流れています。

これらの鉄道や幹線道路、そして河川により分けられる区域は、区民の日常生活圏や地域のコミュニティ形成の上で、概ねひとつのまとまりをもって発展してきた経緯があります。

このような地理的条件や、社会的慣行を踏まえつつ、北区全体を下記の3地域7地区に区分しています。

赤羽地域 浮間地区・赤羽西地区・赤羽東地区

王子地域 王子西地区・王子東地区

滝野川地域 滝野川西地区・滝野川東地区

(2) 公共施設整備の基本的な考え方

地域の公共施設は、区民の生活環境の向上等地域の発展にとって重要な役割を果たすものです。従って施設の整備を推進するにあたっては、区内全体のバランスを考慮した上で計画を策定する必要があります。北区の公共施設は、これまでの計画の着実な推進により、各地域において概ね整備が進展してきました。しかし今後は、小・中学校をはじめとした多くの公共施設がその更新の時期を迎えるため、計画的に対応していく必要があります。

さらに、北区の人口は、現在は増加傾向ではありますが、今後減少していくことが予想され、少子高齢化の進展に伴う人口構成の変化もあり、公共施設に対するニーズの量と質が変化していきます。将来にわたり持続可能な公共施設の管理に取り組む必要があります。

本計画では、このような観点から計画期間中における公共施設の整備については、次のような基本的な考え方に基づいて進めます。

① 建設経費と維持管理費の縮減

公共施設の建設にあたっては、緊急性、必要性、費用対効果、将来需要等を十分考慮し、企画、設計の段階から地域住民の意見を十分に参考にしつつ、工事から施設の管理運営までの各段階において経費の縮減を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めます。

② 区有施設保全計画による計画的な更新

公共施設の保全については、北区施設維持管理システムを十分に活用しつつ、中長期改修シミュレーションを行い、適切な時期に適切な保全工事に取り組み、計画的で効率的な施設の維持管理を行います。

③ 公共施設マネジメントの推進

公共施設を適正に維持管理し、限られた資源の中で区民サービスの向上を図ります。また、北区公共施設再配置方針に基づき、公共施設のマネジメントや総量抑制の方策（用途転換、集約化・複合化、

統廃合・廃止) 等について具体的な取り組みを進めます。

④ 施設の有効活用の推進

適正配置等を進めるにあたり生じた遊休施設は、地域住民の意見を参考にしながら、転用、複合化、多目的利用等の適正な遊休施設利活用等計画を策定しつつ既存施設の有効活用を図ります。

(3) 地区別の計画事業

① 浮間地区

○ 範囲

浮間1～5丁目

○ 課題

- ・都心への移動が便利である一方、地区内における鉄道駅までの交通利便性の向上が求められています。
- ・工場跡地におけるマンション建設が進んでいることから、操業環境を保全するとともに、住・工が共存したまちの形成が求められています。
- ・荒川と新河岸川など、水辺空間のさらなる活用を図っていくとともに、水害への対応の向上が求められています。
- ・浮間ヶ原の桜草や、氷川神社の例祭、マンゴリ（万垢離）などの、古くからの歴史・文化資源を、次世代に継承していくことが求められています。
- ・健康づくりや交流を一層促進する環境づくりを進めていくため、公園や河川敷へのアクセス性や地区内の回遊性を高める必要があります。

○ 主な計画事業

- 【013】 保育所待機児童解消
- 【057】 駅周辺まちづくりの整備促進
- 【063】 浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進
- 【082】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【087】 区営住宅の建替え

② 赤羽西地区

○ 範囲

赤羽北1～3丁目、桐ヶ丘1～2丁目、赤羽台1～4丁目、赤羽西1～6丁目、西が丘1～3丁目、上十条5丁目、十条仲原3～4丁目、中十条4丁目

○ 課題

- ・交通結節点である赤羽駅までの交通手段の充実が求められています。また、区内外から自転車で赤羽駅を訪れる人が多く、鉄道駅周辺の駐輪場整備や放置自転車対策など安全な自転車利用環境が求められています。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・UR赤羽台団地、都営桐ヶ丘団地などの大規模団地の更新に伴う公共も含めた生活利便施設の集積やオ-

・プンスペークスの整備などによる良好な生活環境の形成が求められています。

- ・東洋大学との連携の促進や旧赤羽台東小学校跡地の活用などにより、子育てや教育環境の更なる充実が求められています。
- ・国立スポーツ科学センターと味の素ナショナルトレーニングセンターなどによるハイパフォーマンススポーツセンターの立地を活かし、トップアスリートと地域の子どもとの交流の機会を創出するとともに、公園や緑道、道路などを活かして運動を通じた健康づくりができる環境づくりが重要です。
- ・公園や緑地の保全を図るとともに、新規整備や再整備を進めていくことが重要です。
- ・地域特有の文化を、地域活性化に向けて保全・活用するとともに、次世代に継承していくことが必要です。

○ 主な計画事業

- 【013】 保育所待機児童解消
- 【021】 児童相談所等複合施設の整備
- 【023】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行
- 【035】 区民センターの整備（桐ヶ丘地区）
- 【042】 桐ヶ丘体育館の改築
- 【050】 学校の改築
- 【057】 駅周辺まちづくりの整備促進
- 【064】 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進
- 【065】 都市防災不燃化促進事業
- 【066】 防災まちづくり事業の推進
- 【077】 都市計画道路新設・拡幅整備
- 【078】 幹線区道新設・拡幅整備
- 【080】 無電柱化事業の推進
- 【082】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【085】 総合的な駐輪対策の推進
- 【087】 区営住宅の建替え
- 【092】 魅力ある公園づくり事業
- 【094】 (仮称) 赤羽台のもり公園の整備
- 【098】 桐ヶ丘中央公園の拡張整備

③ 赤羽東地区

○ 範囲

赤羽1～3丁目、岩淵町、志茂1～5丁目、赤羽南1～2丁目、神谷2～3丁目、東十条5～6丁目

○ 課題

- ・古くから住んでいる住民とマンションなどに移住してきた新住民との交流を促進するとともに、地域コミュニティの形成を図ることで、災害時の助け合いや地域のにぎわいづくりを支える地域のつながりを強めています。
- ・地区内の東西を結ぶバス路線がないことから、地区内における交通利便性の向上が求められています。また、区内外から自転車で赤羽駅を訪れる人が多く、鉄道駅周辺の駐輪場整備や放置自転車対策など安全な自転車利用環境が求められています。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の

場としていくことが求められています。

- ・近年、工場の移転に伴い、跡地に集合住宅などが建設され、住・工が調和した土地利用の誘導やまちなみの形成が求められています。
- ・河川の水辺空間は、生物の生息空間にもなっており、生物多様性の観点からも貴重な環境となっているため、水辺空間の保全・活用を進めていくことが必要です。
- ・まちの歴史・文化資源を、住民との協働により保全・活用しながら、次世代に継承していくことが必要です。
- ・志茂地区などの木造住宅密集地域が残る地区では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる燃え広がらないまちづくりや、震災時に避難路となる主要な道路の沿道建築物の不燃化などによる安全性の確保が求められており、継続的に防災まちづくりを進めることが必要です。
- ・地区全域が低地であることから、水害危険性の周知を図るとともに、大規模水害発生時の台地部への避難路の確保が求められています。

○ 主な計画事業

- 【011】老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備
- 【013】保育所待機児童解消
- 【023】子どもセンター・ティーンズセンターへの移行
- 【043】スポーツ施設の整備
- 【050】学校の改築
- 【057】駅周辺まちづくりの整備促進
- 【059】赤羽駅周辺のまちづくりの促進
- 【065】都市防災不燃化促進事業
- 【066】防災まちづくり事業の推進
- 【080】無電柱化事業の推進
- 【082】鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【092】魅力ある公園づくり事業
- 【096】(仮称)新神谷公園の整備
- 【099】水辺空間を利用したにぎわいの創出

④ 王子西地区

○ 範囲

上十条1～4丁目、十条仲原1～2丁目、中十条1～3丁目、岸町1～2丁目、十条台1～2丁目、王子本町1～3丁目、滝野川4丁目

○ 課題

- ・地域の交通利便性や安全性の向上、地域の一体化を図るために、JR埼京線の連続立体交差化を進めるとともに、十条駅や東十条駅を中心とした駅周辺まちづくりの推進が求められています。また、安全で快適な市街地の形成に向けて、連続立体交差化にあわせた道路整備を進めることが必要です。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・数多く残る歴史・文化資源を次世代に継承しながら、区内外に発信していく必要があります。
- ・緑豊かで四季折々の自然が楽しめるスポーツ公園の魅力を、区内外に発信していく必要があります。
- ・スポーツを通じた交流や相互理解を育み、誰もが運動を通じた健康づくりができる環境が求められています。

- ・十条地区などの木造住宅密集地域では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。

○ 主な計画事業

- 【013】 保育所待機児童解消
- 【057】 駅周辺まちづくりの整備促進
- 【058】 王子駅周辺のまちづくりの促進
- 【060】 十条駅周辺のまちづくりの促進
- 【061】 東十条駅周辺のまちづくりの促進
- 【065】 都市防災不燃化促進事業
- 【066】 防災まちづくり事業の推進
- 【077】 都市計画道路新設・拡幅整備
- 【078】 幹線区道新設・拡幅整備
- 【080】 無電柱化事業の推進
- 【081】 橋梁整備
- 【082】 鉄道駅工レベーター等整備事業
- 【083】 駅周辺へのエレベーター等の設置
- 【092】 魅力ある公園づくり事業
- 【097】 名主の滝公園の再生整備

⑤ 王子東地区

○ 範囲

東十条1～4丁目、神谷1丁目、王子1～6丁目、豊島1～8丁目、堀船1～4丁目

○ 課題

- ・王子駅周辺のまちづくりとあわせた、交通結節機能の更なる強化や王子駅を中心とした地域の回遊性向上が求められています。
- ・新庁舎の整備を契機として、高い交通結節機能を活かしたにぎわいの創出を進めていくことが求められています。
- ・大規模工場と住居の共存を図り、地域に根付いた産業を継承していく必要があります。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・水辺やみどりにめぐまれた環境を保全・整備するとともに、その空間を活用していくことが求められています。
- ・地区内に数多く残る史跡などの歴史・文化を活かしたまちづくりを展開するとともに、次世代に継承し、あわせてその魅力を区内外に発信していく必要があります。
- ・豊島や堀船などの木造住宅密集地域では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。

○ 主な計画事業

- 【005】 いきがいづくり支援事業
- 【010】 特別養護老人ホームの整備・改修
- 【013】 保育所待機児童解消

- 【023】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行
- 【039】 北とぴあの改修
- 【043】 スポーツ施設の整備
- 【050】 学校の改築
- 【057】 駅周辺まちづくりの整備促進
- 【058】 王子駅周辺のまちづくりの促進
- 【061】 東十条駅周辺のまちづくりの促進
- 【079】 (仮称) 旧北王子支線跡地遊歩道の整備
- 【081】 橋梁整備
- 【082】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【083】 駅周辺へのエレベーター等の設置
- 【099】 水辺空間を利用したにぎわいの創出
- 【106】 新庁舎の整備

⑥ 滝野川西地区

○ 範囲

滝野川1～3丁目、滝野川5～7丁目、西ヶ原1～4丁目、上中里1丁目、中里1～3丁目、田端1～6丁目

○ 課題

- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・歴史的な公園・庭園、防災に配慮した公園、石神井川などの水辺や緑地の保全を図るとともに、木造住宅密集地域では身近な公園・緑地が不足していることから、その整備が求められています。
- ・文士村などの歴史・文化資源や産業の歴史を次世代に継承するとともに、地域資源として保全・活用し、地域のにぎわいづくりを進めることができます。
- ・西ヶ原や滝野川などの木造住宅密集地域では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。

○ 主な計画事業

- 【013】 保育所待機児童解消
- 【023】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行
- 【037】 (仮称) 芥川龍之介記念館の整備
- 【043】 スポーツ施設の整備
- 【051】 学校施設の長寿命化の推進
- 【057】 駅周辺まちづくりの整備促進
- 【062】 板橋駅周辺のまちづくりの促進
- 【065】 都市防災不燃化促進事業
- 【066】 防災まちづくり事業の推進
- 【077】 都市計画道路新設・拡幅整備
- 【080】 無電柱化事業の推進
- 【082】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【083】 駅周辺へのエレベーター等の設置

- 【088】 一人暮らし高齢者住宅建設事業
- 【092】 魅力ある公園づくり事業
- 【093】 飛鳥山公園の魅力向上事業
- 【095】 (仮称) 滝野川三丁目公園の整備

⑦ 滝野川東地区

○ 範囲

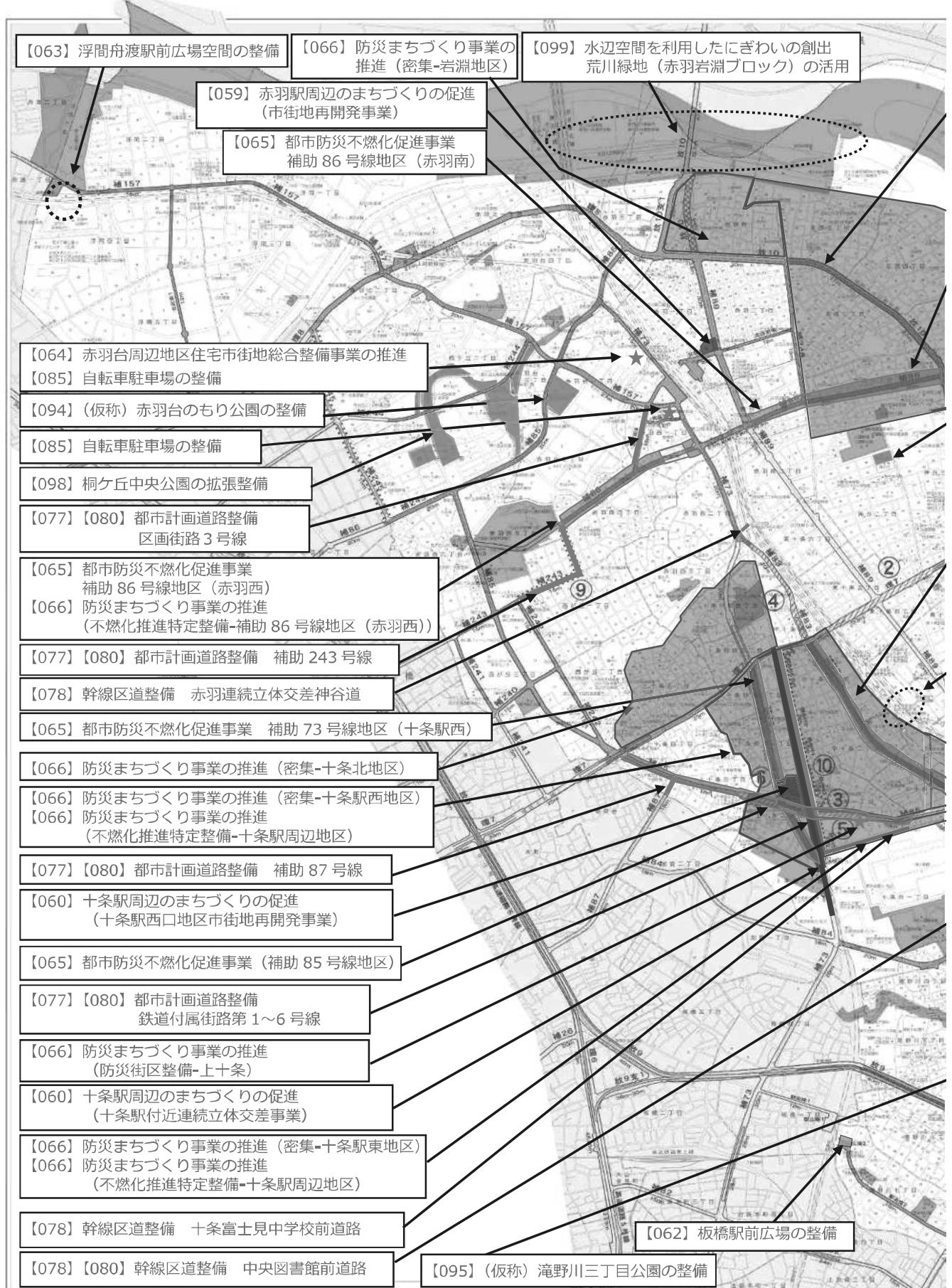
栄町、上中里2～3丁目、昭和町1～3丁目、東田端1～2丁目、田端新町1～3丁目

○ 課題

- ・地区内を縦貫する明治通りに沿ってバス路線が通っている一方で、台地に沿った鉄道や操車場により分断されていることから、西側の台地部へと移動できる東西を結ぶ動線の確保が求められています。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・田端駅周辺の既存の業務機能の維持を図るとともに、商業施設や住宅など、多様な機能が集積する複合拠点の育成が必要です。
- ・集積している既存の事業所の操業環境の保全を図り、周辺の住宅とともに住・工が共存した市街地の形成が求められています。
- ・地域に根付いた歴史・文化資源を次世代に継承しながら、区内外に発信していく必要があります。特に中里貝塚については、その価値を広めていくことが重要です。
- ・栄町や上中里などの木造住宅密集地域では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。
- ・地区全域が低地であることから、水害危険性の周知を図るとともに、水害発生時の台地部への避難路の確保が求められています。

○ 主な計画事業

- 【010】 特別養護老人ホームの整備・改修
- 【013】 保育所待機児童解消
- 【040】 国指定史跡中里貝塚の保存・活用
- 【057】 駅周辺まちづくりの整備促進
- 【082】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【088】 一人暮らし高齢者住宅建設事業
- 【108】 トイレリフレッシュ事業



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用したものである。
(承認番号 平28情使、第855号) 地図提供 (株)船津地図社

